

工賃計算の基礎と爲るべきものは織揚臺帳及各職工交付の作業日誌（通帳）なるも右は工賃精算期迄は單に織物品名數量等記入し工賃の記載無きもの多し

### 五、雜綿布整理工場

#### 作業の内容工程

輸出用大巾二四吋以上のもの及小巾内國向雜綿布の整理にして工程左の如し  
雜綿布を「ロール」と稱する機械に掛けて目潰を爲し之に適度の糊附を爲し廻連乾燥機に掛けて乾燥す乾燥すれば布は收縮するを以て幅出機に依り一定規格の幅員と爲したるものを檢尺機にて檢尺し各一反宛に巻取機を用ひ反卷す（以上機械的作業）  
反卷せるものに對し「スタンプ」金粉等を以て意匠商標を施し仕上を爲し商品となれるものを包装の上工程を終る

以上工程中機械的作業は悉く主要なるものにして何れも懸隔無之

#### 工賃算出方法

機械的作業は何れも月給制度にして仕上作業は出來高拂の場合あり

機械的作業主任者

月給三〇圓

見習工は東北地方の者にして五ヶ年間三百圓位とす

仕上工（意匠付）一反一厘位にして一日八百反乃至九百尺仕上ぐ 八〇錢——九〇錢  
準 報 酬

食事三食給與し年期契約者には被服を支給す

### 六、綿絲染色工場

#### 作業の内容工程

綿絲を大釜に入れ約一時間三十分乃至二時間位煮沸して水洗の上水を搾り綿絲一玉を六分の一に分割し之を染料調合の染液を入れたる釜の中に一玉分全部の絲を入れ約三十分間位経過し染色せらる  
右の染色したる絲を水洗し之を竿に通して日光曝露乾燥の上絲を一玉に結束して工程を終る  
以上工程何れも共同作業にして分業と爲さず

#### 工賃算出方法

工賃は何れも日給制度とす

本 職 工

八〇——一圓二〇錢

見習工月五圓位より順次昇給し一二、三圓迄とす

#### 準 報 酬

見習工及住込のものに對しては三食を給與し通勤者は何等の準報酬無之



作業の内容工程

七、サイディング工場（絲に糊附作業）

サイディング工場は獨立して該工場を經營するものと織物工場に附屬するものと二種類あり何れも織物の準備工程たる糊附作業とす

織物工場に於て「ビーム」と稱する一種の巻取機に幅員は異なるも織物の縦絲長さ一萬二千碼を巻附けたる所謂荒巻を左の順序に依り工程を進行す

(1) 糊及各種の糊附原料品を調合し之を「タンク」に入れ微溫程度と爲し攪伴し「ポンプ」を以て鐵管を經過し糊附鍋に輸送す

(2) 荒巻は機械の廻轉に依り糊附鍋にて糊附を爲し「シリンダー」（蒸汽充滿の太鼓形のもの二個を備ふ）を通過する間に乾燥せるものを「チキリ」に巻附（織機一臺分約千二百碼）工程を終るサイディング機械一臺に對し監督者一名ありて指揮監督し分業とせず共同作業なり

工賃算出方法

工賃は月給及日給制度とす

監督者	月給三十六圓
火夫	三十六圓

サイディング工

三十圓

見習工

日給五〇錢位より順次昇給す

準報酬

三食給與別に住宅の利益あるものあり

參考事項

サイディング工場の糊附請負工賃左の如し

織物種類	カナキン	長さは何れも一二〇碼
幅員二六吋	工賃	二〇錢
二八吋		二二錢
三〇吋		二四錢
三三吋		二七錢
三五吋		二九錢
三八吋		三二錢
四〇吋		三四錢

尙明細は縦絲一時間の本數に依り工賃計算するものとす



八、クリーニング工場

作業の内容工程

洗濯ものを集め之を撰別して綿布類は水洗し毛織物は揮發油を用ひドライクリーニングし乾燥の上  
電気アイロン、蒸汽アイロン、プレツシング（高壓蒸汽を用ゆ）等を以て仕上を爲し包装して客に  
配達す

主要工程は仕上及揮發ドライクリーニング等にして相當技術を要するも其の他は輕易に付見習工  
を以て之に充つるものとす

工賃算出方法

工賃は月給制度とす

職 工 二十圓程度

見 習 工 月一圓より順次昇給五圓位迄の間とす

準 報 酬

職工も見習同様三食給與す尙見習工には被服を給す

九、組物、編物業

工場業態別分類に依れば組物、編物と在るも此には管内に比較的組物、編物工場中多數を占むる麻真

田工場及編網工場に就き證明す

麻真田工場

作業の内容工程

原料馬尼ラ麻を麻絲連續工場に於て連續し之を「カナ」と爲したるものを繰返機に掛け繰返し「セ  
ロハン」卷を爲し次に之を管卷し準備工程を終り製紐機を以て真田を造り反卷機を以て整反仕上ぐ  
るものとす

工賃算出方法

工賃は大體日給制度なるも反卷は出來高拂とす

繰 返 工 一人一〇鍾擔當し一日五六〇反分繰返日給四〇錢位

セイロハン卷 一人二五鍾擔當し一日五六反分作業 日給四五錢位

管 卷 一人二〇鍾擔當一日二八〇反分の作業日給四〇錢位

製 紐 一人五〇臺擔當一日一三〇反 日給五〇錢—六〇錢

擔當臺數は絲の數に依り異なる

反 卷 座業にして一臺の反卷機を自己の手にて運轉し一日平均一三〇反乃至二五〇反

位整反す工賃一反四厘一日五二錢——一圓位



麻真田の幅員は四耗乃至一三耗にして一反は七二碼乃至八〇碼とす荷造は二〇反、二五反を一括とす

準報酬

大部分通勤に付準報酬關係無之

十、編網工場（漁網用）

作業の内容工程

チーズ卷二〇番手綿絲を紡績會社より購入し之を撚絲機にて二筋以上を合せ撚絲と爲したるものを足踏編網機に依り適宜の目合（目合とは曲尺五寸の間に網の目を何程とするかを云ふ之を何節と云ふ場合あり）に編網す

但し管内大部分工賃請負工場にして問屋より燃絲を交付せらるるを以て工程は單に編網のみとす  
漁網一反長さ曲尺五〇〇尺幅員一定せざるも大體一尺二寸乃至二尺位とす

工賃算出方法

工賃は何れも出來高拂にして工賃表の定めあり

目 合	問屋よりの請負工賃	職工支拂工賃	一日作業高（熟練工）
十四節	一間	五錢	一間三錢八厘
			十五間

準報酬

女子一日三食給與し十五錢徴收に付一日金六錢を準報酬とす

十一、麻絲連續工場

作業の内容工程

原料麻ニラ麻を麻蔬機にて蔬き之を麻絲連續機に掛け生絲を以て連續（繼續）し連續機の「カナ」六〇〇廻轉千八百尺に達するとき機械は自然に停止する装置し在り而して右の六百廻轉千八百尺を「一カナ」と爲し工賃單價と爲す

用途は麻真田組物となる

工賃算出方法

工賃は何れも出來高拂にして毎月A地方に於てはA輸出麻真田工業組合及A麻絲同業組合の幹部間に於て協定せるものに基く



連	一カセ(六、七匁のもの)	甲一錢二厘	乙五厘、丙無賃
績	一人一日の出來高	一等四〇カセ	四十八錢
工		二等三〇カセ	三十六錢
		三等二〇カセ	二十四錢

麻蔬工 工賃一貫匁十錢一人一日十貫匁位 一圓

參考事項

右兩組合協定工賃

一カナ(六、七匁)	一貫	四圓八十錢
一カナ(七、八匁)	〃	四圓六十錢
一カナ(九、一〇匁)	〃	四圓
一カナ(十三、十四匁)	〃	三圓五十錢

大部分通勤にして準報酬は殆ど無之

十二、蛹 工場

作業の内容工程

製絲工場に於て煮繭して繰絲せる煮繭の殘骸即ち蛹を製絲工場より購買し該蛹を長方形の大桶に入れ約五分間華氏二百度位の蒸汽を以て煮沸し之を外部へ出て餘熱の冷却せざる間に捧に掛けて振ひ蛹と屑物絲を分離す此の屑物絲を「ビス」と稱し絹絲紡績原料と爲り蛹は養魚飼料として販賣す尙「ビス」は第一回は湯にて洗滌し其の後二回水洗して除水器に入れ壓搾の上「ビス」を叩き幾分残りの蛹を完全に除き「ビス」を乾燥室に入れ約六時間放置後完全に乾燥し商品と爲る

工賃算出方法

工賃は何れも日給制度とす

蛹煮沸係、蛹と屑物と分離するもの

輕易なる業務にして七五錢——一圓五錢

ビス洗滌係、ビス乾燥係

重要工程にして一圓三十錢程度

準報酬

三食給與、住宅貸與する工場と準報酬關係全然無きものあり

第二款 機械器具工場

一、鑄物工場



作業の内容工程

機械製造業洗鐵（俗にズク）を鑄造して所要の型體と爲し之を旋盤にて旋削したるものを仕上げ組立て機械と爲す

器具工場、機械工場と略同様のものと解す

工賃の算出方法

一、鑄物工場（諸機械製作）

雑役以外は出來高拂とす

鑄造工

生形（ナマ形）一般的のもの工賃製品一貫匁四錢一日四〇貫位を普通とし一圓六〇錢

燒形型の厚さもの重量多きもの工賃一貫匁（製品）五錢一日三〇貫を普通とし一圓五〇錢

廻し形、圓筒形を造る工賃製品一貫匁八錢一日普通二〇貫匁製作し一圓六〇錢

規格一定のものは一個の工賃を定めて計算す

雑役日給 九〇錢——一圓二〇錢

二、鑄物工場（鍋釜製作）

鑄工は出來高拂、雑役は日給制度

鑄造工一人を七五錢とし鍋釜の直徑に依り一人幾個と定む

一日約一圓——一圓六〇錢

雑工日給七〇錢——一圓

三、機械製造業（毛織物織機）

火造（鐵工）日給（一〇時勤務）一圓八〇錢

組立工（織機ノ組立ヲ爲ス）出來高拂

七五吋の織機一臺を組立て工賃七圓四〇錢にして従業員八人を以て一日間に一臺八分進行に付一人

一日約一圓六六錢となる之を俗に聯合請取と云ふ

仕上工日給（一〇時間）一圓八〇錢

旋盤工日給（シ）一圓八〇錢、場合に依り出來高拂とす

此の場合は工賃單價表に依る

見習工、小遣給與程度とす但し場合に依りては出來高拂と爲すことあり

準報酬

見習工は食事及被服の給與あるも其の他は殆ど準報酬無之

參考事項



本業は大部分出来高拂に付各人の作業高を明記せる作業傳票又は工作傳票等保存し在り尙工賃單價表は異動の都度職工に告知するものに付之又保存しあり

第三款 化學工場

一、窯業セメント製造工場

作業の内容工程

原料は岩石及粘土にして之を工場内に搬入し岩石は「ゲイトクラツシャー」及「ハンマクラツシャー」と稱する粗碎機にて粗碎し、粘土はドライヤーにて乾燥の上岩石の粗碎せるものと混合して粉碎更に微碎す

右微碎の原料を「キルン」(廻轉窯)に入れ石炭を以て焼成す(キルンへの原料輸送及焼成したるものの窯出は全部機械装置に依る)

焼成したるもの「クリンカー」焼塊を機械にて粉碎したるものを「セメント」と稱す

セメントは最近紙袋に機械を以て詰め一袋を詰め終る毎に袋は自然に轉落し詰口は自然に封緘せらるる装置を爲し在り

紙袋詰のセメントは之を一個毎に重量検査を爲し貯藏又は發送す

試験室

原料及製品の分析並試験を爲す 各工場に何れも設置しあり

工賃算出方法

工賃は職員は大體月給制度にして職工は日給制度とす

原料粉碎工 七八錢——一圓六〇錢 平均一圓二八錢

焼成工 八〇錢 一圓四五錢

仕上工 原料粉碎工同額

包装工 八五錢——一圓三〇錢

試験室勤務の職工 一圓七七錢

見習工は年齢學歷等を綜合して考察して決定す 大體高等小學校卒業者は初任給一日六〇錢とし三ヶ月間を見習とし四ヶ月目に本工となし其の者の技能に依り工賃決定せらる

準報酬

社宅の設備あり之に收容す賃貸料として徴收せざるも電燈料及家屋税相當のもの平均一戸一ヶ月一圓五〇錢徴收す

一戸平均十疊位其他準報酬なし

二、瓦、洋瓦、煉瓦、陶管



作業の内容工程

原料は粘土又は赤土にして之を土練機にて適當に練り該練土を以て瓦其の他の成型を手又は機械に依り製作す之を俗に素地ソヂと稱す

素地は適當に日光に曝露して乾燥を爲したる後之を窯に入れ焼成し製品となる

工賃算出方法

一、日本型瓦

成型工（上師又は素地屋と云ふ）出來高拂とす

管内大體一人九十錢と定め工賃は歩立表に依り計算す（歩立表は千枚幾人と定む）

土練工（土打と云ふ）出來高拂 歩立表に依り計算す

焼成工（窯たき）現在の處事業主又は其の家族に於て行ふ

二、洋瓦 何れも出來高拂（歩立表に依り計算す）

高級品成型工 一日約一圓二〇錢

成型工 一日約 九〇錢

土練工 一日約一圓

仕上工 一日約 五〇錢

撰別工 一日約 九〇錢

荷造工 一日約 八〇錢

焼成工 月給三十二圓程度

三、煉瓦 何れも出來高拂にして工賃表に依り計算す

煉瓦素地 一〇、〇〇〇個工賃 二七圓五〇錢

土打 九圓

拔方 一〇圓二五錢

表菰持 八圓二五錢

窯積 五圓二五錢

解説

煉瓦素地とは原料土練の過程より拔方の工程を経て日光乾燥を爲し雨露を防ぐ藁菰覆を爲す表菰持の工程を經過し焼成を爲し得る迄の工程を云ふ

窯積焚とは練瓦素地を窯に積込み之を焼成完了迄の工程を云ふ

四、陶管

職工（素地に羽付するもの）



出來高拂にして工賃表に依り計算す

一日 男工 一圓三〇錢

女工 七〇錢

雜役（土練、成型、乾燥各兼務）

日給制度

土練を主とするもの 一圓一〇錢

成型を主とするもの 九〇錢

焼成工

日給九五錢、一晝夜連続にて一圓九〇錢と爲り別途手當夜食料二一錢計二圓一一錢 但し一晝夜交替とす

準報酬

住宅の利益及事業主宅に寄寓するものには食事を給與す

參考事項

大部分出來高の關係上工場より職工に對し作業日誌（素地帳又は通帳）を交付し日々の出來高を記載し總勘定は毎半期舊正舊盆に於て行ふものとす

### 三、護謨製造業

#### 作業の内容工程

護謨製造業とは熱帶地方に於て採培の護謨樹より搾りたる液汁を輸入し之れに藥品を混和して固形物とし一定の製品となすものを云ふ當所管内には未だ斯る工場存在せず現在護謨工場と稱するは一度護謨を原料として製品となし使用後廢物となりたるものを購入し「ロール」と云ふ機械に數回掛け粉末となし之に重油其の他の藥品を混和して練り固形物と爲し販賣する程度のもものと生護謨を購入して自動車の「タイヤ」の龜裂部分を除去し該部分へなま護謨を塗布し「タイヤ」半徑程度の鐵製乾燥機に入れ約三十ポンドの蒸汽乾燥を爲し上部に乾燥護謨を附着する所謂自動車タイヤ修理業の二種とす

#### 工賃算出方法

工賃は何れも日給制度とす

廢物利用して護謨固形物を造る工場

ロール係 一臺二人を要す 見習工にして月給五圓、一日五〇貫匁位

調合係 重油、藥品と調合するものにして比較的重要工程なり

練上係 右調合のものと「ゴム」粉末とを混和し練るものを云ふ



調合、練上は兼務にして日給一圓五〇錢

自動車タイヤ修理工場

修繕工 日給一圓

見習工 月一圓—五圓

準報酬

見習工には食事を給與す 準報酬一日金三十錢とす

第四款 食物工場

一、清酒醸造工場

作業の内容工程

玄米を精米機に依り一割乃至五割程度に精白し之を洗米機にて洗滌し約一晝夜桶に入れ水にて浸漬したる上水を除き蒸器（コシキ）に入れて約一時間蒸せるものを保温装置の室に入（麴蓋に入れて）れ製麴作業を爲す

約二日間にして製麴作業を終りたるものを原料（もと）と稱す此の原料と順次米を蒸したるものとを混和し酒母を造る此の工程を反覆し十石に達したる時醱酵して濁酒となりたる時之を袋に入れ壓搾機に掛り粕と液體と分離し液は清酒となる

右の清酒を機械又は釜にて沸煮し所謂火入の工程を経て桶又は「タンク」に入れて貯藏す

管内清酒工場は毎年十二月初旬に開始し大體三月上旬に終るを以て季節工業に該當するもの多し

工賃算出方法

工賃は何れも日給制度とす

杜氏	月給一〇〇圓位
麴師	五〇圓位
酒母係（ダキヤ）	四五圓位
普通醸造工	日給一圓二〇錢位
準報酬	
食事給與一日金三十錢	

二、味淋醸造工場

作業の内容工程

碎白米及精白米を原料として酒母を造る（此の間の工程は精酒の部門に説明しあり）酒母は工程に従ひ清酒と爲し之を蒸溜して焼酎に變化すれば之に糯米及麴を加へ約七十日間位経過し壓搾機に掛け搾り粕と液體を分離し液を味淋と稱す



工程

清酒醸造——焼酎蒸溜——味淋仕込

(焼酎蒸溜迄の工程を終れば味淋仕込は何時にても出来得るものとす従て本醸造は季節工業に該當せず)

工賃算出方法

何れも日給制度とす

清酒醸造は清酒の部門にあり

焼酎蒸溜及味淋仕込は八〇銭——一圓五〇銭

準 報 酬

食事給與一日金三十銭

参考事項

味淋醸造工場は其の作業日數一年間百二十日以上超過するは勿論長期に亘るものは約二百七十日間位製造工程繼續するものに付之が使用人全部を被保険者と爲すべきものと認む(工場法適用及健法第十三條三號該當)

尙管内に於て現在被保険者資格取得届を提出しあるは少數なるも味淋工場は約二十三工場有之趣なり

三、味噌溜醸造工場

作業の内容工程

大豆を購入して之を煽風機にて塵埃を除去したる上洗滌器を以て洗滌したるものを「タンク」に入れ水に浸漬(夏時一時間半、春秋期二時間半、冬期三時間半位)し之を蒸器(俗にこし器)に入れ壓力一ポンド位の蒸気を約五時間位通して蒸し次の工程たる味噌玉機にて直徑五分乃至七分位に丸め然る後放冷す

右の放冷せる味噌玉に種麴を混和し麴蓋と稱する箱に入れ保温装置の室(ムロ)に入れ約二日間放置し此の間約二回手入を爲す二日間經過して室より外部に出し二日間乾燥したる後仕込桶へ鹽水と混和し上部に布を覆ひ其の上に重石を置き約一ヶ年間放置し汁と味噌と分離し汁は溜と稱し販賣す重要工程

室の温度の調節及仕込の際に於ける鹽水の分量、比重の測定にして主任者たる杜氏之を擔當し其の他は雜役とす

工賃算出方法

工賃は何れも日給制度とす



杜 氏

一圓八〇錢——二圓二〇錢

醸造工

六〇錢——一圓一〇錢

準報酬

食事給與す 春の彼岸より秋の彼岸迄は一日四食其の間は一日三食とす

四、菓子製造工場

作業の内容工程

菓子の種類に依り製造工程悉く異なるを以て此には代表的のものを記載す  
ビスケット

原料 小麥粉、砂糖、脂肪

- 1、右の原料を混合機に入れ水を以て約四十分間練る
- 2、練りたる原料を二、三回ロールと稱する機械を通過させ一定度の厚さに定む
- 3、一定度の厚さに定めたるものを所要の型に切斷機にて切斷す
- 4、一定の型と爲したるものを金網又は鐵板に積み窯に入れ焼成す（窯は長さ約五十尺幅四尺にして電熱に依り右の鐵板に積載し約五分間に窯を通過する間に焼成す）
- 5、包装荷造發送

キャラメル

原料 砂糖ミルク、バター、香味料

- 1、バター、香味料を除く他の原料を混合機に入れ砂糖溶解程度加熱しつつ混合す
- 2、二重釜に入れ蒸汽にて約四十分間煮詰めたる處へ「バター」を入れ四、五分間經過し香味料を入れる
- 3、冷却後ロールを通過して厚さを揃へ切斷機を以て切斷製品とす
- 4、手又は機械に依りロール紙にて包装さつく詰と爲す
- 5、外装、右のサックを大箱に詰込み荷造發送す

菓子パン

原料 小麥粉、鶏卵、砂糖、イースト

補助薬 トシテフト、鹽、脂肪

- 1、原料を混合機にて攪伴混合す
  - 2、攝氏三十度位の温室に入れ約四時間放置す
  - 3、温室より出したる原料と小麥粉及砂糖を混入し約三時間放置すれば漸次醱酵す
- 此の時軽度の壓迫を爲し更に約二時間放置し再度輕壓迫を加へ其の後一時間放置の上板に粉



を敷き生地を適當に纏めパンの形と爲す

4、右の生地を鐵板に積せ攝氏三十五度位の蒸熱にて約二時間醱酵さす

5、焼成工程醱酵せるものを燒窯に入れ火熱を以て燒成(約十分間)し製品と爲す  
駄菓子(有平糖、俗に鐵砲玉と稱す)

原料 飴及砂糖

右の原料を混合して鐵鍋にて溶解し之を冷却し固形と爲し球斷機に依り手にて球の形に切斷し製品と爲す

。(粟をこし)

原料 飴、砂糖、餅粉(イラコと稱す米の粉をいりたるもの)

右の原料を混和して練り之を一定の型に入れロールを以て押へ定規を當て庖丁にて切斷し製品と爲す

工賃算出方法

工賃は大體日給制度なるも一部分出來高拂あり尙小工場は事業主又は家族に於て重要工程を擔當し見習工を雜役として使用するもの多し

ビスケット

混合係 一圓四〇錢

ローラー係 八〇錢——九〇錢

切斷機調節係 一圓三〇錢

網差係 五〇錢——六〇錢

窯仕上係 一圓一〇錢

荷造係 一圓

キャラメル

混合係 八〇錢——九〇錢

煮詰係主任 月給 五五圓

ロール及切斷係 八〇錢——九〇錢

外装 四五錢——六七錢

包装 出來高 二、二〇〇個紙包みして二〇錢一日約六〇錢位の稼高あり

菓子パン

本職工 月給二三圓

見習工 日給五〇錢



駄菓子

駄菓子の工程大部分心得あるもの 月給一五圓

見習工小遣錢月六〇錢、一圓、一圓四〇錢、二圓位順次増額す

準報酬

二食給與一食六錢徴收し一日準報酬八錢加算のもの及三食給與一日三十錢の食事に關する準報酬と被服給與のものあり尙住宅の利益あるものあり

第五款 雜工場

一、印刷工場

作業の内容工程

活版

「ロール」と稱する印刷すべき紙を手にて差入れするものと自給機と稱し機械裝置に依り紙を差込み印刷するものあり

工程 文選、植字 製版とも云ふ) 校正、印刷(機械とも云ふ) 解版

活版機の廻轉度數一時間一八〇〇回乃至二〇〇〇回

石版

衣ペーパーに文字又は繪畫を書き(之を版下と云ふ) 石版に寫し製版し印刷するものにして不必

要となれば石版を研磨す

一時間の廻轉度數八〇〇回

工程、製版、印刷、石磨

オフセット

亞鉛版へ文書圖面を書き付け之を製版して印刷し不必要と爲れば之を抹消す(玉磨と云ふ)

工程、製版、印刷、玉磨

一時間の廻轉度數二〇〇〇回

寫真製版 銅版、凸版

寫真の種版を焼附するものにして管内に此種のもの殆ど無し

斷裁機

印刷用紙及印刷物を斷裁す

自動鑄造機

電力に依り鉛を鎔解冷却して活字を鑄造す(五、六號活字一日三五、〇〇〇個位)

工賃算出方法



工賃は何れも日給制度とす

活版、文選工

八〇錢——一、二〇錢

見習工月二圓——十圓

八〇錢——一、二〇錢

見習工文選同様

植字工

大體事業主又は其の家族之を行ふ

八〇錢——一、三〇錢

見習工文選同様

校正

印刷工

解版工

見習工にして右同様とす

石版其の他何れも美術的にして且つ活版に比較して技術を要するを以て活版工より約二割高なるも就業人員極めて僅少なり

製本は管内には獨立して營むもの尠し

準報酬

見習工にして住込の者に對しては食事及被服を給するも其の他のものには準報酬なし

## 二、製材工場

作業の内容工程

原木を購入して之を其の用途に従ひ各専門の機臺に依り製材と爲し販賣する工場と賃挽のみを專業と爲す工場あり何れも工程大同小異なり

各機臺の性能

バンドウ（一名帶鋸と稱す）

運材車を装置するものと手押に依るものあり角物及厚板製材に適當し係員は最小限度一臺に對し三人を要す

運材車装置バンドウ

ハンドル手運轉指揮及鋸の調節し主任者之に當る

歩出（目出とも云ふ）所要の寸法を示す役目を擔當す

前取製材されたるものを取り「片附ける」もの

手押裝習バンドウ

主任 歩出及鋸の調節

前取 臺を引き臺を送る

造材されたるものを處理するもの（雜）

一日（十時間）製品二〇〇立方尺の能力を有す



豎鋸（一名オサ鋸と稱す）

帶形鋸約四十板を装置し上下に廻轉す鋸の前後に「レール」を設置し尙レールの上に運材車を設け之に製材すべき原木を積載して前部より鋸に差込み後部に製材を送る一臺に對し最小限度二人を要す

本機臺は製板専門にして一日（十時間）の能力原木間太尺締四〇本歩（四分板二〇〇坪）とす  
係員主任原木を前部より差込むもの

前取製板を處理（片附ける）するもの

丸鋸

腹押、前取の業務あり腹押は前部より原木の末端を腹にて押し之を廻轉中の鋸に當てて製材し前取は相手方たる腹押より鋸を以て製材し押し出されたるものを引取るものとす  
本機は細丸太を小角ものに爲す等に適當す

能力一日（十時間）五〇〇立方尺位

小丸鋸

製函用にして一臺に對し一人能力一時間一八〇平方尺

板削機

一臺に對し二人を要す 自動的に平面及側面を削る

能力一時間二〇坪

主任者を係員と稱し自動的に削られたる板を順次取り片附けるもの（前取）とあり

目立機

ストレッチャローラ「バンドウ」の「ヒヅミ」を修理する機械

自動目立機

丸鋸目立機

ナイフグラインダー（艶研機）

係員は目立又は目標と稱す

參考事項

原木尺締	間太尺締	長六尺	直徑末口一尺
立方尺	丈三尺締	長一丈三尺	一尺
石	立方尺	一〇立方尺	

工賃算出方法



或る地方は一定規格の製板のみに付出来高拂なるも其の他の地方は何れも日給制度とす  
出来高拂

一ヶ月間の工場全體の工賃を計算し内七分を事業主に於て取得し殘餘の三分を職工に分配す  
分配方法

各人の出勤日数は各資格（工賃分配の割合一〇を一人とし九、八、七等）を乗じ一ヶ月間の本人  
工と爲し其の本人工合計にて職工全體の取揚高を除したるもの即ち本人工一日當を算出し之に各  
人の本人工を乗じたるものが各人一ヶ月間の工賃とす

日給制度

業 務 別	A 地方				B 地方				C 地方				D 地方			
	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4
バンドウハンドル手	一、七〇錢								一、一〇錢							
バンドウ歩出	一、〇〇錢								八〇錢				一、五〇錢			
バンドウ前取	一、〇〇錢								八〇錢				一、三〇錢			
手押バンドウ主任	一、六〇錢								八〇錢				一、〇〇錢			
バンドウ前取	一、一〇錢															
バンドウ雑役																

目 立 工	A 地方				B 地方				C 地方				D 地方			
	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4
堅 鋸 主 任	一、二〇錢															
丸 鋸 腹 押	一、二〇錢				九〇錢				一、〇〇錢							
小 丸 鋸	九〇錢				八五錢				一、〇〇錢							
板 削 機 主 任	九〇錢								八〇錢							
目 立 工	二、〇〇錢								一、三〇錢				バンドウ兼務			

製材工場は大部分通勤にして食事其の他準報酬無之

三、玉、石、牙、骨、介甲及角製品業

作業の内容工程

此處に説明する雑工場中石に該當するものは花崗岩を材料として神社佛閣華表、建築用石材、寶藏  
臺石、燈籠等を製作する所謂石匠工場を指稱す

石匠工場を製品上より大別すれば左の二つに區分せらる



一、角もの工場 比較的堅き花崗岩を材料として神社佛閣華表建築用石材、寶藏臺石墓碑、神前  
用燈籠等を製作す之等工場を俗に角もの<sup>カマ</sup>と云ふ

二、庭物類 花崗岩軟材を用ひ春日燈籠及雪見燈籠等所謂庭園用石材裝飾品を製作す之等工場を  
俗に庭物類と稱す

工程（角もの）

- 1、花崗岩採掘場へ其の用途寸法等を通知し採掘場より豫め型と爲したるものを購入す
- 2、石の荒削り（俗に「ハッル」と云ふ）鑿と金槌を以て大體の形體を作成す
- 3、ピシヤン打「ピシヤン」と稱する金槌に齒を附けたる工具にて石を叩く
- 4、鋼鐵製叩と稱する工具を用ひ荒叩きを経て小叩を爲し仕上を終るものと美術的技工を要す  
るものは更に金剛砥石を以て荒、中上艶出磨の工程あり
- 5、華表等文字彫刻の場合は鑿と小形槌を以て石に文字を彫刻す

工程（庭物類）

代表的製品春日燈籠に就て説明す

春日燈籠の部分品上部より玉、笠、火袋、受柱、地輪の六個あり之を組立て燈籠と爲す

- 1、花崗岩採掘場へ其の品名、寸法等を通知し採掘場より豫めの型と爲したるものを購入す

- 2、所要の型に設計し之を荒削り（「ハッル」と云ふ）更に次の工程ミシル（設計に従ひ石を  
「ミシリ」取り之を「ピシヤン」と稱する金槌にて叩き表面を平に爲し荒叩き仕上（齒の鋭き  
叩きと云ふ工具を用ゆ）を爲し尙彫刻を要するものは右の間に彫刻す

工賃の算出方法

工賃は何れも原則として出來高拂とす

角もの工賃單價一才何程と定む

備考 一才は尺立方角とす

本職工	一日金一圓五十錢程度
見習工	食事及被服給與月一圓、五圓、十圓位の間とす
庭もの工賃單價部分品一個何程と定む	

本職工	一日金一圓四十錢程度
見習工	角ものと略同様なり

準報酬

見習工は食事及被服の給與あり其の他のものに對しては準報酬無之

四、製綱「ロップ」及麻糸工場



作業の内容工程

製網業は原料は「マニラ」麻を以て各種の「ロープ」を又麻糸工場は原料「マニラ」麻及南京麻を以て麻糸を造る工程は原料麻を機械又は手を以て蔬き之を「スピナー」と稱する機械にて燃り糸又は繩の形とす之を俗に片燃と云ふこの片燃としたるものを網の直径の關係に依り「レーヤー」と云ふ機械にて三筋以上を合せ「ロープ」と爲し終るものと更に「ストラン機クロシング」と云ふ機械に掛け仕上を終る場合あり

南京麻を原料として造る麻糸は漁網（編網）用に使用せらる

工賃の算出方法

工賃は何れも日給制度

クロシング工一圓二〇錢、ストラン機工九〇錢、スピナー工八〇錢、麻蔬九〇錢  
但し見習工は日給四〇錢位より順次昇給す

日給額決定の方法

各職工の一日の生産高に依るものにして網の標準は一本五〇〇尺の重量と直径との關係に依り生産高異なるも普通一日間の生産高標準左の如し

スピナー工 機械一臺持にて三五貫匁（網の直径六分）

ストラン機工 四五貫匁（ ）

クロシング工 一四〇貫匁（ ）

麻蔬 四〇匁 （精粗に依り異なるも普通の場合）

準報酬

年期契約者にして寄宿舎又は事業主方に寄寓するものは食事及被服の給與を受くるも通勤者には準報酬無之

参考事項

原料マニラ麻一俵は三二貫匁にして之を製品とすれば幾分の目切あるも略同量とす

問屋より原料を受取り工賃請負工場の内容

一〇貫匁のマニラ麻を受取り之を製品として九貫四百匁を渡し工賃を請取るものにして工賃は網の直径に依り異ると雖も一貫匁約金五錢位とす

第六款 鑛物の採掘又は採取の事業

一、岩石の採掘又は採取の事業場

作業の内容工程

工具鍬又は鶴嘴を以て除土し岩石に達すれば鑿にて岩石を穿ち此に有煙火薬を充填し爆破作業を爲



し破碎されたる岩石を更に鑿にて碎き一定目的の形状となし船又は自動車への積込場所迄荷車又は  
轆を用ひ搬出す

作業は數人を以て一組とし之を丁場といひ一丁場毎に工賃請負を爲す場合と個人受取あり尙工賃は  
岩石採掘と運搬工賃を區分するもの及各別計算のものありて一定せず

工賃算出方法

工賃は何れも出來高拂とす

A 地方(セメント原料岩石採掘)

丁場制度にして工賃は聯合請取とす

(採掘單價百石(四千貫) 四圓五〇錢但し現場渡一日一人平均一圓二〇錢)

(運搬夫工賃單價トロッキ一車(三百二十貫匁) 二九錢、一日六車限度平均一日一圓三〇錢位)

B 地方(工事用主として防波堤に使用する岩石)

丁場制度にして工賃は聯合請取とす

採掘單價(岩石を採掘して荷車にて船積込場所迄の運賃を含む)

品名	一個の工賃	百石工賃
上石	一三錢七厘	二〇圓五五錢

並 石 一一錢 一八圓

乙 一〇圓七〇錢

丙 七圓七〇錢

栗(グリ) 五圓九〇錢

一個三〇貫位の石 九圓一五錢

一個五〇貫位の石 九圓九五錢

備考 當地方は事業主より各丁場に一括して工賃を支拂ひ丁場は之を如何に分配するや不分  
明に付事業主の一括拂を基礎として調査を要す

C 地方(工事用、電鐵の敷石、防波堤用花崗岩の採掘)

採掘工賃單價一才二〇錢標準

電車敷石 厚さ三寸五分 幅一尺三寸八分

長さ一尺九寸八分(甲)

一尺五寸五分(乙)

一尺二寸 (丙)

工賃 甲一六錢、乙一三錢、丙一二錢



加工賃單價電車敷石六尺平方 二圓

運搬夫（櫛を使用して採掘現場より自動車に積込場所迄岩石を搬出するもの）  
一才 四錢（距離に依り増減す）

一人一日平均 採掘工一圓八〇錢 運搬夫二圓

D 地方（花崗岩採掘）

石匠工場の注文に依り豫めの形と爲し發送す

工賃は何れも日給制度

採掘工 一圓——一圓二〇錢

見習工 月一圓五〇錢、二圓、四圓順次昇給す

参考事項

花崗岩採掘工場より販賣値段一才一圓——五圓

春日燈籠形の荒石（重量一匁半）三圓

準報酬

住宅の利益、見習工の食事及被服給與等あり

二、粘土の採掘又は採取の事業場

作業の内容工程

粘土層に達する迄は鶴嘴及スコップ等にて地面より順次掘下げ簡易軌道を敷道して除土を谷又は一定の場所に捨つ之を除土作業と云ふ粘土層は地下深さ二間乃至二十間位の處にあり（粘土層は深さ六尺より三間位在り）て鶴嘴「バチ」唐鍬にて採取し「スコップ」を以て畚に入れ荷馬車に積載し搬出し之を乾燥棚に載せ約二日間日光曝露乾燥したる後粘土中に混入する皮木を手にて選別し荷造又は其の儘貨車積として發送す

用途は埧塙、耐火煉瓦、匣鉢其の他陶器原料とす

以上は野天堀なるも場合に依りては坑道を設けて採掘することあり

工賃算出方法

A 地方

出來高拂及日給制度とす

出來高拂

除土一日一人一坪 一圓五〇錢

粘土採掘一日一人六〇畚（一畚十九貫匁工賃三錢）一圓八〇錢

荷馬車に依る運搬一日一人一二〇畚（一畚二錢一厘但し距離に依り異なる）二圓五二錢と爲



るも馬糞一日八〇錢、賃貸料其の他を二五錢と見積り之を控除し一日一圓四七錢

乾燥一日一人 二五畚（一畚四錢二厘） 一圓〇五錢

選別一日一人 六畚（一畚一〇錢） 六〇錢

荷造一日一人 一二〇俵（一俵一六貫匁一錢二厘） 一圓四四錢

坑道

坑内にて粘土を採掘し一日一人八〇畚 二圓四〇錢

地上（坑外）粘土を手巻機にて坑外へ出し尙電力に依り扇風機を以て送風の監視を爲す一

日一人

一圓二〇錢

日給制度 除土、粘土採掘、硫燥何れも 八〇錢——一圓二〇錢

準報酬

住宅の利益あるものあり

### 三、蛙目水簍工場

作業の内容工程

蛙目とは白色粘土中に蛙の目の如く黒色に硅砂の混合するに由來す原料蛙目を水槽に入れ之を電力に掛け攪拌せるものを樋にて流すときは小砂等不純物は樋中に沈澱し粘土は「タンク」へ流れ込み

沈澱す、右沈澱の粘土を壓搾ポンプにて「プレス」に押込み水を搾り粘土は乾燥棚に載せ日光曝露し（約五日間）たる後俵又は麻袋に入れ荷造發送す

職工は各部共通にして分業とせず

工賃算出方法

何れも日給制度とす

七〇錢——一圓

準報酬

準報酬無之

### 四、砂利採取事業

作業の内容工程

砂利採取船を河川又は湖海に繋留し發動機に依り「バケット」を以て土砂を水中より掬ひ揚げ選別器にて砂と土及砂の大小寸法を區分し砂利のみ運搬船に積込み（機械にて輸送）陸揚場に於て「トロッコ」に入れ電力にて牽引陸揚の土工事用として販賣す

工賃算出方法

工賃は何れも日給制度とす

發動機取扱人

一圓六七錢



採取船方向轉換係

陸揚人夫

船夫

動力係

一圓 — 一圓四〇錢

八五錢 — 一圓二〇錢

八五錢 — 一圓二〇錢

一圓

備考 業務の都合上時間延長する場合は歩増を爲す

準報酬

準報酬無之

參考事項

採取船一隻に對し最小限度四人を要す

一日の採取量三〇坪位（一坪は六尺立方とす）

第七款 陸上に於ける貨物又は旅客運送事業

一、鐵道貨物運輸規則に基く運送事業

作業の内容工程

貨車貸切

荷主より運送を委託されたる何物を自動車、荷牛馬車、荷車、リヤカー等にて集め之を貨車に積

込み鐵道に依り運輸し又鐵道に到着せる荷物を卸し荷主指定の場所へ前記方法を以て配達す

小口扱

小口扱は鐵道省より指定され小口扱貨物の集配及積卸を一定料金を以て請負ものとす

工賃算出方法

右何れにするも事業主は貨物積卸人夫及貨物集配人及事務員を使用一定作業を擔當せしめ日給又は出來高拂を以て賃金給料を支拂ふものとす、但し事務員は月給制度とす

貸切貨物積卸

工賃算出一噸とす（貨物輻輳地は比較的低價なるも之に反し閑散地は高價なり）

市内運送店 一 噸 金一二錢位

市外 一 噸 金二〇錢位

小口扱貨物積卸

左に掲ぐるものは省線驛より指定運送店へ請負はしむる料金にして單價は一〇〇噸當なるも運送店は仲仕に對して何程支拂ふや明言せず

四萬噸迄 百 噸 三錢五厘

四萬一噸——七十萬噸 三錢三厘



七十一萬砲——百十萬砲 三錢一厘  
 百十萬一砲以上 二錢九厘

貨物の集配 距離、數量、重量、品名等に依る料金を定む（標準は省線各驛に工程料金表揭示しあり）

貨物積卸、集配人一日平均一圓三〇錢位

準 報 酬

一部食事利益あるも大體準報酬無之

二、自動車に依る貨物運送事業

作業の内容工程

荷主の委託に依り荷物を甲地より乙地に貨物自動車をもて運送す

運賃は重量に依るもの（小口扱）貸切、時間貸、個數に依るものの四種に分類せらる

賃金給料算出方法

何れも月給制度とす

自動車運轉者

二〇圓——五〇圓  
 普通三五圓位

≡ 助 手

七圓——一五圓

本従業員は都市より山間部勤務者の方高給とす、理由は遠距離を走行し勤務時間比較的長く且危険率高きに依る

準 報 酬

全従業員に對し大體食事を給與し且助手には被服を給與す

三、自動車に依る旅客運送事業

作業の内容

乗合自動車は一定路線を一定時間に走行發着し一定料金を受けて營業し貸切自動車は客の需めに應じて隨時甲地より乙地に客を運送し一定料金を收得する運輸業を云ふ

賃金給料算出方法

給料は何れも月給制度とす

乗合自動車

運 轉 者

二六圓——六一圓

平均四三圓

車 掌

一四圓——三〇圓

一七圓

貸切自動車



運轉者

四〇圓——五三圓

準報酬

乗合自動車は大體被服を給與するも貸切は準報酬無きもの多し

手當

乗務手當 毎日自動車各一輛の賣上金高一圓に對し一錢六厘を給與す 甲會社)

走行手當 毎月の走行料程に對し一等より十等迄手當を支給す

一等金一〇圓以下各一圓宛遞減す(乙會社)

### 第三編 各種業態の内容調査

本調査は業務の種別毎に其の業務に對する作業の工程、稼働時に於ける姿勢稼働の狀況男女別に依る年齢及其の業務に對する従事人員のパーセントの六種類に關し研究を行つたものである。

#### 一、研究の目的及主眼點

##### イ、傷病手當金決定上の參考資料

傷病手當金決定の審査事務中業務の種類に關する認識を充分深めて置く必要のあることは申す迄もない事である。

手當金の内容を審査するに當りては先づ第一に醫師の意見書に重點を置くべきことも茲に説明の限りではないがこの意見書の内容と業務の種類即ち本人は如何なる仕事に従事してゐるかを睨み合して考案する必要が起きて來る。

この場合其の業務の内容に就て認識がなかつたら決して決定の萬全は期せられるものではない。

例へば業務の種別が生糸工場に於ける揚返工とあつた場合この業務は如何なる仕事であるか又身體のどの部分を主として使用してゐるかが判然とすれば之に醫師の意見書と結びつけて種々の觀察を爲すことが出来る譯である。



揚返工の作業の工程としては繰糸工程を終りたる小枠の糸を再び大枠に巻き返す作業で先ず小枠の生糸を湯又は水にて湿し絡交管に掛けたる後、大枠に巻き取り巻き終れば大枠よりはらずして総とするもので稼働の姿勢は立姿である、稼働の状況としては中腰にて左手を以て小枠を持ち右手にて湿された布を持ち小枠の糸を湿してから立ち上つて右手で絡交管の「ウズ」にかけ大枠に巻きつけてから右手で停轉機を操作するものである。

先づ揚返工に對するこれだけの認識を持つておればこの仕事は軽作業であることが判る、そこでこの軽作業と傷病の状況を考察すれば極めて合理的な決定を爲すことが出来るものと思ふ。

然し乍ら各種業態に於ける業務の種別に對し悉くを認識すると云ふことは至難の問題である爲めに作業の種類を異にする業態に對し一應の調査を行ひ之を取り纏めて机上に備ひ置き必要に應じて參考とすることはこの事務を行ふものとして缺くべからざるものと思ふ。

ロ、被保険者數届出の適否調査の參考資料

被保険者數の届出の適否を調査するに當つては之又種々の見方があらうけれど本調査の方法はその一つの方法として研究してみると相當の興味のあるものである。

本調査の方法はその工場又は鑛山等に於て業務の種別により人員の配當數を發見する方法である。

其の一例として一生糸工場の業務の種別を十種類として總人員は百二十名である、之を分業別に觀

ると繰糸工の人員が九十六人であるから、全體の人員に對する百分比を計算すると八〇%の人員を占めてゐる揚返工は八人であるから六、七%捻造工は二人であるから一、七%括造工は一人であるから〇、八%煮繭工は三人であるから二、五%配繭工は三人であるから二、五%屑物整理工は二人であるから一、七%火夫は一人であるから〇、八%撰繭工は一人であるから〇、八%雜役夫が三人であるから二、五%と云ふ計算になる。

そこでこの調査に當りては先づ一つの業務の種類に對する人員を調査すれば全部の人員が何人あるか想像せられることと思ふ。

例へば繰糸工の人員は全體の八〇%を占むる譯であるから繰糸工のみを調査して百人の人員があつたとしたら他の業務には二〇%に該當する二十五人の人員がなければならぬ。

この調査方法は絶對的のものと思ふ譯のものではないが大體を知るには極めて便利の方法である、殊に鑛山等に於ける調査としては益する所多きことは過去の經驗に徴し瞭なものである。

ハ、保健施設の參考資料

本調査に於ける年齢別及稼働時に於ける姿勢は保健施設を行ふ場合に參考となる場合が多い。

即ち其の業態より眺め少年を多く使用してゐるか又は青年が多いか老年のものが多いかの點を考察し其の年齢に相當したる保健施設を考究する必要がある、又稼働時の姿勢が立業であるか座業である































荷造	仕上	巾出及	乾燥	防水	顯色	本染	精練	糊技及	結反	腰掛	
										女	男
出来上り反ヲ出荷スベ	染色加工出来上りノ反	ノ巾出シ及ビ仕上整理	顯色亦ハ防水上リノ反	染色出来上リノ反ニ防	染色シタル反ヲ水洗シ	精練出来タ反ヲ染色ス	精練ス	織ギ合セタ反ヲ糊技キ	ゾ、検査シ織ギ合ス	立	テ五反十反ト適宜織ギ
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
仕上り反ヲ建ニテ包、	社印等ヲ捺印シ整理處	巾出シ様掛ケテ一定ノ巾	乾出筒形乾燥機ニ運ビ	ノローラニ依リ卷替機	械ニ揚下シ依リ卷替機	スルニ揚下シ染料ヲ配合	配合ヲスル	ハローラニ依リ卷替機	タシス	同	同
女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男
2		8	4	3	2	4		1			
			3	2	2	8		7			
			1	6	1	3		8			
				1	1	4		5			
						1		1			
1											
3		8	8	12	6	20		20			5
3		8	8	12	6	20		20			
3.1		8.2	8.2	12.4	6.2	20.6		20.6			

大工	原動	雑役及	
		女	男
場内整理掃除及修理等	手袋汽織ニシテ各作業		
同	同		
	スコップヲ以テ給炭及		
	ガ運搬車ニヨル		
女	男	女	男
			2
			3
			1
		2	1
			1
		2	8
		2	8
		2.1	8.2

K、バルブ工場調査表

汽織部	同	水	部	バル	立		
					女	男	
同	同	置キブローシビーター	蒸煮ナシ一定ノ時間ヲ	シ蒸煮汽織ニ入レ曹達	機ニテチツブヲ製造ナ	ク攪材トナシチツバ	松材ヲ製材機ニテ小サ
同	同	同	同	同	同	同	同
搬	達	ヲ貯木場へ持行ク兩手	水機ニ入レ製品バルブ	ルプヲスコップニテ脱	ウエツト機ヨリ出ルバ		
ナシ	達	手及ビ肩ヲ使用ス	同	同	同		
女	男	女	男	女	男		
							3
	3						
	2	2					
	2						
	7	2					3
	7	2					3
	10	2.9					4.3







見廻り	男 織		引通工		糊附工		使ヒ立ナリ 調子ハ又ハ 攪子ハ又ハ 攪子ハ又ハ
	工	機	工	機	工	機	
織キ織男 工反機工 ノオノノ 指ロ反手 導シ等切 等ヲ切 ヲナナモ スシド	職工ノ世 ヲウニ整 ノ調スス 話スス ヲスル	引通シノ切 ヘ取付ケ切 ヲニスル 受工ノ切 持区織機 ノレレ	千切ヘ巻取 ヲワキヤル 及通ヘル スス(掛 糸)	荒巻ビーム ル絲ヲ糊付 ツケツツ千 切ニ取付ケ 取糊	立	立	立
立	又	立	腰	立	立	立	立
ノ千手定等 指切傳ノ反 導ノヒ場物 ヲ織ヲ所ノ ナ口ナヘ傳 スヲシ置票 造掛ヲ男造 織ケタ工リ 工ルノ一	油其造共リ ヲ他ル同機 ナ機シテヘ スススノ反 修物付ケヨ 繕織口取 調織口取 整注	千切切切切 ヲ切切切切 引切切切切 通切切切切 場切切切切 ケ切切切切 ヨ切切切切 リ切切切切	垂切切切切 ト切切切切 突切切切切 引切切切切 本切切切切 ツ切切切切 上切切切切 更切切切切 通切切切切	定ルツツ其 スヲ千ツ中 計切蒸ヲ蒸 リヘ汽絲汽 ノ取燥通テ 長ルヲシ煮 サメナ糊立 ヲ一シ付ッ トツツ送	立	立	立
女	男	女	男	女	男	女	男
				1			10
				3			15
					1		10
				3			12
1							8
							2
1					1		4
							2
2		1		7	1	1	63
2	1	7	1	1	1	1	63
1.3	0.6	4.4	0.6	0.6	0.6	0.6	39.3

同 撰別係	反 同		仕 上		製 反		反 運		織 工	
	係	係	係	係	係	係	係	係	係	係
後ノミタル ノ檢査反ヲ今 撰別度最	掛檢査濟ノ反 ケテム反反	製反ノ檢査	製反ノ檢査	製反ノ檢査	製反ノ檢査	製反ノ檢査	製反ノ檢査	製反ノ檢査	製反ノ檢査	製反ノ檢査
立	立	立	立	立	立	立	立	立	立	立
出サタ 荷判其打 備他達 ヲノ等 ナ判ヲ スヲ檢 押査申 シ表	トヘ同反 ス耳ヲニ ルヲ機 揃左械 ヘ手ニ ツツテ 一反 碼運 疊ヲ轉 押ト	ヘセル向 渡ノ側 スモノ檢 ヲ査リ ヲ除糸 去シノ 反反引 疊着汚	造製人記製 ル産別入反 數ニ傳ヲ 工記票受 賃入ニ量 計算ヨリ目 ノ元各ヲ計 ヲ工リ	ブヲ各定 肩ニメノ ニ擔ノ場 ギ仕所 上ニア 部ヘ反	ヌニ注 ヨウ意 ウシ ニケ スル	運轉ニ通 ヲ管シ ニケ ル前 反ハ 造切 テマ	ノ千手定等 指切傳ノ反 導ノヒ場物 ヲ織ヲ所ノ ナ口ナヘ傳 スヲシ置票 造掛ヲ男造 織ケタ工リ 工ルノ一	油其造共リ ヲ他ル同機 ナ機シテヘ スススノ反 修物付ケヨ 繕織口取 調織口取 整注	千切切切切 ヲ切切切切 引切切切切 通切切切切 場切切切切 ケ切切切切 ヨ切切切切 リ切切切切	定ルツツ其 スヲ千ツ中 計切蒸ヲ蒸 リヘ汽絲汽 ノ取燥通テ 長ルヲシ煮 サメナ糊立 ヲ一シ付ッ トツツ送
女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
				1						
				3						
					1					
				3						
1										
1					1					
2		1		7	1	1	1	1	1	63
2	1	7	1	1	1	1	1	1	1	63
1.3	0.6	4.4	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	39.3



事務員 及給仕	人事係		門衛		舎監		炊事係		精米		原動		雑夫		
	事務員	給仕	職工係	門番	寄宿舎ノ監視 寄宿工ノ世話	腰掛	腰掛	立委	立委	立委	立委	立委	立委	立委	
事務一切	事務一切	腰掛 自轉車 職工募集 家庭訪問 呼出等 人事一切	腰掛	門ノ出入監視 夜警 二人ニテ交代	寄宿舎ノ監視 病人アリタル場合看病 食事世話	腰掛	立委	立委	立委	立委	立委	立委	立委	立委	
女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男
	1					1									
												1			
	1	1													
		1													
	2			2			1	1		1		1	3	3	
	4	2		2	1		1	1		1		2	3	3	
4		2		2	1		2		1		2			6	
2.5		1.3		1.3	0.6		1.3		0.6		1.3			3.8	

### 人造絹絲及ステープルファイバー

#### 人造絹絲工業の歴史

人造絹絲は今世紀中に於ける近代化學の齎らした一つの驚異として特に目覺しい發達を成し世界纖維工業界に異狀のセンセーションを捲起したことは衆知の如くである。

元來天然絹は各種織物用纖維中で最も高貴なものとせられしも養蠶は氣候、風土、勞銀等の關係上何れの國でも出來ると云ふわけには行かなかつたのでこゝに人造絹絲發明の動機が起り、高貴なる絹を科學的に安價に他の原料より造らんと試みた。既に遠く一七三四年（享保一十九年徳川吉宗の時代）にフランスの博物學者レオミュールが蠶體內にある粘液が蠶に依つて吐出され、これが空氣に觸れる瞬間に凝固して繭絲となる事實から想到して、漆汁や樹脂液の如き粘汁を細流として乾燥せしめたならば絹絲状のものが得らるゝと考へその後ススキのオーデマーその他の學者によつて研究されたが未だ工業化の域には到らなかつた。

然し乍ら最後にこれ等の研究を大成し遂に工業化して今日の人造絹絲の基礎を築いたのはフランスのシャルドンネ伯である。一八八四年學會に初めて報告し、一八八九年パリ萬國大博覽會に出品しその外觀の美麗と價格の低廉とを以て世人を驚嘆せしめ非常なる賞讃を博した。越へて一八九一年伯



の郷里のブザンソンに工場を設置し茲に始めて人造絹絲製造は工業化の第一歩を踏出し一時歓迎されしも強力充分ならず可然性その他の缺點の爲め數年を出でずして可なりの苦境に陥つた。

其後漸次研究の進むと共に夫等の缺點を除去されフランスよりベルギー、イスパニヤ、イタリーへと進出する様になり、十九世紀末より二十世紀初期にかけて目覺しい勃興となつたのである。

シャルドンネ伯の考案した製法は硝酸纖維素法であつたが其後各國學者により更に幾多の研究改良が加へられ、酸化銅アムモニヤ法、醋酸纖維素法、ヴィスコース法等相踵いで發明され、遂に今日の隆盛を來たせり。元より往者のそれに比してお話にならぬ程技術的にも進歩しその製造法も頗る多岐に互つて居る。

就中今日世界で最も廣く採用されてゐる方法はヴィスコース法である。此の方法は一八九二年（明治廿五年）英國人のクロス、ビバン、ビードル、三氏協力に依つて發明され次いで一九〇五年（明治廿八年）にスターン、ミニラー、トツファム氏等により改良が加へらるゝに及び今日の發達の基礎が確立された。

次に我國に人造絹絲が始めて紹介せられたのは、明治廿七、八年頃で、さる洋行者が獨逸より銅アムモニヤ法に依る人絹若干を持歸り一部識者に紹介した。その靈妙さに刺戟された本邦學者間にも人絹に関心を抱く様になりしも未だ工業化するに至らず、大正七年になつて始めて米澤に東工業株式會

社人絹製造部（今日の帝人の前身）が設立せられ本格的に人絹の工業化を目指した。

其後歐洲大戰により世界各國の人絹工業が一大刺戟を與へられ、我國に於ても新會社の設立計畫相踵いで起りしが折柄大正九年の恐慌に見舞はれ一時停頓の止む無きに至つた然るに大正十二年頃より國內企業の將來性有望となるに及び人絹工業の目覺しい勃興を促すに至り次いで大正末期に於ける人絹謳歌の波に乘じ續々新會社が創立せられ茲に我國人絹工業の基礎が築き上げられ更に昭和八年以後の一大飛躍を経て現在三十有餘の人絹製造會社を有し先進歐米を凌駕して、遂に世界第一の生産國となるに至つた。

#### ヴィスコース式人造絹絲製造法

人造絹絲の製造法には、硝酸纖維素法、銅アムモニヤ法、醋酸纖維素法及ヴィスコース法等があるが、現在ではヴィスコース法が最も多く採用されてゐる。即ち世界生産高の八五割餘がこの方法であり、其の概要は次の如くである。

原料はバルブと稱し木材（主として針葉樹）より作るが人絹用バルブは製紙用バルブよりも一層精製されてゐる。この原料バルブはスエーデン・ノールウェー・アメリカ等より輸入されてゐるが最近バルブの輸入統制の爲め、國産バルブの増加を促しつゝあり。主として樺太鮮滿の木材資源が注目されてゐる。尙藁、桑枝、葦、蘆、茅、バガス、バルブ等の研究製造も計畫されてゐる。



先づバルブを苛性曹達溶液中に浸漬するとバルブの主成分たる纖維素と苛性曹達とが結合してアルカリ纖維素が出来る。之を元の目方の約三倍に壓搾して過剰の苛性曹達を除去し粉碎機に依つて粉碎すると恰も豆腐「オカラ」の様なものになる。

このアルカリ纖維素は一定温度で一定時間保持して前熟成と稱する工程を経るのであるがこのものは未だ水に不溶性である。次に硫化溶解機と稱する密閉した鐵製の容器に移し、二硫化炭素を注加して攪拌するとアルカリ纖維素と二硫化炭素とが結合し 纖維素ザントゲン酸曹達』と稱する赤橙色の水に可溶性の物質に變化する。之を水其他の藥品を加へて溶解すれば「ゲイスコース」と稱する赤褐色を呈する粘調な溶液となる。

このゲイスコース中には、原料及製造途中に於て入り來たる不純物を有する故之を瀧過機を用ひて瀧過し、混在する氣泡を除き紡絲し易き状態にする爲長時間タンクの中へ靜置して後熟成と云ふ工程を行ふのである。以上の工程を通常原液と稱してゐる。

斯くて紡絲し易き状態になつた原液は、帽子型の白金と金との合金から出來てゐる「ノズル」と云ふ直徑〇・一耗内外の細孔が二五乃至五〇個有る口金から硫酸を主成分とする凝固浴中に壓出すると此際ゲイスコースは硫酸の作用で凝固再生されて絲状になる此の作業を紡絲と云ふ。

絲になつたものは高速度に廻轉する「ポット」と稱する圓筒形の壺の中に撚をかけられ乍ら遠心力

により外周に巻取られる此の巻取られた絲の塊を「ケーキ」と稱す。

「ケーキ」は總場に送られ一定の長さの總に繰取られる。この原絲總には凝固液や其他の不純物が未だ多量に含まれてゐるから之を仕上作業に移し脱硫、漂白、油洗等を経て脱水機に送られ水分を除去し更にトンネル式の乾燥機を通じて水分を風乾状態程度迄乾かす。乾燥したる總は一等品、二等品、其他に撰別し十封度宛包装し、内地向は五十封度箱、輸出向は二百封度箱に荷造して市場へ送られるのである。

人造絹絲にも色々種類があつて其單絲の太さ、細さに應じて、普通絲、高級絲（クラマと銘を付けてゐる）或は艶消絲、超艶消絲、中空絹絲等の製品がある。

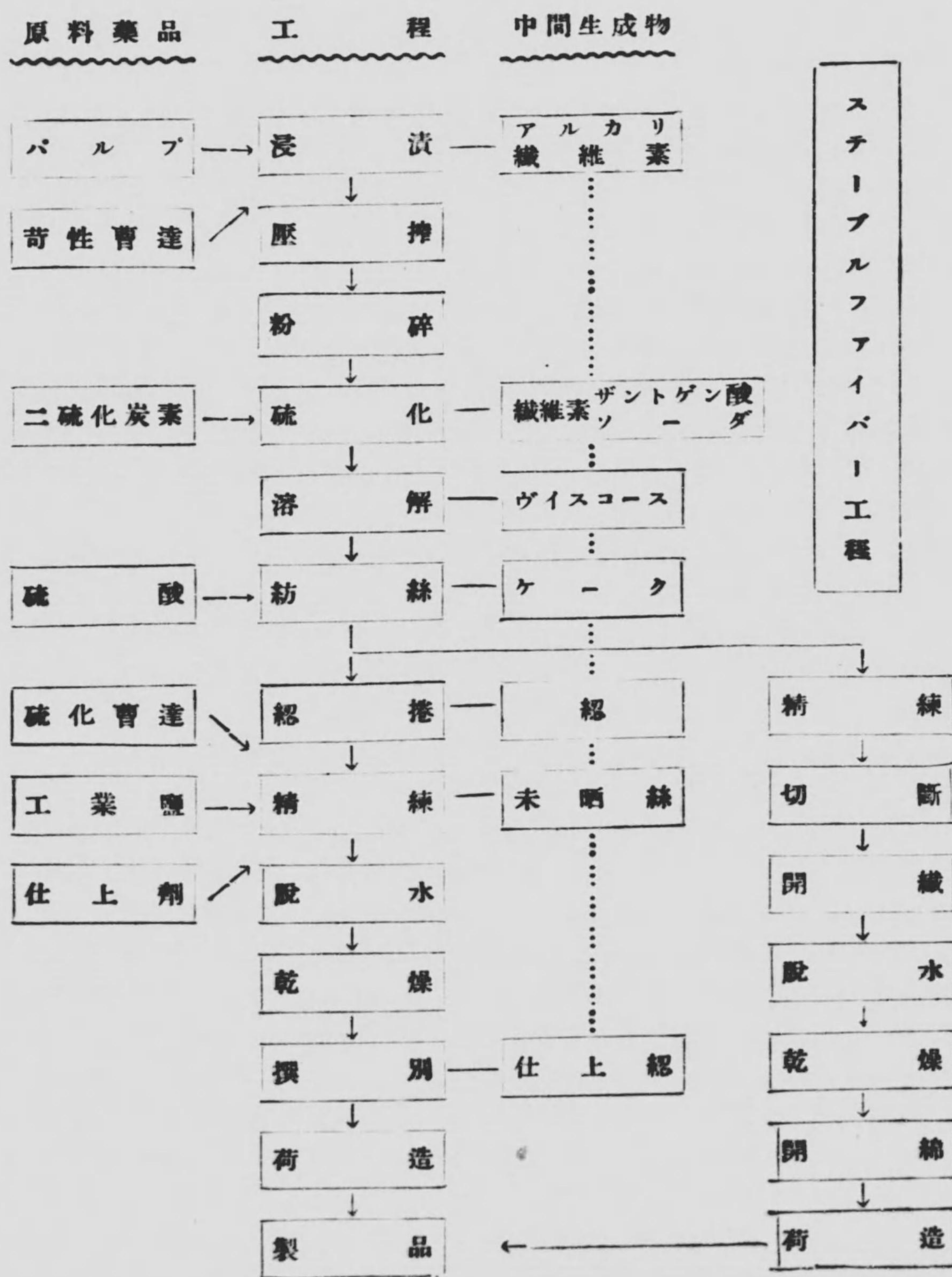
製造工程一覽表は別圖の如くである。

#### ステロプルファイバー

ステロプルファイバー（人造纖維）は木綿又は羊毛の代用の目的に應じて夫々人造綿又は人造羊毛とも稱せられ國策纖維或は愛國纖維として賑々しく登場したが數年以前には本邦に於て未だ其委も微々たるもので昭和七年僅かに五五萬封度の生産に過ぎなかつた昭和十一年春、濠洲との通商問題を契機として、更に昨年の支那事變勃發に伴ふ政府の積極的助成に依りて一躍、一億七千萬封度の生産となり昭和七年に比すれば實に三百十數倍の激増となる。又之を世界生産額に對比するならば約三割五



ヴァイスコース人絹・人織・製造工程一覽表



分に當り獨逸に次いで堂々第二位を獲得してゐるのである。やがて世界第一の王座を占むる日も遠い事ではあるまい。

斯くの如きステープルファイバーはそれ自身單獨に紡績されてゐたが去る二月十日より商工省令に依つて強制的に三割以上の混用紡績せしめられる様になりステープルファイバーの需要範圍が急激に擴大され、戦時體制下の本邦織物纖維として缺くべからざるものとなつてゐる。

此のステープルファイバーの製造はヴァイスコース式人造絹絲製造方法と殆んど同じで只人絹は生絲に近い製品を得る事を目的とした爲長い連続的のものであるに對し、ステープルファイバーは棉花又は羊毛を對手として發達しつゝある爲短く切斷して紡績し易くしたものである。

ステープルファイバーが棉花や羊毛に混紡せられると弱くなると懸念される向もあるが、今日のステープルファイバーに於ては、棉花に三割位混紡した製品なれば、水に浸した時の強度は乾燥時の強さと殆んど同一であり、洗濯にも充分耐え實用上には差支へない又羊毛に二—三、割混用したものは乾いてゐる時は純毛品より却つて強く濕潤時に於ても餘り強力の減少もなく従つて取扱上にも心配は要らない。

一方紫外線を通過せしめる特徴等もあり、少々の缺點ありとするも、大局的に批評すべきであらう。



健康保險實際事務の研究  
M、人絹工場調査表

事務	分析	撰別		精練		総		紡絲		原液		種業務ノ別	
		女	男	女	男	女	男	女	男	女	男		
工場全般ノ事務ヲ取扱	原料、原絲藥品、ビス 製造工程ノ物理的及化學 的研究ヲナス	同		同		同		同		別紙説明書参照		作業ノ工程	
坐委	立委	坐委		同		同		同		立委		稼働時 ノ姿勢	
同	上半身ヲ使用 搬其ノ他	搬其ノ他 (特ニ手、腕ヲ使用) 搬其ノ他		同		同		搬其ノ他 (特ニ手、腕ヲ使用) 搬其ノ他		搬其ノ他 全身ヲ使用、原料ノ運		稼働 狀況	
女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	別性	
1	4			9		4	15		1		1	未滿十五	
15	9	9	5	112	10	4	77	190		79	63	廿歳十五	
4	19	3	2	10	1	1	40	15	4		64	廿歳廿一	
2	35			3	2		17	1	2	1	42	廿三歳廿六	
	17			1		2	6	2	4		10	廿三歳卅一	
	16			1							3	廿四歳卅六	
	10						1				3	廿四歳卅十	
	5											廿五歳卅十	
	4											以歳五十	
22	119	12	7	136	13	7	145	223	10	1	214	161	計
141		19		149		152		233		215		161	計女男
10		1.3		10.6		10.8		16.5		15.2		11.4	分員別 比百人務

N、銅山調査表

雑	原動		工作		仕上		保全		保全		保全			
	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男		
工場全般ノ雑務ヲ取扱	工場全般ノ電氣、冷凍、 蒸氣關係ノ各機械、 轉氣關係ノ各機械、 理及組立機械、器具ノ修		工場全般ノ各機械、 片配管ノ組立、改造機 及修理		精練撰別室ニアル各機 械ノ据付修理及點檢		總室ニアル総機ノ据 付修理及點檢		紡絲室ニアル各機械ノ 据付修理及點檢		原液室ニアル各機械ノ 据付修理及點檢			
同	立委		同		同		同		同		立委			
同	全身ヲ使用		同		同		同		同		全身ヲ使用			
女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	
			2											
		14	22		10		5		11		4			
	4	2	13	14	12	2	22		7					
	10		9	12	1	7	3	13		20				
	15		17	13		1	2	12		5				
	6		12	8	1					1				
	1	3	4	3		1								
		5		6			1				1			
		3												
1	46	2	69	75	2	31	13	58		38				
4		47		71		75		33		13		58		38
8.9		3.3		5		5.3		2.7		0.9		4.1		2.7

職員  
(監督)

一、従業員ニ對スル毎  
日ノ仕事ノ割當  
二、作業ノ監督及指導

立委

手、足、目  
各作業場ヲ巡視シ監  
督作業指導、其他災  
害防止等ニ努ム

女 男











道路夫		運輸夫		立委	立委	踞委
自動車運搬道路ノ修覆工事又ハ自動車積込	三輪オートバイニ積込ミ又ハ積卸ス	索道ニ依ル鑽石ノ運搬	輕便索道ノ搬器ニ積込ミ又ハ積卸ス			
立委	立委	女	男	女	男	女
					1	
					4	
				2		
				2	5	
				2	5	
				1.3	3.3	

## 第四編 傷病手当金の審査事務の研究

### 第一章 總 說

傷病手当金の審査事務は現金給付關係に於て最も重要性のあることは多言を要せずして明瞭な事柄である。

全國各府縣に於て毎日處理されて行く大多數の請求書は悉く正確であるかと云へば遺憾ながら五分乃至一割或はそれ以上に不支給の決定をせねばならぬ現狀を考察したとき被保險者の自重を促すは當然の事であるが此の事務を擔當するものとして之が書類審査に當り深遠なる研究と一段の努力を以て支給の正鵠を期せねばなるまい。

殊に迅速支給をモットーとして處理せなければならぬ性質上極めて短時間に記入洩の發見或は照會出張調査等々と各々區分整理し而も正確を期さなければならぬのであるから其所に苦心があり至難な問題が伴ふ譯であるがそれだけ關心を持たなければならぬと思ふ。

法規が徹底し事業主被保險者、保險醫等何れも相當の理解を有する今日何も聲を大にして内務事務殊に書面の審査事務を事新しく叫ぶ必要がないかとの理論も又一應故なしとせざるを得ない



が實際問題は左にあらざると絶叫したいのである。

成程考へて見れば法に理解あり、眞に徹底したるものとすれば其所には論を交ふの要はない譯である。

乍然それは一の理論であり實際と相容れざるものが有ることを考へて見ねばなるまい。

今日に於ても未だ保険料の負擔軽減を目的としてか其の使用する被保険者の報酬額を能ふ限り少額に届出むとするもの、自己の怠惰により、或は自己勝手の都合により勤務工場の缺勤を病氣による休勞として手當金を搾取せむとするもの依然として其の數を減ぜざる限り之が決定の掌に當るものとしては之を未然に防遏し又未然に不正不當の發見に努めむとせば今後愈々調査方法に研究を要すべきではあるまいか。

最近の統計に依れば傷病手當金の支給期間は全國平均に於て十五日以下のものが約六割八分強を占め十五日以上のものは僅かに三割に過ぎぬ状態より觀察して輕症患者を以て大多數を占めてゐることが容易に窺はれる譯である。

この點より考へて見れば短期の請求であるからとの意味で之を輕視して通過せしむることは時に審査粗漏の誹を免れざるを得ないと思ふ。

斯く考ふるときに審査事務の研究が必要であり此の研究によつて不正行爲に對してはどこ迄も抜本

塞源の方途に出づべきであらう。

以下傷病手當金の審査事務に對し愚見を述べて見よう。

### 第一款 傷病手當金の審査方法

#### 一、書面審査

審査に當りては形式上の審査と内容の審査との二つに區分して見たい。

茲に謂ふ形式上の審査とは請求書に當然記載せねばならぬ必要事項の審査である又内容審査とは臺帳の照合より醫師意見に至る迄の總てである。

#### イ、形式上の審査

形式上の審査として行ふべきものは大體に於て左の事項に區分して審査に當るべきであると思ふ。

- 一、傷病又は負傷の年月日に記入洩れなきや
- 二、傷病の原因の記入洩れなきや
- 三、業務上外の別の記入洩れなきや
- 四、標準報酬等級の記入洩れなきや
- 五、傷病名の記入洩れなきや



- 六、労務に服すること能はざりし期間の記入洩れなきや
- 七、被保険者證の記號及番號の記入洩れなきや
- 八、工場事業場又は事務所の名稱の記入洩れなきや
- 九、被保険者の業務の種別の記入洩れなきや
- 一〇、被保険者の住所氏名の記入洩れなきや

(住所は工場名を肩書せずして工場の所在地を記入せるに非ざるや)

- 一一、醫師又は齒科醫師の意見に於て労務不能と認めたる期間の記入洩れなきや
- 一二、労務不能と認めたる期間の診療實日數の記入洩れなきや
- 一三、労務不能と認めたる主症狀並に其の経過の概要其他參考事項の記入洩れなきや
- 一四、醫師の診療所在地氏名に記入洩れ捺印洩れなきや
- 一五、事業主の證明に記入洩れ捺印漏れなきや
- 一六、事業主の業務上の證明に記入洩れなきや

以上の十六項は必ず一通り目を通し相違の點或は記入洩れのある場合は其の箇所に附箋を附けて處理し然る後に内容審査に進んで見たい。

#### ロ、内容の審査

内容の審査は被保険者臺帳により一應照合による必要がある

#### (一) 被保険者臺帳により照合すべき事項

- 一、被保険者證の記號番號
- 二、被保険者の氏名及工場事業場又は事務所の名稱
- 三、被保険者の業務の種別
- 四、發病又は負傷の年月日と傷病名

註 發病又は負傷の年月日及傷病名は最近のものは保險醫より提出せられる診療報告書が到着してゐないので臺帳に記入せられて居らぬ場合のあることを知つて置かねばならぬ。

- 五、標準報酬
- 六、發病又は負傷の月日と資格取得日
- 七、繼續して報酬を受くるものなりや否や
- 八、病院收容の有無

以上の八項目を臺帳と照合した結果愈々本格的に内容の審査に入るべきである。

尙事業主代理人を以て證明せる場合には事業主代理人名簿の照合を要する一、二、五、七、八の事項に於て相違して居る點があれば一應附箋をつけて、處理し置き第三項の業務の種別に於ては本人の



業務の内容は日常如何なることを爲すべきものであるかと探究して見る必要がある。

乍然數百種數千種に渉る多數の業務の内容を悉く知る迄には容易ならざる苦心と努力を積まなければならぬ譯である。

例へば一つの鐵工業に於てよく事務員、仕上、鑄造工、鑄造見習、壓搾工、砂吹工、鑄型、旋盤、瑛瑯工、研磨工、熔解工、切金工、鐵工、鐵工見習、鍛冶見習、研磨見習、徒弟、火夫、雜役、荷造等と云ふ様に二十種類にも區分出來るのであるから其の業務の種類につきこの業務はこれから初めてこゝで終ると云ふ様に作業の工程を詳細に知り盡すことは仲々至難の問題であるけれどもこのことは此の事務に従事する限り是非とも研究し置く必要に迫られて居る譯である。

であるから出張時に於ては可成工場を參觀して其の業態を詳細に調査して置くことが一番便利であると思ふ。

又別途の考察としては業態別に業務の種類につき照會を發し「業態別工程調」とか或は「業務別による作業状態調」とか云ふものを作製し置き是を標準として其の業態又は業務の種類を知悉する方法も又便法であると思ふ、乍然百聞一見にしかずで出來得るだけで實地參觀の必要を認むるものである。

此の業務の種類を基準として若し本人の傷病が業務上であれば傷病の原因と傷病名のこの三つを結

びつけて考察する必要がある。(業態別工程調と工賃算出法参照)

例

本人の業務の種類	旋盤工
傷病名	左下腿中部挫傷
傷病の原因	精米機のベルトを掛けんとして左足を挟まれ米搗の杵にて負傷す

この三つの事項を結びつけて考察して見たときに内容の不合理であることは、直ちに發見することが出來よう、即ち旋盤工たるものが自己と全く無關係にある米搗をすることが疑問とせなければならぬ譯である。

而も傷病の原因が業務上に於ておやである。

この種の例は擧げて論ずれば違のないものがあると思ふが兎に角業務の種類は其れ程本決定に重大性があると思ふ。

第四項の傷病又は負傷の年月日と傷病名に就ては其の傷病名と發病の年月日と比較考察する必要がある。

例へば傷病名が短期の性質に屬すべきものであれば其の發病の年月日も最近のものでなくてはならぬ、又漫性的のものであれば其の發病の年月日はズット以前の月日が記載せられてゐるか、或は最近



の月日が記載されてゐるとすればそれは再發のものであるや否やの點に注意して見る必要があると思ふ。

負傷の場合に在りては其の傷病名により大體に於て傷害の程度を豫測せられる場合があるから其の程度より推定して負傷の月日が甚だしく以前のものはそこに何らかの原因がなければならぬことに留意せねばなるまい、例へば大腿骨折と云ふ様な相當の負傷に不拘其の負傷月日が二ヶ月も前になつておつたら其の間醫療の給付はどんな具合になつてゐたか又全く醫療を受けて居らなかつたか、此の程度にして醫療を受けておらぬ筈はない筈であると云ふ様に種々の疑問を生じなければならぬこんな所に微細の關係が伏在して居るとしたら書面審理のみにて決定する譯には行かないであらうから照會を發するか又は實地調査を行ふかの何れかに據らねばなるまい。

第六項の發病又は負傷の年月日と資格取得日の接近してゐる場合の審査であるがこの場合は左記事項に注意を要すべきであらう。

一、發病又は負傷の月日と資格取得日の接近してゐるものは、全部に對し注意を拂ふべきであるが特に慢性病のもの又工場法令に於て就業禁止規定のものに對しては、格別の調査を要すべきである。

參考

#### 工場法施行規則第八條

工業主ハ左ニ掲グル疾病ニ罹レル者ヲシテ就業セシムルコトヲ得ズ第四號又ハ第五號ニ掲グル疾病ニ罹レル者ニ付傳染病ノ處置ヲナシタル場合ハ此ノ限リニ在ラズ

一、精 神 病

二、癩、肺結核、喉頭結核

三、丹毒、再歸熱、麻疹、流行性腦脊髓膜炎其ノ他之ニ準ズヘキ急性熱性病

四、微毒、疥癬其ノ他傳染性皮膚病

五、膿漏性結膜炎、トラホーム（著シク傳染ノ虞アルモノ）其ノ他之ニ準ズベキ傳染性眼病

工業主ハ肋膜炎、心臟病、脚氣、關節炎、腱鞘炎、急性泌尿生殖器病其ノ他ノ疾病ニ罹レルモノニシテ就業ノタメ病症増惡ノ虞アル場合ハ之ヲ就業セシムルコトヲ得ズ

工業主ハ傳染病又ハ重大ナル疾病ニ罹レル者ニシテ其ノ症候消失シタル後ト雖モ健康ノ回復セザル場合ハ之ヲ就業セシムルコトヲ得ズ、但シ醫師ノ意見ヲ徵シ支障ナシト認ムル業務ニ就カシムル場合ハ此ノ限リニ在ラズ

第七項の繼續して報酬を受くるものなりや否やに就ては施行令第五條第一項第一號及第二號の「年に依り報酬を定めたるもの」及「月に依り報酬を定めたるもの」に注意を爲すと共に道府縣の告示に



依る食事の利益及住宅の利益被服の利益の有無を調査して若し右に該當するものがあれば決定額より其の分を控除すべきである。

第八項の病院收容の有無に就ては被保険者の記載したる入院期間と臺帳に記載せられたる期間の對照を行ひ、専ら被保険者により生計を維持する者の人員及被保険者との續柄等につき調査を爲し該當のものあらば令第七十九條の條項に従ひ右の減額支給すべきである。

次に本人の請求たる「勞務不能の期間」と醫師の「勞務不能と認めたる期間」及事業主の「勞務に服せざりし期間」の三點を比較對照して見る必要がある。

若し其の三點の期間に相違あらば其の相違の原因を探究せねばなるまい。

被保険者よりの勞務不能の期間と事業主の證明期間は一致するのが建前の様になつてゐるが必ずしも一致すべきが原則ではない。

即ち事業主としては工場に出勤稼働せざる日を證明するものであり被保険者は勞務に服すること能はざりし日數を請求するのであるからそこに日數の差を生ずることは決して不思議のものではない。

又醫師の勞務不能の意見は被保険者が現實に休業したるや否やの點に考慮することなく醫學的の見地による意見であるから被保険者の請求期間と相違するも何等の支障はない筈である。

## (二) 保險醫の休業意見に對する考察

傷病手当金の支給決定は醫師の意見を唯一無二の決定資料とすべきであるから特種の事情の存在せざる限り一應は醫師意見の期間を以て支給決定の期間とするを妥當と認める。

次に醫師の勞務不能と認めたる主症状及經過と概要と勞務不能と認めたる期間及傷病名の三點を更に結びつけて考察する必要がある。

この考察の順序としては種々あると思ふが左に二三の例を擧げて見よう。

一、疾病の場合にありては其の病名より觀察して慢性的のものであるか又短期疾病に屬するものであるかの點を考察して日數の長短に考を走らせると共に業務の種別等も考慮する必要があると思ふ。

二、負傷の場合に在りては負傷の部位及負傷の程度に着眼すると同時に業務の種別を考へて見る必要があると思ふ。

註 負傷の原因につき第三者よりの傷害と認められたるときは法第六十七條の規定に基き第三者の行爲なりや否やの點を調査する必要がある。

三、傷病につき自覺的症狀のみを訴へ他覺的の所見のないものは一應實地調査を行ふべきであると思ふ。

四、保險醫の意見書の考察としては凡そ如何なる病症のものであつても始期より終期に至る迄の



経過を見ることに必須条件ではあるが大概の保険醫の意見は初診時の症状か或は最も重症の場合が記載せられ肝心の経過的の記載が無いことが多い。

であるから経過を知る爲には照會か或は出張せざれば判明せぬことになる譯である。

假令風邪の場合等に於て發熱三十九度食慾不振、頭痛等あり十日間の休務を要すと云ふ様な記載であつたとしたら其の十日の全期間が熱發三十九度も毎日續く筈のないものであるから漸次降熱もしたであらうし又下熱と共に頭痛も少くなり食慾も又増したであらうが其の経過が記載せられてゐないとしたら審査上困難を伴ふ譯である。

右の様な事例は單なる感冒であるから詳細を穿つた記載がなくとも大體判定がつくものであるが長期間に渉るものになればなる程症状の経過に着眼すべきであらう。

傷病の経過は死の轉歸を取らざる限り大體に於てカーブ式と見てよからう。

始めは輕症で中間的は其の疾病の一番登り坂である。

終りは必ず下り坂となり治癒するものであるから其の一番の登り坂即ち休業の全期間の最重症のときは何時であるかを中心點として考へて見れば机上に於ても大體の豫測が出来るものと思ふ以上の諸點より考察して見れば大體の確心を得ることが出来ると思ふ。

(三) 同一の疾病にあらざるや否やの審査

この問題は醫學的に論じても相當研究を要すべきものがあり我々素人の論すべき筋合でないかも知れぬが問題が問題だけに一層の研究をすべきものである、例へば前回支給の病名は破傷風であるのに不拘第二回の請求は創傷性强直となつておこつた場合假令病名は異つて居つても何等かそこに因果關係があるのではないかとの一應の疑問を抱く迄の知識だけは養成せねばならぬと思ふ。

この問題は事務的には解決の出来ないものであるからそのときは技師或は囑託の意見を徴するか又は擔當保險醫に照會を爲すことによつて氷解せられるものであるから甲と乙との病名の關係、乙と丙との因果關係と云ふ順序に考察して見て専門家の意見を徴し慎重の取扱をすべきものと思ふ。

法規が徹底したとは云ふものゝまだ一隅から隅まで行届かぬ嫌がある爲に今日に於ても病氣さへ異なれば法定期間終了迄は診療可能のものであり、又手當金も支給を受けられるものと思つてゐる醫師もあれば、被保險者は勿論事業主としても左様に考へてゐるものもないではない事に注意せねばならぬ。

又知り過ぎる程知つて居つても悪用せんとするものも決して尠くないことを忘れてはならぬ。

二、三年前であつたかと思ふが同一の疾病を病名のみを變更して法定期間を三回繰り返した不都合のものもあつたことを承知してゐるが之を取扱つて居つた事務擔當者にも一部の責任は逃れ難い所である。



此の問題を仔細に點檢すれば返納を命ぜられるものが相當の數字を示すであらうが兎に角第一線に立つて支給決定の衝に當るものは是非共之が研究を怠つてはならぬと思ふ（同一疾病と認めらるゝものゝ調査表参照のこと）

(四) 請求書記載の被保険者の住所が意見を附したる醫師の住所と著しく距離ある場合

被保険者が何れの保険醫の診を乞ふともこれは現行制度による自由選擇主義であるから一向差支はない譯であるが一般常識からの觀察からすれば大概のものは自分の居住する所の保険醫の診を受けることが通例の様である。

乍然其の土地に専門醫が無い場合とか、或は病症により都會の保険醫に診を受けるとか又は入院の爲めに被保険者の住所より遠距離の保険醫に診を受けることは何等疑問符をつける必要はないのであるが茲に注意すべき點は都會に居住する被保険者にして各科専門醫が無數にあるに不拘山間僻地の保険醫を選擇したり且又故なくして他府縣の保険醫の診を受け其の保険醫よりの意見書に依り手當金を請求する場合である。

例を擧げて論じて見れば數の多いこと、思ふが普通常識上思考することの出來ぬ所に何物か伏在して居るかも知れない。

この種問題に依り不正と見做さるゝものは、自己居住地に於ては近隣又は工場の監督者又は友人等が自己の動靜を餘りによく知り過ぎて居る爲に輕症でブラ／＼遊びながら診療を受くるものとせば衆人の監視の眼からすぐに自己自身を不利に導く關係から隣村の保険醫に診を乞ひつゝ自己の慾求觀念を満足せしめやうとするものもあれば又商用のために目的地に長く滞在すると云ふ様なときに其處を利用して手當金を搾取しようと思つて面白からざる考を起すものもあるのである。

最も最近の例ではあるが製材の事務員が工場の用務のために極めて山奥の保険醫に診療を受けその保険醫の意見によつて請求して來た事實があつたので調査の結果不支給としたことがある。

その他種々の問題が山積してゐるのではなからうか細心の注意が肝要であらう。

(五) 歸省療養者操休工場又は代書人取扱のものに對する審査

歸省療養者の調査に就ては實地調査の項に於て述ぶることとし、茲には省略することとするがこの種請求は可及的實地調査に移すべきと思ふ。

事業主の都合に依り一時事業を休止したる工場の被保険者よりの請求程間違が多く又不當のものが多いものはないであらう。

被保険者の心理状態から考へたら掬すべきものがないではないが工場休止により得られざる賃銀を手當金によつて充當せんと考へるは失業保険も同様であつて本法の容認すべき筋合のものではない筈であ



るから規定通りの決定をするのは當然のことである。

工場に於て操業中は何等身體に異和がなかつたものが工場休止と共に保険醫の診断を受くるものが尠くないことは見方によつては種々ある譯で從來迄作業中は氣分も緊張してゐたし時間も規則的であつたものが急に自己勝手に生活に置かれるために身體に變調子を來し健康を害するものも皆無とは謂へないから請求の全部が不正不當でないことは勿論であるが其の一部に疑問とせねばならぬものゝあることを忘れてはならぬと思ふ。

之が不正の發見は、本人の既往に於ける症狀を被保險者臺帳に依つて明瞭ならしめ病氣の性質に依つて大體の判斷を下すことが必要であらう又同盟罷業等の場合も右と同一の見解により取扱ふことが至當と考へる代書人の取扱は責任のないことをすることが多いので餘程取締を嚴重にすると共に其の取扱書類全部に對し注意を要すべきである代書人の代書したるものと雖も責任の歸屬は事業主にもあれば被保險者にもあるから其の責任を問へばよい譯であるが實際の取扱問題としては一應代書人が代書して事業主の證明などは印鑑を代書人に渡して捺印せしめて居る向が多い有様で其の責任を訊せば代書人に依頼したからと云ふ又代書人は事業主の仰の通り只代書したのみに止ると云ふ何れが正しいのか黑白の判定はつかぬ場合が多く水懸け論に終る場合が多くこの問題程頼りのないものはない。

代書人を取締れば取締る程合法的の脱法行爲も敢てすると云ふことになり代書人に依頼してゐる位

の事業主は葉書も書けぬものが數多くあるのであるから腹を大きくして云へば自然に教養して除々に指導して行く外は無いと思ふ。

兎に角この代書人の取扱は充分なる注意を拂ふことが肝要であらう。

#### (六) 職業性の疾患に對する注意

疾病を業態別に區分して見ると其の業態特有の疾病であることが大體領かれる譯である。

顯著な事例としては人造絹糸工場に於ける結膜炎の如きであるがこの職業より當然來れるものと然らざるものより招來したものは多少區分があるかの様である。

私は専門家に非ざる爲めに、茲に決定的の意見を申述する譯ではないが人絹工場の結膜炎の如きは一兩日位の静養にて、直ぐに勞務に就くことが出来る實例より見て多少の區分があるのではないかと思ふ。

この職業性疾患に對しては學者間に於ても尙研究の餘地を認めて居る所であるから相當困難な問題ではあるがこの結果より業務上外の問題も生じて來る譯であるから何業に對しては何種の疾病がどの位あるかの統計位は作製して執務の参考に資することが肝要と思ふ。(倉敷勞働科學研究所石川知福編の職業的塵埃の種類並に職業性疾患一覽表參照)

(七) 他の法令の規定に依り國又は公共團體の負擔に於て病院病舎又は療養所に收容せられたる者に



## 對する審査

他の法令即ち傳染病豫防法、癩豫防法等により病院病舎等に強制收容せられたることを記載せられたものは當然令七十九條の規定を準用すべきであるから政府に於て入院承認をなしたのと同様の取扱を爲すべきであるが何等記載のないものに就ては病名より考察して此の病名なれば強制收容さるべき性質に屬すべきものなりや否やを考察して若し疑問あらば照會又は調査に移すべきである。

参考 傳染病豫防法ニ於テ傳染病ト稱スルハ、コレラ、赤痢(疫痢ヲ含ム)腸チブス、バラチブス、痘瘡、發疹チブス、猩紅熱、ヂフテリア、流行性腦脊髓膜炎、ペストノ十種トスルガ疑似症ニ對シテハ本法ヲ適用サル、場合アリ

以上の調査を完了して適當と認めたるときは支給決定すべきであるが附箋返戻を要すべきもの、或は照會を爲すに非ざれば決定なし難きもの並に出張調査の要あるものは手當金支給の精神に則り迅速敏活に處理することを念頭より離してはなるまい。

## 二、傷病手當金の實地調査

實地調査は書面審理のみに於て決定の出來兼ねるものを原則としなければなるまい、即ち書面審査に當りて實地に調査を要さねば疑問とせらるる所を判定なし難き場合である。

であるから其の疑問と思考した點の調査方法は餘程研究して行かなければ要點を掴むことを得ない

場合が屢々あり、折角の勞苦が酬られない場合が決して尠くない。

調査の方法は勿論右書類の内容に於て異にせなければならぬが大體の着眼點はある譯であるから此の書類の調査方法としては本人の動靜を調査してから保險醫を訪づれるべきであるか、或は被保險者を先に直接面談をすべきであるかの點は其の事案事案によつて考究すべき必要があると思ふ。

此の問題は仲々至難のものであるから此の場合は斯くせよとかあの場合はこんな方法にせよとかの一定一律の原則的な方針は出來ぬと思ふのであるが大體に於ける考察を左に述べて見よう。

## イ、調査の研究と出張者の態度

實地調査に於ては業務上の傷病に對するものと業務外に對するものとの調査方法は或る程度迄同一歩調で進む點も決して尠くないのであるが大體に於て之を二つに區分して研究して見たい。

又出張者の態度であるが保險醫を訪づれるにしても事業主又は被保險者等に應對するにしても傲慢な態度であり警察官が罪人に對する様な方法で調査することは決してあつてはならぬと思ふ。

よく仕事に熱心の餘り其の度を越へ相手方を激怒せしめたが爲遂兩方にて大聲を張り上げて喧嘩同様の結果を生じ、肝心の調査を爲すことが出來なくなつて終ふ場合等もなきにしも非ずである。

都會地と言はず或は山間僻地を問はず特に注意せねばならぬことは其の言葉使ひである。

言葉が平易で而もその言葉の中に指導と懇切と言ふ事を考へて臨む場合は僅かの談話の内にも相互



に親しみを覺へて來るものである。

特に郡部方面に於ては人情は極めて質朴であるから當方の出様如何により心から打ち解けて質問もせぬ所までよく話してくれる其の談話の中に何物かを把握することが出來問題即ち調査の真相を掴むことが出来るものである。

#### ロ、出張前の準備行爲

出張を命ぜられた場合は其の書類に對し完全な調査を了せなければならぬ事は勿論であり又この點は説明の限りでない様であるが決して左様ではない。

即ち調査すべき點の缺けてゐる爲めに綜合批判の出來ぬ場合があつて再出張を命ぜられるときが屢々あるからである。

このことは出張者に於て出張前に周到の用意が無かつたために起る場合が多く時間的にも豫算經理の點からしても一考を要すべきものがある、では如何なる準備行爲が必要であるかを左に列記して見たらう。

#### 一、被保険者臺帳の給付事項調査

調査すべき被保険者は從來如何なる疾病にて療養の給付を受けたことがあるか又傷病手當金の給付はどの程度迄受けたことがあるかの點を仔細に研討する必要があると思ふ。

この調査に依り被保険者は病身であるか又日常は健康であるかの點が大體窺はれる譯であるからこれで被保険者の從來に於ける健康如何の全貌が判り豫備智識が出來、既に本人に接せざる時前に於て種々様々の感想が胸に浮んでくるものと思ふ。

#### 二、工場監査票の調査

工場監査票は各府縣に於て適用工場全部に亘り作製して居る所もあれば、又五十名以上位使用工場のものを作製してあるものと思ふので此の監査票により其の工場の疾病率又は手當金の請求率等を他のものと比較して見て工場全體の状態を知つて置く必要があると思ふ。

#### 三、出張すべき場所の順序

出張は最も時間を經濟的に考へて行ふことが肝要である、このことは改めて説明する迄もないことであるが短時間に多くの仕事をせねばならぬ建前から考へてみれば調査場所の順序と併せ交通機關の利用方法を餘程都合よくやらぬと命ぜられた仕事の全部を終了出來ない場合が多い。であるから管内の交通機關の時間表位は常にポケットに入れて置く必要がある。

解り切つた様なことでなんでもない様な事ではあるが調査の内容が複雑してくればそれだけ長時間を要する譯であるから出發の際折角建てた順序もその時其の時によつて變更をしなければならぬとさもあるであらうからその時の總ての用意が必要である。



## 四、調査すべき保険醫に對する豫備智識

保険醫にしても十人十色である當方の質問を心よく答へてくれる者もあれば極めて傲慢な態度で又保険課から来たかといふ様に厭な感じを與へる者もある。又被保険者の取扱の少數な保険醫はそれだけ種々の事故に直面してゐない關係か極めて無關心なものもあり又感心する程研究をして本事業に相當の理解を持つてゐるものもあるので全部一律に見做して質問することは却つて調査の完全を期することの出来ない場合があるから出張前に於て先輩の者に大體のことを聞いて行くことが必要であらう。又保険醫毎に往診の時間等も異なる場合があるであらうからそんな點も種々參考として聞いて行くことが必要であると思ふ。

## 五、携行書類

出張に際しては命ぜられた書類ばかりの調査を完了すればよいと考へて居ることは間違で其の出張の機會を利用して事業主及被保険者の指導に當ることを常に念頭に置く必要がある、であるから法規又は解釋書類を常に携行する必要があると共に事業主及被保険者として届出又は請求に要する用紙の各二、三枚位は用意して行くことが必要である。

大體以上の準備と用意があれば何時どんな問題が起きても之を解決することも可能であり又立派な

指導も出来るであらう、調査の完璧を期することも難事ではあるまい。

## ハ、業務外のものに對する調査

視察すべき要點は種々に區分せられるが左に例示して研究することとする。

## (一) 被保険者の業務の種別と傷病名とを比較對照して疑問を抱きたる場合

この點は書面審理の項に於て詳述した如くであるが其の業務の種別と傷病名をひき合して疑問を生じた場合であるから被保険者の勤務する工場に至り作業の内容を調査して其の労働量を知る必要がある。

其の労働量より考察して傷病の程度と結びつけて考へて見れば大體の意見が自分の腹の中に入ることになるからそれから保険醫の意見を聴取して見れば自分の考へと保険醫の意見とが一致する場合もあるであらうし又反對の場合も出てくるものと思ふ。

それから本人の動靜及環境などを調査して見れば比較的正鵠な決定が出来るものと思ふ。

## (二) 發病又は負傷の年月日と資格取得日の接近してゐる場合

發病と資格取得日が接近してゐたとしてもそこに何等の不正不當の原因が存在せぬ限り差支はない筈であるがその多くの事例は面白からざる事情の伏在する場合が尠くない實情から觀察して一應は實地調査を要すべきであり其の不當の行爲に對しては飽く迄是正して眞の健康保險の精神を



涵養せしめなければならぬと思ふ。

この場合の多くの例は保険料の負擔軽減を目的として取得届を怠つて居た場合と被保険者と事業主又は事務員等と姻戚関係か或は知己の間柄に於てよく行はれる問題である。

この調査をするに當りては取得月日の届出遅延の問題は出勤簿或は賃銀支拂簿又は工程表等より容易に發見せられる問題であるが事業主等と關係を有して保険給付を受けむがための資格取得の場合には其の真相を確かむるのには一通りの苦心ではあるまい。

この場合の調査方法としては左の點に留意して見る必要がある。

本人の年齢と業務の種別

即ち本人の年齢より推定して其の業務は適當のものであるか如何である、例へば十五歳位にして事務員とか或は年少者にして相當の勞力を要する業務の場合又は老齡者にして壯者を凌ぐ荒仕事の業務の場合には特種の場合を除き取得の不純の點が大體領かれる譯である

本人は其の業務に對し熟練工なりや初めてのものなりや即ち相當の熟練工にあらざれば出來難い業務にも不拘何等これ迄經驗のあらざるものが其の業務にあるたりとき

本人の家庭の狀況

本人の住居附近に於て事業主等の特殊關係なきや否や調査

### 傷病の性質

本人の傷病より考察して慢性的疾患の場合又は其の工場に入所する以前に於て勞務可能でありたるや或は又不能のものでありたるやの點は詳細に調査を要する、尙醫學的の點は保險醫に就て聽取するを適當と思ふ

大體以上の如き項目の調査により其の適否を決定することが出來ると思ふ。

(三) 傷病名より考察して休業日數に疑問を生じたる場合

手當金の實地調査に關しては本件が最も多きを爲して居る關係上それだけ研究の範圍が廣い譯である。

この調査に對しては種々なる着眼點があると思ふが第一に病狀に就て仔細の調査をなすと共に本人の家庭に於ける動靜に就て近隣の風評を聽取すればどんなものかの判定がつく譯である。

若し近隣に於て詳細を聽取することが不能の場合は其の家に出入する商人に就いて聞いて見るのも一つの方法であらう。

次に事案に對して必ず調査を行はなければならぬものを列記して見よう。

保險醫に就ての調査

保險醫に就ての調査は各専門科別により在宅の場合を異にするであらうから其の點を餘程考へ



て行かぬと無駄足をすることになり能率を低下せしめることになるから注意せねばなるまい。内科以外の場合には大概、在宅が多いのであらうが適當の時間を利用して訪問することが必要である。

保険醫に對する態度は飽迄丁寧第一主義がよいと思ふ。

このことは出張者の態度の項に於て既述してゐるので省略したのであるが兎に角相手は専門的の知識を持つてゐるものであり當方は判つてゐるとしても醫學的の知識としては素人であると云ふ點よりして出来る限り丁寧な言葉を以て接すれば先方に於ても自然と丁寧になり詳細を穿つた答をしてくれるものである。

要は調査の目的を達すればよいと言ふことを主眼として考へて行へば結構であると思ふ。

症状調査に對しては初診時の病症と其の経過につき重點を置かなければなるまい。

又被保険者の住所より保険醫迄の距離と其の通院の方法である。

足部を負傷してゐるのに對し自轉車を以て相當の長距離を走りつゝ受診して居るものとせばそこに一種の疑問を生じなければならぬ。

又病症によつては通院も全く不可能であるために往診を要したかも知れぬから其の區分も認める必要がある。

又一里以上もある處を徒歩で通院をしてゐたとしたら其の病名及症状より見て何かの考へがふ筈である。

症状を聴取する場合は自覺的であるか他覺的であるかの點を考へて見なければならぬ、他覺的に所見のない場合只自覺的のみの症状を訴へるものに就いては一層の注意を拂ふべきと思ふ。

投藥及處置の回数及注射回数等に就ても一應は聴取の必要がある。

#### 本人に就ての調査

本人に就ての調査は書類上に記載せられた發病の年月日或は受診中に於ける行動及自覺的の症状等につき聴取し保険醫の申述と比較してみる必要がある、又通院の方法等につきても詳細聴取すべきである。

被保険者に就ての調査は調査當時は既に回復して工場に出勤してゐる場合もある。

又現に休勞中に屬すべきものもあらう、若し休勞中にある場合は被保険者の生活に最も密接の關係ある趣味或は其の家庭の業務等につき細心の注意を拂ふべきと思ふ。

趣味としては種々あることであらうが魚釣の趣味ある者の宅に於て釣竿を發見し、活動寫眞を好む者に俳優の寫眞等を發見することが度々あると思ふ。

病氣の如何によつては時に魚釣りなるものも決して悪くはないと思ふが病氣の性質及傷病の部



位等により相當考慮すべき點のあることを忘れてはならぬ  
又本人の家庭の職業である、よくあることであるが農繁期とか或は養蠶期とかに一寸した病氣  
を奇貨として田植稻刈或は桑葉摘み等に勞働してゐる場合が屢々發見せられる所から見れば其  
の職業の繁閑の時期に餘程着眼する必要があると思ふ

## 本人の動靜及環境調査

本人に就て調査した事のみによつて全部決して終ふ譯には行かぬ場合が尠くない、動靜及環境  
の調査程大切なものはないと思ふ、即ち第三者である近隣のもの、言ふ言葉は比較的公平であ  
るからである

此の調査に關して仲々至難の場合が多くあることを豫想せねばならぬ、本人の動靜を近隣の者  
に訊ねるには何より婦人に限ることである

一寸多辯な女になると當方から訊ねもせぬことをペラ／＼話すことが多く又婦人の性能として  
近隣のことを手に取る様に知つて居る

であるから其所を上手に利用して行けば彼等から種々の資料を得ることは極めて容易である

## 本人の居住地と勤務工場との距離及歸郷療養者の調査

被保険者の住所と勤務工場との距離の遠近程手當金に關係するものはあるまい、從來相當の長

距離を徒歩で通勤して居た者があるとすれば午前中診療を受けてからすぐに出掛けても働く時  
間の少い關係から其の診療を受けなくなる迄休業してしまふものもあるがこれと反對に自己の  
住所が工場に近隣の場合は午前中は診断を受けても午後からなりと勤務出来る場合があるので  
此の點などは最も注意すべき點ではあるまいか

歸郷療養者に就ては是又種々の考察が必要であらう

住み馴れた自家を後にして他府縣に出稼するもの又府縣でなくとも相當の遠距離に勤務して殊  
に寄宿生活などをしてゐた者は一旦歸郷すると仲々工場には歸つて來ないものがある

勿論病狀惡化の爲めに歸郷療養をするためではあらうが病氣は既に全快して稼働に支障のない  
程度になつても折角歸つて來たのであるからあと一日一日と引延して結局は月が替つたら行つ  
た方がよからうと云ふ様に至極呑氣に構へてゐるものもある

所が工場に於ては工場に出勤せざる限りは病氣休養のものと思つて手當金の作製をすると云ふ  
ことになり假に工場の事務員等より病氣の経過等を照會しても既に全快して居るからと云ふ返  
事は怠けてゐる様に思はれるが厭さにまだ全治迄には至らぬと云ふやうな返事が來るそこで工  
場の方では其の通りの請求を代理してやつて來る向が尠くない様である

人情論から考へても自分の家より他によい場所がない譯であり親兄弟と共に居る程よいことは



ない筈であるから一日一日出勤するのを遅延することも又見方によつては同情もし又かくあるべきが道理かも知れぬが既に勞務可能の状態のものが以上のやうな理由で手當金を請求し之をその儘支給するとすればそれは決定の正鵠を得たとは申されないであらう

以上のやうな場合は其の請求に對し計畫的不正とか不當とかの問題は尠くない様で只工場に行つて働くよりは今暫く家に居つて俗に云ふ骨休みと云つた調子のもが多いことに主眼點を置かなければなるまい

#### 事業主に就ての調査

事業主が勞務に服すること能はざりし期間の證明が適切であるか否かの問題であるから必ず出勤簿等により其の眞疑を確認すべきである、茲で注意を要すべき事は單に出勤簿のみの調査を行つて正當なりと解すべきは一應尤の理論であるが時にこの出勤簿なるものは何等の意味をなさない時があるからである

即ち現實に出勤稼働して居るのに不拘缺勤として整理されてゐる場合が屢々であるから必ず賃金支拂簿若くは工程表とか或は工程調とか又は出來高控とかある譯であるから此の帳簿を調査することが寧ろ出勤簿を調査するよりは正確の場合の多いことに着眼して見たい

而もこの工程表なるものは其の業態に於ける一人當りの一日の工程等を知悉せぬ限りは出來難

い場合がある

けれどもそれは書面審理の項に於て述べた如く業態に於ける作業工程表なるものを作製して置けば一番便利である

總ての場合應用が出来る譯である

其他準報酬の有無に就ても必ず一應は調査をする必要がある

#### ニ、業務上による傷病の實地調査

業務上による傷病の實地調査に就ては、業務外傷病の場合の調査方法以外に左の點に着眼すべきである。

#### (一) 豫備調査

##### イ、發病又は負傷の原因

この點に充分注意して負傷の原因と傷病名とを結びつけて考察する必要があるであらう

##### ロ、本人の年齢

##### ハ、業務の種別及其の概要

##### ニ、其の業務に對する經驗及勤續年數

##### ホ、從來迄の負傷回數及其の部位



- ヘ、本人の性質及趣味嗜好
  - ト、負傷前日に於ける本人の動静
  - チ、月經の週期及前回の月經
- (二) 負傷時に於ける症状調査
- イ、負傷の現場と周囲の状況
  - ロ、負傷年月日及負傷せる時間
  - ハ、傷害を受けたる物件
  - ニ、負傷現場を認めたるもの、答辯
  - ホ、本人本来の業務及負傷時の業務
  - ヘ、負傷時に於ける状況
  - ト、負傷後受診移送方法及擔當醫との距離
- (三) 保険醫調査
- イ、診療時間
  - ロ、業務上證明書を保険醫に持參の有無
  - ハ、來院時移送方法

ニ、負傷の部位初診當時の症状

ホ、業務上と認定したる醫學的の見解

(四) 其の他

イ、機械其の他設備の缺陷及防遏方法

ロ、過去に於て同一原因に依る事故ありや否や若しありとせば其の際事業主の講じたる措置以上の調査により彼此考察すれば大體正確を得ることが出来る。

尙留意せねばならぬ點は負傷の月日及時間と診療月日及時間である、この點に餘程着眼せぬと事案を明瞭に出来ないときがあるからである。

即ち負傷の程度の重い程負傷時間と診療時間に接近がなくてはならぬ譯である又負傷の月日と診療の月日の相當距離のあるものは負傷當時は其の程度が重傷でなかつたことを裏書せられるものと一應は考察の出来る問題である

參考

一、業務上に因る傷病なりとして請求ありたる傷病手當金に對し實地調査の結果業務外と判定したる實例

輕微なる打撲傷あるを奇貨とし事實消防勤務に服したる日數を勞務不能として請求したる實例



被保険者は〇〇製油所の雑役にして、〇〇〇〇氏本年二十四歳、傷病手当金請求書に記載せられたる傷病名は右膝関節打撲症としてある、負傷の原因は九月二日午前七時作事中箱板の積みある場所より箱を降しつゝある中、誤て箱が落下し來り、右足の關節を押しつけられて負傷すとある。

この負傷の爲に労働に堪へなかつた期間である（自十年九月二日至十年九月六日）五日間の手当金を支給せられたいと云ふのである。

擔當醫の意見としては、單に病名、打撲症右膝關節上部として自覺症により診斷すとあるばかりである。

此の審査をするに當つては擔當醫の意見が餘り簡單に過ぎる點と休業を要すべかりし打撲を受けたのに他覺的の所見がなく、只單に自覺症により診斷すといふ點に若干の疑念を生じて兎に角實地調査を爲すことにしたのである、この簡單なる意見書を詳細ならしむるの必要を感じて保險醫を訪ふことにした。

初診時に於ける本人の主訴としては、右膝關節を打撲したるを以て疼痛を感ずといふ。

他覺的には、幾分患部の腫脹を見たるも、休業をせなければならぬといふ程の程度ではなかつたと云ふ。

こゝで考へて見なければならぬ問題は、傷病手当金に添附した意見書には五日間の勞務不能を確實

に是認してゐるので、調査に際しては休業する程の程度ではなかつたと云ふ。

こんな事になると、何れの意見が正確なのか、何人と雖も判斷に苦しむざるを得ないものがある

いづれにしても、保險醫の申述のみを以て云々する譯にも行かないので、被保険者の動靜調査を行ふことにした。

被保険者の負傷したりと謂ふ九月上旬より八月の下旬にかけて、殆ど雨天続きであつた爲に、各町村共出水の箇所が多く、本人の住所である某町に於ても増水甚敷、これが爲城跡の堤は正に危険に類し、人心恟々として、上を下への大混亂の状態であつた、町内に於ては之が防備策として排水作業の必要を感じ、消防手の非常召集を九月三日の未明に行ふことゝなつた時偶々被保険者は消防手であつたのであるが、負傷の結果、勞務不能では休業靜養してゐる筈の本人は、其の非常召集の第一線に應じ三日四日の兩日に涉り、堀の排水作業に必死を盡して、終日終夜非常勤務に服したことが判明したのである。

更に被保険者の負傷したる工場の現場を臨檢するに、本人の膝關節に落下したりといふ箱は、製油を入るゝ小箱であつて、重量僅か一貫匁に過ぎず、而も落下したる該箱のあつた位置は三四尺の高さにして、該箱が落下膝關節部に當りたりとしても打撲は極めて軽度のものであつた事は容易に思考出來る問題である。



以上調査の経過より考察して見るに、主要點とせなければならぬ問題は、本人の工場に於ける業務の雑役の仕事と、二晝夜に渉る徹宵勤務の消防手としての労働量の比較であるが、それはもう茲に明言するの限りでないと思はれる。

この激務によく堪へたものが、勞務不能なりとして手當金を請求したこの事實は、一體何を物語るものであらう。この行爲たるや唾棄すべきものがあると同時に、僅かの打撲あるを、好機逸すべからずとして、而も之を業務上の傷病による勞務不能とは、餘りに見え過ぎた不正事實ではあるまいか。

又茲に一考を煩さなければならぬ點は保険醫の意見である。勿論他覺的に勞務不能を認むる事の出來ない事實であつたとしても、自覺的に疼痛があつたと強調せられたとすれば、之を醫學的の見地に立脚して如何様なる判断を下すかと云ふ點に於ては仲々理論通りにも行かぬ點があるであらうと思はれるのであるが、尠くとも産業人たる被保険者を取扱ふ保険醫としては本人の業務といふ點に考を起して餘程慎重なる態度を以て意見の記載に當らなければならぬ點があると思ふ。

業務外に因る神経痛あるを奇貨とし、足部負傷の原因により關

節ロイマチスを併發せりとして請求したる實例

被保険者は〇〇陶管工場勤務の土練工にして、〇〇〇〇氏、年齢五十五歳、本人よりの傷病手當金請求書に記載せられたる傷病名は關節ロイマチスにして、負傷の原因としては陶管の窯出中下に在り

たる陶管に躓づきて足部を負傷せりとしてある、負傷當日は賃金二十八錢の支給を受けたのであるが十年九月六日より九月十六日迄十一日間勞務不能であつた爲其の間の手當金に對し支給を受けたいとしてある。

發病の月日は昭和十年九月一日で、保険醫の意見書には諸關節病の爲めに苦しむを以て安靜を命じたるも、原因としては糖尿病より來るもので慢性的のものであると述べてゐる。

この意見書に依れば、本症は糖尿病より招來したる關節ロイマチスと見なければならぬ。然るに本人よりの請求書には足部の負傷より誘因されたもの、如くである。そこでこの眞疑を確かめるべく實地調査をすることにしたのである。

被保険者に就て訊問して見るに、本人の負傷したる日は九月六日午前十時頃で作業中土管の運搬中床板の破損箇所にて右足關節を突き入れた爲め足關節部が非常に脹れ上り痛みを感じて勞務に服することが出来なかつた爲め、同日より休業した旨を申立てゝゐる。

負傷現場を臨検すると、現場は土管の乾燥場にして床板は厚さ二寸角の拔板を張り現に數百の土管が列べてあり、本人の申立の床板の破損箇所は更になく本人の運搬せしと云ふ土管の重量は一ヶ十四五貫ある直徑三尺五寸のものであるために本人一人にて運搬することは出來ないと認められたので該土管を擔へたる相方の有無を質問してみると、被保険者は即座に〇〇〇〇氏であることを話してゐ



る、所で其の相手方に一應面會を求めて、當時の事情を聴取したのであるが、相方の申述することは左の通りである。

「〇〇は平素からロイマチスで痛い」と申して居ることは相方をしてゐる私としてはよく存じてゐますが足を床板で踏み外して板で負傷したことは本人も何とも申しておりませんし私としても少しも存じません。」

こんな状態で、被保険者が申立る言葉は少しも眞を置くべきものがないのみならず本人よりの負傷の原因として記載せられた陶管の窯の位置と本人よりの直接申立たる負傷の現場とは距離及場所に於て殆ど相違してゐるのである。

負傷當日たる九月十六日に、二十八錢の賃金を受けたことの正否に對しては、工場の係員に訊ぬることにしたが、賃金支拂簿には支給の事實無く、この諸點より考察してみると、被保険者の請求書及申立の各事項に於ては、悉く眞實として受け入れられる何物をも見出されてゐない。

已むなく保険醫を訪れて症狀を聴取して見ると、初診は七月二十日で、當時は胃部の不快と全身神經痛を訴ふるにより診察するに、膝蓋腱反射消失して倦怠感あり、檢尿するに糖あり、其の後九月八日頃より關節ロイマチスを發したるも、十月二十六日全治したもので、來院時に於ては負傷の事實につき聴きたるも、其の事實のなき旨を答へてゐる。

保険醫最後の意見としては、この關節炎の疼痛は、糖尿病より起因するもので、負傷等と何等の關係のないものと認定する旨を強調してゐた。

以上の経過よりして本人は負傷したりと申述する九月十六日以前の七月二十日より同一保険醫の診療を受け、初診當時より神經痛の爲め足部の倦怠を覺え、作業に對しても充分なる活動を爲すことの出来なかつたことは想像に難くないことが問題であると同時に、負傷の事實に就ては、根據とする何物もなく、且つ又負傷現場を知悉してゐる相方の申述に於ても之を認めず、保険醫の證言を以てするも本人よりの請求が正當でなかつた事は瞭なものと考へられる問題である。乍然、本人はどこのまでも負傷に起因したる關節ロイマチスであると主張する以上、この點に對し納得の行く方法を種々考へた結果、更に被保険者に對して質問を試みることにした。

「貴殿の關節ロイマチスは、足部の負傷より誘因したと申されてゐるが、負傷をしたと言ふ現場は一體どこであるかも知らない、又土管を擔つて居つた相方の某氏より聞いても、負傷したことを知らぬと言つてゐるが、まあこの問題は暫く置くとして、貴殿の負傷したといふ日は九月十六日であるが、これよりずつと以前、七月頃より神經痛で保険醫に診療を引續き受けて居つた事は、事實であるかどうかを念の爲にお聞きしたい。」

と質問してみると、被保険者は診療の事實は只今申された通りであると答へた。



「それでは貴殿は負傷する以前から神経痛があつた爲めに足部にも相當の腫脹があつたと思ふがその點はどうか。」

との言葉を繰返して見ると、本人は負傷する以前より身體が一般に痛みを感じ、殊に足部は腫脹してゐる爲めに大變重かつた事を申立てた。

そこで調査員は、貴殿の負傷したといふ事は事實であるかも知れないが、足の重い爲めに作業に従事して、歩行する場合によく足が伸びない關係から、時々物に突當るのではないかとの追究をした所、本人はその通りである旨を話し出した。

それでは負傷の爲めに、關節ロイマチスになつたのではなく神経痛のある爲めに足が物に突當るの、何か考へ違をしてゐるのではないかとの最終の質問をしてみると被保険者は暫く熟考の上、

「あなたの仰の通りで、足が重いので、よく物に突き當るのです。」との答であつた。

それでは足部の負傷が原因して病氣になつたのではなく、病氣がある爲めに足部をいためたので、外傷性による關節ロイマチスとは申されぬのではないかと質してみるに、誠に濟まなかつたと言ふ意味を述べて陳謝した爲めに、事案を明瞭にすることが出来たのであるが、本人の被保険者臺帳に記載せられたる傷病名を見ると、昭和二年の健康保険開始以來、毎年連續關節ロイマチスを定期的に繰

返してあるのを見ては、よくあんな事の申述が出来たものだと思はざるを得ない。

殊に負傷せりと稱する當日、賃金の支給を受けざるものを二十八錢の支給を受けたとして、サモク負傷したるが爲めに中途作業を中止して歸家したもの、如く請求書に記載せられたる事柄は、見方によつてはどう解釋せられるか判らないが、全くの計畫的の行爲と言つても支障のないものと思ふ。

消防に従事中齶口にて負傷したるを作業中石塊の間に指を挟まれて負傷したりとして請求したる實例

被保険者は〇〇石材會社の石工で年齢三十一歳である。

本人よりの傷病手当金請求書に記載された事項を見ると病名は右中指外傷療瘡で負傷の日は昭和十一年一月三日となつてゐる。負傷の原因は凡そ二十貫匁の石塊を分割してゐる中に其の片割を除かむとした利那石塊と石塊の間に指を挟まれて負傷し、其の傷が原因で療瘡になつたとしてある。

この傷病の爲めに勞務不能であつた一月四日より十五日の間十二日の手當金を支給して貰ひたいと謂ふのである。

所が擔當醫の意見書によると、本人の負傷した日より六日程前から右中指に疼痛があり掌面の中央部は腫脹して化膿を認めたので同日に切開して排膿し、爾來疼痛消散して順良の経過にて一月二十二日治癒せりとある。



こゝでどうしても疑問とせなければならぬ點は、本人の負傷が一月三日であるに不拘其の當日には既に腫脹もあり化膿も認められた關係から切開して排膿した點である。如何に迅速に腫脹したとしても、午前中に負傷したものが午後には化膿するといふ事は、どう考へても判断の出来ない問題である。そこでこの疑問を明かにすべく實地調査を行つた譯であるが、本人に就て調査を行つてみるに、傷病手当金に記載した通り事實石塊と石塊の間に右中指を挟まれ血腫を生じ業務の性質上疼痛に堪へ兼ねた爲に醫師の診断を受けて切開手術を行つて貰つたのに相違ないと申立てゝゐる。又工場の事務員に訊ねてもその通りだと主張してゐる。

所で血腫ぐらいで業務を休む必要はないではないか、又假に血腫の爲に業務を休んだとしても其の日に負傷したものが其の日に化膿すると云ふ様な事はないではないか、その療痕の原因は他にあるのではないかとの質問を試みたのであるが、如何しても他に原因はない石塊に挟んだ爲めに生じた血腫が原因だと主張して仲々事實を申立てないので、保険醫の許を訪れて當日切開排膿の箇所に血腫があつたか否かを第一番に質問してみると、保険醫はそんなものは見受けられずして、只療痕の症状があつたばかりだと申述べてゐる。

この二つの申述をどちらに眞を置くかと謂へばこれは説明の限りではないが、兎に角兩者の申述に一致を見ざる點が、益々疑問とせなければならぬ譯である。

どうしてもこの疑問を解決しなければ事の黑白を判定するのに困る譯である。

そこで本人の性質及家庭に於ける動靜又はその當時に於ける種々の出來事を調査する事にしたのであるが、本人はその村の消防手になつてゐる事が判つたので、本人の負傷前に火災の有無を調査して見ると丁度負傷の六日前の十二月二十九日に其の村に火災のあつた事が判つた譯である。

この事實より考察して見ると、本人が醫師の診察を乞ひたる時一月三日の六日程前より疼痛があつたと申立てゝゐるので即ちその六日前とあるは十二月二十九日に相當する日である。右の調査によつて大體の眞相を得ることが出來たのでこの問題を更に本人に質問することゝした譯である。

所が本人は仲々事實を申立てなかつたのであるが、終に良心の責むる所となつてか「濟まなかつた」と一言申立てたのであるがそれから數分して始末書を書いたのである。その始末書によると十二月二十九日、出火の爲め、消防に従事したる際誤つて齋口にて右中指を負傷しその翌日より疼痛あり云々と書かれてあつた。このことは事業主にも勿論責任の存する所であるが若し實地調査を行つてゐなかつたとすれば業務上として決定され當日より手当金を支給してゐたか判らなかつたのである。本人としては傷病の治癒後に至り石塊に挟まれたのが原因で療痕になつたのであるから業務上の證明をして貰いたいと事業主を偽つて證明をして貰つたとの事であつた。

旋盤工が米搗の際に負傷したるものとして請求したる實例



被保険者は〇〇鐵工所に勤務する〇〇〇〇氏本年二十四歳本人の業務は旋盤工である。提出された傷病手当金請求書に依れば、病名は左下腿中部挫傷として負傷の月日に六月十一日と記載せられてゐる。

負傷原因は運轉中の精米機のベルトを掛けむとして左足を挟まれ米搗の杵にて負傷すとある。この傷病の爲めに働くことの出来なかつた六月十二日より六月十八日の七日間に對して手当金を請求したのであるが本請求に對し疑問としなければならなかつた點は旋盤工が業務と全く関係のない米搗をしたこと及六月十一日に負傷したものがその當日は休業せずしてその翌日より休業したことである。この點の真相を明かにすべく實地調査を行ふことにした譯である。

本人の負傷したりと謂ふ現場は工場に隣接した建物で自家用の精米機が一臺据付けてあり、該機は無音回轉機で地上十二尺の高さよりベルトを附け普通にある舊式の米搗の杵なるもの、設備のない所より見て本人の請求書に記載せられたる負傷原因に於て「米搗の杵なる」ものは發見せられず全く見當違ひの請求と見るより致し方のない譯である。

先づこの點を調査の好資料として本人の申立は負傷當日地上十二尺のシャフトにベルトを掛けんとした際ベルトに挟まれたと申述るばかりで米搗の杵の點には少しも言及しなかつたので貴殿の負傷は米搗の杵で負傷したとあるがあの新式の、精米機には杵がないではないかと更に突込んだ質問を試みた所申立が曖昧で少しも要領を得ないのでこれには調査者もホト／＼困つた譯であるが其の時本人の身體には幾分震いを見せてゐた。こんな状況で如何しても事件の内容が明瞭に解決することが出来なかつた爲めに、擔當醫の門を訪れて初診時の状態を聞くことにしたのである。

初診時は六月十二日であつたが擔當醫が本人に對し君はいつ負傷をしたのかと尋ねると本日午前中負傷したりと答へてゐる。負傷の程度は左下腿中部挫傷に因る腫脹あり表皮剝脱創で自覺的に疼痛ありとしてある。そこで更に歩を轉じて被保険者に面會を求め貴殿の負傷は六月十一日と請求書に記載せられてゐるが保險醫の許に診療を受けたのはその翌日であり、且つ六月の十二日に負傷した旨を話してゐるではないか、眞實の負傷日は何日であるかを追究したるに言を左右にして申立一致せず、一應歸應したものであるが、本人の負傷したりと謂ふ六月十一日は終日工場に勤務したることを認め翌日の十二日より休業してゐる點より觀察して愈々疑問は濃厚となつた譯である。但し本人の申立が終始一貫しておれば、それを一應は認めぬ譯にも行かぬ道理であるが訊ねる度毎に申立の曖昧なる點よりして決定的の判断を下すには相當の困難を伴つたのであるが、本人の負傷部位たる下腿中部とベルトとの因果關係より考察して見るに其所には何等の關係も有せぬものと思れる運轉中の精米機のベルトを掛けむとして高さ十二尺の所に登つて仕事をす際に左下腿を負傷したとすれば態々左足を出さなければならぬ筈であり、又ベルトに觸れて表皮剝脱創を負ひ腫脹する程度の負傷であれば彼は慥に



地上に落下してゐなければならぬ理窟である。

然るに他に何等の損傷を見ざる點に於て本人の申立を是なりと信ずる譯にはいかない譯である。寧ろこの場合ベルトに因る負傷とすれば、手指に負傷を負ふべき建前の様にも考へられるのであるが、本負傷に對し何等の物的證據がなかつたのであるが、其の後擔當醫に照會の結果ベルトに因る負傷と認むることを得ずとの回答により業務外と認定されたものである。其の内容が判り過ぎた事案に對しても本人が眞實の申立をせぬ程困難な問題はない譯であるが恐らく良心の責むる所があつたものと思ふ。

休業を要せざる程度の火傷あるを口實として業務外たる傷を火

傷と共に業務上の傷病なりとし請求したる實例

被保険者は〇〇鑄造所勤務の〇〇〇〇氏にして本年四十六歳鑄造工をしてゐる者であるが、本人より提出された傷病手当金請求書には、病名火傷及瘍とあり八月二十五日溶鐵を運搬中誤つて之を落し火傷を受くとある。

この請求書に對しては、其の記載上より見れば別段疑問とせられる點はなかつたのであるが、火傷の部位が何等記載せられてゐなかつた點を明瞭ならしむべく實地調査を行つた譯である。

本人の負傷したる日は請求書記載の通り八月二十五日午前中作業に従事してゐると溶鐵の小破片が右足の甲部に飛來し火傷したるを以て受診せりと申立るも、瘍の問題に對して何等言及せざる爲め火傷と瘍との因果關係に對して質問を試みたるも因果關係なしと答ふ。本人の申立の通り勿論瘍と火傷とは直感的に關係の非ざる如く思はれたのであるが火傷による勞務不能の程度と瘍に因る勞務不能の比重であるが、鑄造工の日常作業の習慣として、表皮の火傷程度に於ては何等意に介さず服務してゐる。其の現状から觀察して本人の主訴する火傷の程度に就き一應調査の必要を認めて保險醫を訪れたのであるが、其の意見としては初診時に於ける火傷の程度は僅かの表皮火傷にして就業には何等支障を及ぼす程度ではなかつたが左肩胛上部に拳大の瘍あり發熱甚だしく勞務困難の如く見受けられ瘍は漸次化膿したるを以て切開手術を行ひたるも其の後、腕の運動不能となり休勞せしは不得止るものと認むる旨の意見である。この點から考へて見れば、請求期間は勞務不能の状態であつたことは判定せられる所であるが、火傷に對しては微々たる表皮負傷にして單なる火傷のみでありしと假定すれば休業する程度に然ざりしことは明瞭である。本事案は瘍の疼痛あるを奇貨として僅かの火傷を以て業務上として請求に及びたるものと考ふ。

作業中拇指切創が原因となり峰窩織炎を併發したりとして請求

したる其の原因が他にありし實例

被保険者は〇〇製菓株式會社に勤務する雜役で〇〇〇〇氏、年齢三十三歳である。本人より提出せら



れたる傷病手当金請求書には、病名右前膊及手掌蜂窩織炎で業務上の原因としては、十一月六日工場に於て作業中過て拇指を切り、其の切りたる所より微菌浸入すとある。此の負傷の爲めに働くことの出来なかつた期間として、自十年十一月七日  
至十年十二月十七日四十一日の傷病手当金を請求することになつたのであるが、該書類に添付せられたる保険醫の意見によると初診日は、十一月九日で負傷後の三日目である。而も初診時の症状としては右前膊掌腫脹疼痛化膿の爲め前膊内側及拇指中指間に二ヶ所を切開せりとある、この請求に對して疑問としたる點は、負傷が十一月六日であるに不拘三日経過の九日には既に化膿してつたことである如何に症状が急速に變化したとしても、負傷日の翌々日に化膿するといふ様なことは一般常識上から見ても又醫學的の考察よりしても思考せられざるところで、幾多の不審を抱かれた譯で、此の點の真相を確かむべく實地調査を行ふこととしたのである。

先づ第一次の調査として擔當保険醫に當時の模様を詳細聴取すべく訪づれたのであるが、初診日の症状としては右手腕全部が腫脹して各指は全部ブク／＼に脹れ上り何處より切開して適當なりやの點に躊躇した位であつたが兎に角二ヶ所を切開して排膿したとの事である。そこで調査者は最も不審を抱いてゐたところの負傷日より切開に至る迄の期日が僅か三日しかなかつた點に就て醫學的の見解を求めたのであるが、保険醫は本症の化膿の程度よりすれば負傷當日より三日位にして斯くの如く化膿の進行を見ることは絶體になく、本症の経過よりすれば尠くとも一週間或は十日位以前に何所かに微

菌の浸入する傷害があつたものと思ふとの答であつたので更に本人よりの請求書には拇指の切りたるところより微菌浸入すと記載せられてあるが、當時に於ける症状はどんな状態であつたかも知加へて訊ねて見ると保険醫の申述としては、初診日には拇指に何等の創面又は創跡を認め難く殊に該負傷が原因となりての蜂窩織炎とすればその負傷の場所である拇指に發赤腫脹を認めるを通例とするのであるが該部位には夫等の症状は全く認むることが出来なかつたと答へてゐる。以上保険醫の答辯によつて見れば、本件の重要點たる蜂窩織炎の原因は他に存するといふことが最も有力となつて來た譯で、この點をどこまでも究明せなければならぬ問題となつたので、歩を轉じて被保險者を訪づねることにした。

本人の工場に於ける業務はビケット部に於て絶えず指を使用して一日數回汚水又は湯の中に手を入れ其の儘雑務に服し荷造等を爲すことを常態としてゐた。丁度負傷したる十一月六日にはビケットのブリキ罐を取扱つてゐたのであるが、過つて右拇指をブリキ罐の端にて切傷したと言ふことである。

負傷の程度は輕症にして仕事に従事するも支障のない爲に終日勤務して歸宅したのであるが其の翌日頃より漸次疼痛があつたので賣藥を購入して該負傷部に塗布し祈禱を行ひつゝ、自宅療養に努めたのであるがその翌日より腕全部に涉り腫脹して激痛甚敷不眠の苦痛を訴ふる程度となり不得止保険醫の



診療を乞ふた旨の申述である。これだけの本人の答辯と工場に於ける稼働状態とでは問題としてゐた蜂窩織炎の原因を明瞭ならしむることが出来ないもので尙本人の経歴を聴取することにした。

本人は當工場に勤務する一ヶ年程前東京市に在住し洋服の裁縫工を爲したことがあると言ふことである、そこで現在に於ても内職的に針仕事等を爲すことの有無を訊ねてみるに丁度十一月の第一日曜(明治節當日)に自己の外套を修理中右指をズブリと針にて刺傷したことあり出血ありたるも其の儘となして置いた所ズキ／＼痛みを生じたりと言ふ申立である。

ところでこの針仕事によつての刺傷と問題である蜂窩織炎とを考察してみると、保険醫の意見にあつた如く負傷して三日位で化膿するといふ事は絶対になく尠くとも本症は一週間或は十日以上以前の負傷より招來したものであると言ふ點にピッタリと一致して來たことである。即ち本人の針の刺傷は十一月三日で切開排膿をした日は十一月九日であるから、丁度この刺傷より一週間を経過してゐる點である。

茲に於て漸く蜂窩織炎の原因が拇指の切傷より招來したものでなく針の刺傷より來てゐるものとの觀察が出來た譯である。あと一つの原因としては、本人の負傷した拇指傷が初診時に何等痕跡を認めなかつた點である、而も負傷の對照物たるブリキ罐の端で拇指を痛めたとすれば其の傷跡は鋭利なる刃物等に依つて傷害を受けたものと異り或る程度まで傷跡がなくてはならぬ理窟であるのに全く傷跡

がなかつた點より見て拇指の負傷は極めて輕微にして淺傷であつたことは想像に難くない點である。

又針の刺傷の場合ズキ／＼痛みを感じたりと言ふ事は、その刺傷の程度が餘程深かつた事も容易に考へられる問題である。

大體以上の様な觀察を抱いて更に保険醫を訪れて其の経過を話したのであるが保険醫も成程そんな状態であつたのですかと語つてゐたが、今後業務上の負傷に關する限り餘程の注意をせねばならぬことを心の奥深く感じた様であつた。

二、通常業務上トシテ取扱フコトアルベキ傷病ノ種類

大	分	小	分	類
第	一	痘瘡(4)	ペスト(10)	丹毒(11)
第	二	急性關節ロイマチス(22)	慢性ロイマチス(23)	炭疽(13)
第	三	神經炎(32)	神經痛(34)	神經衰弱(36)
第	四	心臟ノ器質的疾患(44)	眼ノ疾患(ムラホク)(37)	耳及乳嘴竇ノ疾患(39)
第	五	鼻腔及其ノ附屬器ノ疾患(45)	喉頭ノ疾患(46)	肋膜炎(51)
第	六	脱腸(59)	齒根炎(62)	口内炎(63)
第	七	ノ疾患(69)	齒ノ神經痛(68)	其ノ他(69)
				頸骨及其ノ周圍ノ組織ノ疾患(64)
				齒牙硬組織疾患(65)
				齒髓ノ疾患(66)
				齒根膜



第 八	ナシ
第 九	蜂窩織炎及急性膿瘍(78) 濕疹(80) 其ノ他(81)
第 十	關節ノ疾患(82) 其ノ他ノ骨及運動器ノ疾患(扁平足)
第 十 一	ナシ
第 十 二	中毒(86) 窒息(87) 轢死(89) 溺死(88) 其ノ他ニ因ル死(90) 打撲傷(91) 擦過傷(92) 火傷(93) 凍傷(94) 切傷、裂傷及刺傷(95) 切斷(96) 脱臼(97) 挫傷(98) 骨折(99) 其ノ他ノ負傷(100)

一、流行病地方病及傳染病ニ含マル、モノ

發疹チフス、再歸熱、粟粒熱、コレラ、霍亂、黃熱流行性耳下腺炎、黃疸、出血性スペロヘータ(ワイル氏病) 癩嗜眠性腦炎、鼻疽、皮疽、狂犬病、破傷風、ミコーゼ膿毒症、敗血症等、以上其ノ他(分類番號一九二)ニ包括セシム

二、全身病ニ含マル、モノ

ペラグラ、佝僂病、粘液腺ノ疾患、甲狀腺ノ疾患(バセドー氏病)、副甲狀腺ノ疾患、胸腺ノ疾患、副腎ノ疾患 アヂソン氏病)、脾臟ノ疾患、白血病、假性白血病、無機又ハ有機物質ニ因ル中毒等、以上「其ノ他」(分類番號二八)ニ包括セシム

三、神経系及感覺器疾患

腦炎、脊髄癆、脊髄炎、癲癇、舞踏病、以上其ノ他(分類番號四一)ニ包括セシム

四、血器行ノ疾患

心囊炎、急性心臓内膜炎、急性心筋炎、狭心症以上ノ外心臓ノ疾患、以上 分類番號四三)ニ包括セシム

五、呼吸器ノ疾患

肺充血、肺楔狀出血、肺壞疽、喘息、肺氣腫等、以上(分類番號五)ニ包括セシム

六、消化器ノ疾患

膽石肝臟胞蟲、急性肝臟、黃色萎縮、脾臟ノ疾患、腹膜炎(産ニ因スルモノヲ除ク)以上(分類番號六九)ニ包括セシム

一、泌尿生殖器ノ疾患

乳糜尿、排尿道ノ結石、膀胱ノ疾患、尿道ノ疾患、攝護腺ノ疾患、男子生殖器ノ疾患、産ニ因セザル乳房ノ疾患、以上(分類番號七三)ニ包括セシム 卵巢囊腫、喇叭管炎、女子骨盤膿瘍、子宮ノ良性腫瘍、子宮炎、以上(分類番號七二)ニ包括セシム

八、妊娠及産ニ因スル疾患

流産、産ニ因スル出血其ノ他産ニ因スル不慮ノ出來事、産ニ因スル蛋白尿及子癩、産ニ因スル白股、



腫栓塞及頓死、其ノ他ノ産後異狀、産ニ因スル乳房ノ疾患、以上（分類番號七五）ニ包括セシム

九、皮膚及皮下組織ノ疾患

象皮症（分類番號八一）ニ包括セシム

業務上ノ疾病ノ種類（昭和十一年七月三日發勞第五五號）

左ノ各號ニ該當スルモノハ之ヲ業務上ノ疾病トシテ取扱可然

- 一、負傷ニ依リ發シタル疾病
- 二、高熱物體ノ取扱刺戟性瓦斯若ハ蒸氣有害光線又ハ異物ニ因ル結膜炎其ノ他ノ眼疾患
- 三、重量物體ノ取扱ニ因ル腱鞘炎、關節炎、脱腸筋肉ノ強直、痙攣若ハ斷裂其ノ他災害ニ依ル疾病
- 四、鑛酸苛性アルカリ「クロール」「フルオール」「タール」「フルオール配合物、クロール化合物、ク  
ロム化合物、其ノ他腐蝕性又ハ刺戟性品料ニ依ル腐蝕又ハ潰瘍
- 五、鑛物油「タール」「セメント」シアル化合物其ノ他液體ノ取扱ニ因ル濕疹、水疹又ハ蜂窩織炎
- 六、「タール」「ピッチ」瀝青鑛物油「バラフィン」又ハ此等ノ料品ノ化合物ニ因ル原發性上皮癌
- 七、鉛其ノ合金又ハ化合物ニ因ル中毒及其ノ續發症
- 八、水銀其ノ「アマルガム」及化合ニ因ル中毒並ニ其ノ續發症
- 九、砒素又ハ其ノ化合物ニ因ル中毒及其ノ續發症

- 十、磷又ハ其ノ化合物ニ因ル中毒及其ノ續發症
- 十一、マンガン化合物ニ因ル中毒及其ノ續發症
- 十二、青酸及シアン化合ニ因ル中毒及其ノ續發症
- 十三、「ベンゾール」又ハ其ノ同族體並ニ其ノ「ニトロ」及「アミノ」誘導體ニ因ル中毒並ニ其ノ續  
發症
- 十四、脂肪核ノ炭化水素ノ「ハロゲン」誘導體ニ因ル中毒及其ノ續發症
- 十五、二硫化炭素ニ因ル中毒及其ノ續發症
- 十六、硫化水素ニ因ル中毒及其ノ續發症
- 十七、一酸化炭素ニ因ル中毒及其ノ續發症
- 十八、動物若ハ其ノ屍體獸毛革皮其ノ他動物性料品及襤褸其ノ他ノ古物ノ取扱ニ因ル炭疽病、丹毒「ベ  
スト」及痘瘡
- 十九、紫外線「エックス」線及其ノ他ノ有害ナル光線ニ因ル疾患
- 二十、「ラヂウム」及其ノ他ノ放射能料品ニ因ル疾患
- 二十一、日射病及高熱作業ニ因ル熱射病
- 二十二、寒冷地ニ於ケル作業又ハ寒冷作業ニ因ル第二度以上ノ凍傷



- 二十三、硅酸ヲ含ム粉塵ヲ發散スル作業ニ因ル肺結核ヲ伴フ又ハ伴ハザル硅肺
- 二十四、地下作業ニ因ル眼球震盪症
- 二十五、濕潤地ニ於ケル作業ニ因ル「ワイル」氏病
- 二十六、前各號列記以外ノ疾病ニシテ業務上ノ疾病ト認メラル、モノ

三、職業別塵埃ノ種類並ニ塵埃性疾患一覽表

職業ノ種類 (中分類)	職業ノ種類 (小分類)	有害塵埃	職業性疾患	備考
探鑛冶金	金屬鑛業 石炭鑛業	鑛粉 石炭、硅石	鑛肺、結膜炎 氣道カタル、結膜炎	○其ノ他ノ瓦斯中毒注意 ニスタグムス 十二指腸虫病等注意
土石採取	土石採取業	石粉	鑛肺呼吸器疾患	結核ハ重要ナル準職業性疾患
窯業	セメント製造 煉瓦製造 陶磁器製造 七寶燒磁器製造 硝子硝子品製造	硅石 硅石、鉛、砒素クローム 硅石、金屬粉、色素	皮膚疾患、塵肺 鑛肺、呼吸器疾患 鑛肺、呼吸器疾患 硅石(肺氣腫)中毒	Phenacismus胃腸病 注意 エナメルハ鉛酸化錫 アンチモニウム等 中毒ハ鉛、クローム、砒素等 硝子研磨デハ、Patty(鉛化合物) H <sub>2</sub> O <sub>2</sub> 中毒 結核、難聴、皮膚疾患、關節炎等注意 熱發 (Giers' fever or Pduhlampfeber) ハ 亞鉛蒸氣ヲ起ル
金屬鑛業	精鍊業 釘鉸、針製造	鉛、砒素、アンチモニウム 鐵等	慢性濕疹、肺臟病 中毒、鐵肺、氣道カタル 眼疾	
鑄物業	眞鍮器類製造	硅石、金屬粉並ニ蒸氣 鉛、砒素	鑛肺、粘膜炎カタル、熱發 皮膚疾患	
機械、器具製造	時計製造 電動機、電氣器械具製造 鐵砲、彈丸、水雷製造 造船業	金屬粉 鉛密陀僧、黃色酸化鹽 鉛丹、水銀 鉛、砒素、アンチモニウム	鑛肺呼吸器疾患 中毒	向○中毒注意 ○○中毒注意 疾患、鑛金場デハ濕疹、 ハンダ附場デハ鉛鉛○ ガム フヂウム中毒、視力障害 砒素トアンチモンハ Luringニ使用 ASハ 0.2-0.8% Ant. < 8-14%使用 難聴○其ノ他ノ瓦斯中 毒注意
化學工業	工業藥品、醫療藥品製造 染料類及其原料製造 石鹼製造 化粧品製造 火藥爆發物製造 護謨セルロイド、防水品製造 肥料製造	藥品粉氣 鉛、アンチモン、砒素、アンチモン、クローム 石灰、脂肪、蒸氣、香料 水銀、石粉、溶劑蒸氣 石灰、窒素	中毒、皮膚粘膜炎疾患 粘膜炎、皮膚疾患 氣道カタル、粘膜炎カタル 氣道カタル、粘膜炎カタル 皮膚疾患、中毒 皮膚疾患、中毒 呼吸器疾患 呼吸器疾患、アクトキノミコー 呼吸器病 塵肺、粘膜炎疾患	鹽素アンモニヤ化合物等 注意 アセトン、エーテル、ベンツオール其ノ他ノ溶劑 注意
纖維工業	綿糸紡績業 毛織物業 莫大小製造 縮緬製造	綿 獸毛、炭疽病原菌 アクトキノミコー 植物性纖維	炭疽病、皮膚原菌 呼吸器病 塵肺、粘膜炎疾患	ガス糸紡績デハ○○中毒
紙工業	紙製造 板紙、壁紙製造	アルカリ、色素粉	皮膚發疹、色素中毒	
皮革角、骨甲、羽毛品類製造業	皮革製造業 骨角、甲牙、貝類細工 刷毛類其ノ他羽毛品製造	炭疽菌、アクトキノミコー 硝酸砒素等 有機性粉塵 炭疽病、呼吸器疾患	炭疽病 喘息、結核、肺病 呼吸器疾患	家内工業特ニ危險性大水 銀中毒ニ注意



木竹類ニ關スル業	製材業 木挽、屋根板製造	木屑	喘息、呼吸器疾患
飲料品嗜好品業	精製粉業 菓子麵粉製造 煙草製造	澱粉、砂糖 煙草粉末	呼吸器疾患 喉痛、頭痛、胃腸障害
被服身廻品業	帽子製造 シャツ、手套、足袋類製	綿毛	中毒、呼吸器疾患
土木建築業	左官、泥土、セメント工 煉瓦職 石工 ペンキ其ノ他塗職	鉛粉 鉛石粉	呼吸器疾患 中鉛症
製版印刷業	製版印刷業 活字製造、活版印刷業 製本職	鉛 鉛粉 眞鉛粉紙屑等雜塵	中鉛症、呼吸器疾患 呼吸器疾患、中毒
學藝娛樂裝飾品業	筆墨製造 ペン、鉛筆、インキ類ノ製造 博物標本、標型運動用具 玩具類製造 造花挿繪等裝飾品製造 貴金屬寶石、飾石細工	獸毛、炭疽病菌 金屬粉、木粉 染料粉、砒素 石粉、金屬粉	炭疽病、呼吸器疾患 呼吸器疾患 呼吸器疾患 呼吸器疾患

註 (1) 産業場ニシテ塵埃ヲ發生シナイモノハナク塵埃ニシテ有害デナイモノハナイ(Aridise)ノデアアルガ茲ニハソレ等多種塵埃中産業衛生學的ニ見テ實際ニ有害性大ナリト思ハレル塵埃ノ種類ヲ拾ヒ集メタノデアアル。

(2) 塵埃ト煙、蒸氣、瓦斯等トノ嚴密ナル區別ハ學問的ニモ實際上ニモ困難デアアル。茲ニハナルベク狹義ノ意味ニ於ケル塵埃(Staub, dust)ニ限定スルコトニツトメタ。

(3) 上表中第一欄ニハ内閣統計局分類ノ職業分類、第二欄ニハ同上小分類、第三欄ニハ塵埃ノ種類、第四欄ニハ職業性塵埃ヲ直接ノ原因トシテ發起スル疾患ノ種類、第五欄ニハ塵埃以外ノ職業性原因ニヨリ惹起サレタル疾患ノウチ特ニ注意スベキモノ、名稱其ノ他ノ注意事項ヲ記シタノデアアル。

第一卷第一八號健康保險醫報一〇、一〇、五發行 倉敷勞働科學研究所 石川知福編寫

四、同一系統ト認メラル、傷病別

傷病名	同一系統ト認メラル、傷病	傷病名	同一系統ト認メラル、傷病
腸チブス	腸チブス、逍遙チブス、廻腸チブス 傷寒 チブス性肺炎 腸チブス疑似性	猩紅熱	猩紅熱 猩紅熱性アングナー 猩紅熱性急性腎臟炎 猩紅熱性急劇、猩紅熱性子細 産褥性猩紅熱
バラチフス	バラチフスA又ハB バラチフス疑似症	百日咳	百日咳、痙咳、痙攣咳 百日咳性肺炎
發疹チフス	發疹チフス、血斑チフス、血斑熱 メキシコ熱、メキシコチフス	チフテリア	チフテリア、咽喉チフテリア、喉頭チフテリア、チフテリア性咽喉炎、チフテリア性喉頭炎、義膜性咽喉炎、義膜性喉頭炎、義膜性氣管枝炎、纖維素性氣管枝炎、チフテリア性アングナー、義膜性アングナー、チフテリア結膜炎 馬脾風
再歸熱	再歸熱、回歸熱、再歸チフス		
波狀熱	マルタ熱、地中海熱、メリトコクシー病		
痘瘡	痘瘡、天然痘、疱瘡、大疱瘡 假痘、小痘瘡(アラストリム)		
麻疹	麻疹、不全麻疹、麻疹性發疹 麻疹性肺炎、麻疹性急性腎臟炎		











消化器及腹膜其病他ノ悪性腫瘍										口腔及咽頭ノ病 其ノ他ノ悪性腫瘍	
食道	胃及十二指腸	直腸	肝臓及膽道	脾臓	腹膜	其ノ他	呼吸器ノ病其ノ他ノ悪性腫瘍	子宮ノ病其ノ他ノ悪性腫瘍	喉頭、縦隔膜、肺臓病 肋膜病、鼻腔病、上顎竇病 喉頭肉腫、肺臓肉腫		
食道癌、癌性食道狭窄	胃癌、噴門癌、幽門癌、癌性幽門狭窄、十二指腸癌、胃肉腫	直腸癌、肝門癌	肝臓癌 膽道癌、膽囊癌 肝臓肉腫 肝臓ノ腫瘍	脾臓癌 脾臓肉腫	腹膜炎、癌性腹膜炎、大網膜癌 腹膜肉腫	腸癌、盲腸癌、結腸癌、腸間膜癌 腸肉腫、腸ノ腫瘍	子宮ノ癌其ノ他ノ悪性腫瘍	子宮ノ癌其ノ他ノ悪性腫瘍	子宮癌、子宮頸部癌、子宮體部癌 子宮肉腫、悪性脱膜肉腫、子宮癌ノ悪性上皮細胞腫		
其ノ他ノ悪性腫瘍	乳房ノ癌 其ノ他ノ悪性腫瘍	其ノ他ノ悪性腫瘍	男子泌尿生殖器ノ癌其ノ他ノ悪性腫瘍	皮膚ノ癌其ノ他ノ悪性腫瘍	其ノ他ノ臓器ノ癌、其ノ他ノ悪性腫瘍	性腫瘍	乳房ノ癌	急性關節炎 慢性關節炎 及骨關節炎	痛風 慢性痛風性關節炎		
							喉頭癌、縱隔膜癌、肺臓癌 肋膜癌、鼻腔癌、上顎竇癌 喉頭肉腫、肺臓肉腫	子宮癌、子宮頸部癌、子宮體部癌 子宮肉腫、悪性脱膜肉腫、子宮癌ノ悪性上皮細胞腫	喉頭癌、縱隔膜癌、肺臓癌 肋膜癌、鼻腔癌、上顎竇癌 喉頭肉腫、肺臓肉腫		

良性腫瘍																								
女子					男子																			
生殖器					其他																			
子宮纖維腫、子宮纖維瘤、子宮菌狀息肉 子宮ポリープ、良性脱膜腫 ヒュギーエー氏病 乳嚢性卵巣腫瘍、良性卵巣腫瘍 良性喇叭管腫瘍 膿ノ良性腫瘍 乳房ノ良性腫瘍					筋腫、纖維腫、鼻腔纖維腫 咽頭纖維腫、血管腫、脂肪腫 囊腫、皮様囊腫、神經腫、神經纖維腫 軟骨腫、粘液腫、髓様腫 腺腫、淋巴腫 ポリープ、鼻腔ポリープ、喉頭ポリープ 鼻咽頭ポリープ、耳ポリープ 面皰					良性病の新生物、膀胱乳嚢腫 脊髄腫瘍 眼、眼窩縦隔膜、耳下腺、胃腸、肝臓脾臓 腎臓及膀胱ノ良性腫瘍 腫瘍、眼及眼窩ノ腫瘍、腹部腫瘍 脾臓ノ腫瘍、腎臓腫瘍、膀胱腫瘍 頭蓋腫瘍、骨ノ腫瘍 乳房腫瘍					急性關節炎 慢性關節炎 及骨關節炎					痛風 慢性痛風性關節炎				
子宮筋腫					急性關節炎 慢性關節炎 及骨關節炎					痛風 慢性痛風性關節炎														
卵巣囊腫、卵巣皮様囊腫 卵巣水腫					急性關節炎 慢性關節炎 及骨關節炎					痛風 慢性痛風性關節炎														
筋腫、纖維腫、鼻腔纖維腫 咽頭纖維腫、血管腫、脂肪腫 囊腫、皮様囊腫、神經腫、神經纖維腫 軟骨腫、粘液腫、髓様腫 腺腫、淋巴腫 ポリープ、鼻腔ポリープ、喉頭ポリープ 鼻咽頭ポリープ、耳ポリープ 面皰					急性關節炎 慢性關節炎 及骨關節炎					痛風 慢性痛風性關節炎														







<p>腦 炎 (流行性ヲ除ク)</p>	<p>腦 膜 炎 (結核性ヲ除ク)</p>	<p>脊 髓 癆 (進行性運動失調)</p>	<p>其 他 脊 髓 ノ 疾 患</p>
<p>腦炎、腦實質炎、腦皮質炎、大脳炎 腦脊髄炎、腦髓ノ炎症 腦性痙攣性小兒麻痺 腦結節硬化</p>	<p>腦膜炎、後頭結節部腦膜炎 腦膜炎、單純性腦膜炎、硬膜膜炎 軟膜膜炎、蜘蛛膜炎 化膿性腦膜炎 腦脊髄膜炎</p>	<p>脊髄癆、進行性運動失調 脊髄後索灰白變性症デコッシエンヌ氏病 脊髄膜炎 脊髄出血、脊髄實質内出血、脊髄管内出血 脊髄卒中脊髄充血 脊髄麻痺、急性上行性脊髄麻痺 萎縮性麻痺、脊髄壓縮、ランドリー氏麻痺 ブロンセカール氏麻痺 脊髄硬化、筋萎縮性側索硬化 シアルコー氏病、フリードライヒ氏病 脊髄軟化、脊髄空洞症、モルヴァン氏病 脊髄性筋萎縮、進行性筋肉萎縮</p>	<p>脊髄性筋萎縮、進行性筋肉萎縮</p>
<p>腦出血及腦塞栓及腦血栓</p>			
<p>筋萎縮性脊髄、進行性筋病 痙攣性脊髄癆 口唇舌喉頭麻痺 假性肥大性麻痺 延髓麻痺、球麻痺 進行性延髓球麻痺、延髓球ノ疾患 脊髄炎、腰髄炎</p>	<p>腦出血、腦溢血、腦膜出血、小脳出血 腦室出血、腦血管破裂症、腦充血 アルコール性腦充血ノ充血ニヨル頓死 卒中、腦卒中、卒中性癱瘓 アルコール性腦卒中、卒中性頓死 中風、半身不遂、偏癱、截癱 四肢麻痺 延髓出血、延髓溢血、球出血</p>	<p>腦栓塞、腦假性懷死 腦エムポリー腦血栓、腦膜血栓 腦竇血栓、腦тромボーズ 腦軟化、腦壞疽</p>	<p>原因不明 麻痺、全身麻痺、老老性麻痺</p>

<p>麻痺性癡呆</p>	<p>早發性癡呆其ノ 他ノ精神病</p>	<p>癲 癇</p>	<p>癲癇、癲癇性癡呆 進行性癲癇、癲癇性癱瘓 汎發性腦膜腦實質炎 癡呆、誇大妄想、躁狂、鬱狂 變質性、色情性偏狂、錯迷狂 譫妄狂、妄覺狂 精神錯亂、精神異狀癲狂 狂亂發狂、精神病、精神昏迷狀態 癲癇、迫害妄想、幻覺、憂鬱病 氣鬱症、罹病妄想、中毒妄想 飲食嫌忌症、畏食症 ヒステリー性精神病 早發性癡呆、破瓜病、緊眼病 癲癇、眞性癲癇、ジャクソン氏癲癇 癲癇性精神病、癲癇性癡呆 抽搐、急劇、痙攣症、痙攣 全身痙攣、幼兒ノ痙攣、幼兒ノ癲癇 樣抽搐 驚風、驚癇</p>
<p>其ノ他ノ神經系ノ疾患</p>			
<p>舞蹈病</p>	<p>神經炎</p>	<p>其 他</p>	<p>舞蹈病、大舞蹈病、小舞蹈病 ジーデンハム氏舞蹈病、舞蹈病性癡呆 ベンジユロン氏病 神經炎、多發性神經炎、化膿性神經炎 アルコール性多發性神經炎、神經痛 三叉神經痛、腸胃神經痛、坐骨神經痛 痙攣性顔面神經痛 五歳以上ノ痙攣、全身痙攣及癲癇樣抽搐 神經性痙攣、リットル氏病 後天性腦水腫、言語缺乏症、健忘症 失語症、善饑症、遺傳性舞蹈病 ハンチントン氏舞蹈病、老衰性舞蹈病 偏頭痛、夢遊病、シヨック 震顫麻痺、パーキンソン氏病 多發性腦脊髄硬化症 多發性脊髄散在硬化 ヒステリー、ヒステリー性病痛 ヒステリー性強直、ヒステリー性痙攣 ヒステリー性食慾缺乏症 ヒステリー神經發症、神經病性神經發症 神經衰弱、精神衰弱、官能性精神病 白癡、癡愚、低能、魯鈍、心神衰弱</p>







淋巴系ノ疾患 淋巴腺炎、蜂窩織炎性淋巴腺炎 淋巴管炎、淋巴管炎性膿瘍、腺炎 化膿性腺炎、細菌性腺炎、腺窩腺炎 鼠蹊部膿瘍、腋窩膿瘍 鼠蹊部膿瘍、横痃(グリグリ犬コロ) 化膿性黄疔	血 壓 特發性異常ノ 特發性持續的血壓亢進症 特發性持續的血壓低下症	其ノ他ノ血行器 疾 患 大血管ノ疾患、脈管擴張 脈管脫出、出血、内出血、口腔出血 鼻カタル、鼻炎、肥厚性鼻炎 鼻腔膿瘍、鼻腔蜂窩織炎 鼻腔潰瘍、臭鼻、竇炎 前額竇炎、ハイモル氏竇炎 前額竇膿瘍、上顎竇膿瘍 蝴蝶竇膿瘍、上顎竇膿瘍症	鼻腔及其ノ 附屬器ノ疾患 急性喉頭炎、慢性喉頭炎、喉頭カタル 笛音性喉頭炎、蜂窩織炎性喉頭炎 化膿性喉頭炎、喉頭潰瘍 丹毒性喉頭炎 假性クループ、痙攣性クループ 笛音性クループ、失音症、疑クループ 喉頭痙攣、喉頭痙攣、喉頭浮腫	氣管支肺炎 (毛細氣管支炎ヲ含ム) 急性 慢性 急性慢性ノ別不明性	大葉性肺炎 急性 慢性 急性慢性ノ別不明性	喉頭ノ疾患 喉頭痙攣、喉頭痙攣、喉頭浮腫
喉門痙攣、喉門水腫、喉門浮腫 喉門痙攣、喉門痙攣、喉門狹窄 急性氣管支炎、急性氣管支カタル 滲出性氣管支炎、氣管炎 カタル性氣管支炎、氣管支炎 慢性氣管支炎、慢性氣管支カタル 氣管支擴張症、膿漏性氣管支炎 腐敗性氣管支炎、惡臭性氣管支炎 粘液性氣管支炎、氣管支漏 カタル性氣管支炎、氣管支炎 廣汎性氣管支炎	氣管支肺炎 毛細氣管支肺炎、カタル性肺炎 異物性肺炎、吸引性肺炎、嚥下性肺炎 小葉性肺炎 肺炎菌性氣管支炎 大葉性肺炎、上葉性肺炎 急性肺炎、クループ性肺炎 義膜性肺炎、纖維素性肺炎 急性肋膜炎	口内炎、口内粘膜炎、口腔カタル 腐爛性口内炎、粘膜炎性口内炎 口腔潰瘍症、口蓋膜ノ疾患 軟口蓋膜膿瘍、舌炎、肥大性舌炎 巨舌症、蝦蟇腫舌症、舌瘡 非流行性耳下腺炎、惡性耳下腺炎 化膿性耳下腺炎、耳下腺膿瘍 唾管瘻 商齶膿瘍、智齒ヨリ來ル局部的障礙齶齶 齶贅、齶瘻、齶痛、齶槽膿漏 齶齶炎、齶齶出血、出血性齶齶潰瘍 瘻道性齶齶炎 咽喉炎、咽喉カタル、咽喉水腫 咽喉膿腫、咽喉潰瘍、咽喉炎 咽頭カタル、腐敗性咽頭炎、咽頭膿瘍 咽頭後部膿瘍、咽頭潰瘍 咽頭後部瘻道 アンギーナ、丹毒性アンギーナ、 ヴアンサン氏アンギーナ、ルードウイヒ氏 アンギーナ、連鎖狀菌アンギーナ アデノイド 扁桃腺炎、化膿性扁桃腺炎 扁桃腺肥大、扁桃腺瘻道				

氣管支大葉ノ別 不明ノ肺炎 肺炎、肺炎菌性肺炎 肋膜炎、急性肋膜炎、胸膜炎 乾性肋膜炎、濕性肋膜炎、出血性肋膜炎 化膿性肋膜炎、膿胸膿氣胸、肋間瘻 胸腔瘻、肋膜炎性充血、肺癒着、氣胸 含水性氣胸 肺腫血、肺充血、就下性肺炎 沈下性充血、沈降性肺炎、肺浮腫 肺水腫、肺楔狀出血、肺卒中出血性肺梗塞 肺栓塞、肺血栓、窒息性カタル 喘息、氣管支喘息、神經性喘息 氣管支痙攣	肺氣腫 胸縱隔膜膿瘍、縱隔膜ノ疾患 橫隔膜ノ疾患 肺壞疽、肺膿疽、胸痛、血胸肺膿疽 肺膿瘻、腐敗性肺膿 氣管狹窄、氣管壞疽 鐵山肺炎、塵埃肺炎、炭肺、石肺 纖維性塵肺、肺間質炎 肺萎縮慢性肺組織炎、肺硬化 肺萎縮硬變症	肺氣腫 胸縱隔膜膿瘍、縱隔膜ノ疾患 橫隔膜ノ疾患 肺壞疽、肺膿疽、胸痛、血胸肺膿疽 肺膿瘻、腐敗性肺膿 氣管狹窄、氣管壞疽 鐵山肺炎、塵埃肺炎、炭肺、石肺 纖維性塵肺、肺間質炎 肺萎縮慢性肺組織炎、肺硬化 肺萎縮硬變症	肺氣腫 胸縱隔膜膿瘍、縱隔膜ノ疾患 橫隔膜ノ疾患 肺壞疽、肺膿疽、胸痛、血胸肺膿疽 肺膿瘻、腐敗性肺膿 氣管狹窄、氣管壞疽 鐵山肺炎、塵埃肺炎、炭肺、石肺 纖維性塵肺、肺間質炎 肺萎縮慢性肺組織炎、肺硬化 肺萎縮硬變症
--	--	--	--

患疾ノ腺桃扁及頭咽器屬附ノ其消抹腔口

器屬附ノ其及腔口 口内炎、口内粘膜炎、口腔カタル 腐爛性口内炎、粘膜炎性口内炎 口腔潰瘍症、口蓋膜ノ疾患 軟口蓋膜膿瘍、舌炎、肥大性舌炎 巨舌症、蝦蟇腫舌症、舌瘡 非流行性耳下腺炎、惡性耳下腺炎 化膿性耳下腺炎、耳下腺膿瘍 唾管瘻 商齶膿瘍、智齒ヨリ來ル局部的障礙齶齶 齶贅、齶瘻、齶痛、齶槽膿漏 齶齶炎、齶齶出血、出血性齶齶潰瘍 瘻道性齶齶炎 咽喉炎、咽喉カタル、咽喉水腫 咽喉膿腫、咽喉潰瘍、咽喉炎 咽頭カタル、腐敗性咽頭炎、咽頭膿瘍 咽頭後部膿瘍、咽頭潰瘍 咽頭後部瘻道 アンギーナ、丹毒性アンギーナ、 ヴアンサン氏アンギーナ、ルードウイヒ氏 アンギーナ、連鎖狀菌アンギーナ アデノイド 扁桃腺炎、化膿性扁桃腺炎 扁桃腺肥大、扁桃腺瘻道	(ム含ヲドイノデア) 腺桃扁及頭咽 扁桃腺炎、化膿性扁桃腺炎 扁桃腺肥大、扁桃腺瘻道
--	--



食道ノ疾患	食道狭窄、食道壓迫、食道擴張症 食道憩室、食道瘻痕 食道膿瘍、食道潰瘍	下痢及腸炎 (二歳未満)	十二指腸カタル、小腸カタル 腸胃カタル、胃腸炎、大腸カタル 腸消化不良、消化不良、腸機能衰弱 一歳以上ノ栄養不良、栄養消耗 栄養障碍及小兒萎縮 霍亂、歐羅バコレラ、中暑下痢 コレラ様腸炎、幼兒コレラ、小兒吐瀉病
胃及十二指腸ノ潰瘍	十二指腸潰瘍、十二指腸圓形潰瘍 胃潰瘍、胃圓形潰瘍、潰瘍性胃出血 胃糜爛、非外傷性胃穿孔 胃痙攣、胃痙攣、胃痛、胃擴張 弛緩性胃擴張、胃噴門狭窄 胃噴門狹窄 吐乳病、嘔吐病 胃下垂症 消化不良(二歳以上) 胃出血、吐血	下痢腸炎 (二歳以上)	腸潰瘍、潰瘍性結腸炎 非外傷性腸穿孔、空腸潰瘍 下痢、乳糜痢、青便下痢、完粒下痢 腸カタル、腸炎、腸粘膜炎 發酵性腸カタル、義膜性腸炎、中毒性腸炎 十二指腸カタル、小腸カタル 腸炎、性疝痛、腸痙攣 腸胃カタル、胃腸炎、大腸カタル 腸消化不良、腸機能衰弱、栄養消耗 霍亂、歐羅バコレラ、中暑下痢 コレラ様腸炎、吐瀉病、小兒コレラ 慢性下痢、慢性腸カタル 慢性腸胃カタル 慢性腸消化不良、慢性栄養消耗
其ノ他ノ胃ノ疾患	(病ヲ除ク)		

虫様突起炎	虫様突起炎、虫様垂炎 盲腸炎、迴盲瓣膜炎、バウヒン氏瓣炎 盲腸周囲炎、盲腸部腹膜炎 腸骨結締織炎、腸骨窩結締織炎 腸骨又ハ腸骨窩膿瘍 骨盤蜂窩織炎	肝硬變	肝硬變、膽汁性肝硬變 慢性肝硬變、間質性肝硬變 慢性肝硬變、肝萎縮症 アルコール性肝硬變 アルコール性肝硬變、酒客硬肝
脱腸及腸管閉塞	脱腸、陰囊脱腸、ヘルニヤ性病痛 大網膜ヘルニヤ、ヘルニヤ性瘻道 絞窄性ヘルニヤ、大腸ヘルニヤ、臍ヘルニヤ 鼠蹊疝ヘルニヤ、脱腸性腸疝 腸管閉塞、腸管狭窄、壓迫腸狭窄 腸頓、腸壅積、腸捻轉内部絞窄 吐糞病、糞塊瘤 人口肛門、不自然肛門	其ノ他ノ肝ノ疾患 (黄色萎縮ヲ含ム)	肝臓充血、肝臓ノ器質的疾患 急性肝臓黄色萎縮 黄色慢性黄疸、肝臓黄疸、胆汁 缺乏症、膽血症、胆汁尿 膽石、膽石疝痛、膽囊結石 肝臓結石、肝疝痛
其ノ他ノ腸ノ疾患	腸出血、腸痙攣、腸周囲結締織炎 鼓腸症、便秘、結腸擴張症、 腸結石、大腸菌性腸疾患 腸下垂症、出血性黒色便 糞塊、子宮糞塊、糞中毒、腸痙 直腸膿瘍、直腸炎、直腸脱直腸狭窄 直腸周囲炎、肛門炎、肛門周囲炎 脱肛、痔瘻	膽石	膽囊炎、肝臓膽囊炎 膽管炎、膽毛細管炎、膽管カタル 輪膽管閉塞、膽管膿瘍 カタル性黄疸、胆汁吸收 脾臓炎、脾臓出血、出血性脾臓 腹膜炎、漿液性腹膜炎 化膿性腹膜炎、纖維素性腹膜炎 癒着性腹膜炎、汎發性腹膜炎
脾臓ノ疾患		脾臓ノ疾患	



原因不明 ノ腹膜炎	穿孔性腹膜炎 骨盤腹膜炎 大網膜炎 腹部膿瘍、ドウグラス氏腔膿瘍 横隔膜下膿瘍、腹膜ノ癒着	急性腎臓炎	急性腎臓炎、亜急性腎臓炎 急性腎炎、傳染性腎臓炎 急性腎臓炎、性尿毒症 十歳未満ノ急慢性ノ別ナキ腎臓炎 蛋白尿及腎臓炎、性蛋白尿	慢性腎臓炎	慢性腎臓炎、ブライト氏病、萎縮 腎間質性腎臓炎、實質性腎臓炎 腎臓硬變、腎臓硬化症 猩紅熱慢性腎臓炎、麻疹慢性腎臓炎 十歳以上ノ急性 慢性ノ別ナキ腎臓炎性蛋白尿 慢性蛋白尿 慢性腎臓炎性尿毒症 アルコール性腎臓炎 腎臓肥大
急性慢性ノ別 不明ノ腎臓炎	腎臓炎 蛋白尿 尿毒症、尿毒吸收又ハ中毒 尿毒性昏睡、尿毒症性譫妄 尿毒性痙攣又ハ搐搦、尿毒症性急痲	其ノ他ノ 腎臓腎孟及 輸尿管ノ疾患 (妊娠ニヨル モノヲ除ク)	腎臓水腫、腎臓囊腫 腎臓膿、腎臓化膿症 腎臓周圍炎性膿瘍、多發囊腫性腎臓 腐敗性腎臓、腎臓周圍炎 腎臓周圍結締織炎 腎臓ノ器質的疾患 腎臓機能不全遊走腎、腎臓下垂症 腎臓出血、血尿、血色素尿、無尿症 腎孟炎、腎孟腎臓炎	排尿道ノ結石	排尿結石 腎臓結石、腎臓炎性結石 腎臓痛、腎臓炎性痲痛 結石性膿腎、結石性腎孟炎輸尿管結石 膀胱結石

膀胱ノ疾患 (膿瘍ヲ除ク)	膀胱ヘルニヤ、膀胱下垂症、膀胱出血 膀胱痲痺、膀胱弛緩、膀胱痙攣 膀胱靜脈瘤、膀胱無力症 直腸膀胱瘻、子宮膀胱瘻 膀胱子宮直腸瘻、膀胱膿瘍 尿閉、尿失禁、尿裏急後重 利尿困難 膀胱炎、膀胱カタル 膀胱性傳染、膀胱周圍炎	尿道ノ疾患	非淋毒性尿道炎、尿道周圍炎 尿道周圍蜂窩織炎、尿道周圍膿瘍 會陰膿瘍、尿瘻尿道瘻、會陰瘻、尿道膿瘻 尿浸潤、尿中毒、尿浸潤性膿瘍、尿道出血 尿道狭窄、尿道閉塞	攝護腺ノ疾患	攝護腺炎、攝護腺膿瘍 攝護腺結石、攝護腺肥大 睾丸炎、副睾丸炎、睾丸炎、副睾丸炎 精系炎、精囊炎 陰囊水腫、陰囊血腫 精系血腫、睾丸血腫 男子生殖器肉芽腫、陰莖潰瘍 包莖、莖類包莖 精液漏出症、遺精症
(ク除ヲ性病柳花) 患疾ノ器殖生子女					
卵巣及子宮周圍結締織	卵巣炎、卵巣硬變、喇叭管炎 喇叭管血腫、化膿性喇叭管炎 輸卵管炎、喇叭管卵巣膿瘍 フアロープ氏喇叭管水管、子宮周圍炎 子宮外膜炎、子宮周圍膿瘍 子宮周圍血腫、子宮周圍結締織炎 子宮輸卵管炎、廣韌帶水腫 廣韌帶結締織炎、女子骨盤膿瘍 女子骨盤化膿	子宮	子宮低下、子宮伸長、子宮脫落 子宮前屈症、子宮前傾症、子宮後屈症 子宮後傾症、子宮彎曲症、子宮痲痛 子宮萎縮子宮瘻(養性又ハ尿性ヲ除ク) 子宮出血、子宮潰瘍 子宮頸部肥大症、子宮頸部潰瘍症 子宮膿炎、子宮腹膜炎 子宮ノ器質的疾患、無月經月經困難症	宮	子宮内膜炎、子宮炎、子宮實質炎 子宮頸部炎、子宮頸管炎 出血性子宮實質炎 カタル性子宮實質炎、白帶下







急性傳染性骨髄炎	傳染性骨端炎、傳染性骨炎、傳染性骨質骨膜炎、傳染性骨膜炎
其ノ他ノ骨ノ疾患	腐骨疽、骨道、骨壞疽、骨瘍、骨カリエス、顎骨壞疽、腐骨片、骨增生、外骨腫、非外傷性自然骨折、骨膜炎、骨質骨膜炎、骨炎、骨髓炎、脊椎炎、肥天性骨關節炎
(結核性ヲ除ク)	筋肉炎、筋炎、皮膚筋炎、腰筋炎、出血性多發性筋炎、多發性筋炎、筋膿瘍、筋弛緩症、筋肉ノ離開、筋性骨端離開、關節離脫、腰痛、髓ノ疾患、髓鞘炎、疼痛性外翻扁平足、扁平足ニヨル足趾痛、手掌腱膜ノ牽縮、軟骨膜炎、水囊腫、非外傷性筋肉破裂、腱ノ斷裂
關節及其ノ他ノ運動器ノ疾患	先天性弱質、發育不全、稟賦薄弱、體質不完全、體質薄弱、小兒萎縮、榮養不良、生活薄弱、榮養障礙、榮養消耗
早産(一歳未満)	早産死
分娩ニヨル産兒ノ障礙(三月未満)	錯子分娩、異常分娩、難産初生兒ノ腦出血、初生兒ノ頭蓋内出血又ハ腦膜出血、初生兒メレナ、黒吐病、初生兒ノ浮腫、初生兒ノ「チアノーゼ」初生兒ノ出血症、初生兒天疱瘡、初生兒胸腺死、臍出血、臍潰瘍、臍膿漏、臍部蜂窩織炎、臍靜脈炎、臍壞疽、臍血管炎、傳染性臍炎
乳兒固有ノ疾患(三ヶ月未満)	初生兒黃疸、初生兒肝臟炎、初生兒萎皮症、初生兒硬皮症、初生兒スケレロデルミー
其ノ他ノ幼若	初生兒ノ肺膨脹不全
老衰、老病、老人マラスムス	

先天性	先天性腦水腫、巨頭症、腦脫出、腦ヘルニヤ、腦髓ノ頭蓋外露出
先天性脊椎披裂	脊椎披裂、脊髓膜ヘルニヤ
先天性心臟ノ畸形	先天性心臟、瓣膜缺損症、ボリター氏管開放症、肺動脈ノ先天性狹窄
先天性兔唇	先天性腦及頭蓋缺如、畸形、狼咽症、兔唇、複兔唇、先天性幽門狹窄
先天性口蓋ノ畸形	口蓋ノ畸形、外耳ノ畸形、喉頭膜ノ畸形、肛門閉塞、先天性結腸肥大症、セルシユスブルング氏病、先天性ヘルニヤ
先天性男子尿道上裂	男子尿道上裂、男子尿道下裂
先天性睾丸轉位症	睾丸轉位症、膀胱轉位、先天性「頓包莖」
先天性虹彩缺損症	先天性包莖、脈絡膜缺損症、虹彩缺損症
先天性馬足指趾過多	先天性畸形足、外翻足内翻足
先天性血管性母斑	馬足指趾過多、指趾癒着症、血管性母斑、不完全性化骨
先天性化骨巨大	化骨巨大、軟骨細胞發育不全症

先天性弱質(一歳未満)	先天性弱質、發育不全、稟賦薄弱、體質不完全、體質薄弱、小兒萎縮、榮養不良、生活薄弱、榮養障礙、榮養消耗
早産(一歳未満)	早産死
分娩ニヨル産兒ノ障礙(三月未満)	錯子分娩、異常分娩、難産初生兒ノ腦出血、初生兒ノ頭蓋内出血又ハ腦膜出血、初生兒メレナ、黒吐病、初生兒ノ浮腫、初生兒ノ「チアノーゼ」初生兒ノ出血症、初生兒天疱瘡、初生兒胸腺死、臍出血、臍潰瘍、臍膿漏、臍部蜂窩織炎、臍靜脈炎、臍壞疽、臍血管炎、傳染性臍炎
乳兒固有ノ疾患(三ヶ月未満)	初生兒黃疸、初生兒肝臟炎、初生兒萎皮症、初生兒硬皮症、初生兒スケレロデルミー
其ノ他ノ幼若	初生兒ノ肺膨脹不全
老衰、老病、老人マラスムス	
老衰	老衰性惡液質、老衰性弱質、老衰性疲勞、老衰性智力減退、老衰性羸瘦、老衰、高老死、老齡衰弱
老	老性性癡呆、老性性癡愚
毒物ニヨル自殺	燐、黃燐、猫イラズ、昇水、硝酸ストリキニーネ、砒素、モルヒネ、重クロム酸カリ、硫酸、鹽酸、硝酸苛性カリ、苛性ソーダ
有ニヨル自殺	炭酸瓦斯窒息、クロロホルム、瓦斯燈火用瓦斯、酸化炭素、ホルマリン瓦斯
其ノ他ノ自殺	
縊死ニヨル自殺	
入水ニヨル自殺	
銃器ニヨル自殺	
刀器又ハ刺器ニヨル自殺	
飛降ニヨル自殺	
轉壓ニヨル自殺	鐵道自殺、轢死







刑	死	額	死
		頓死、行倒、卒倒 人事不省、急性失神症	
		胎毒、遺毒、疳癆症、血ノ道痰症 疝癪、急性内膜炎、脾疝病 昏睡病、夜啼症、虫症、不確診筋肉無力 腹部疾患、衰弱、筋衰弱性失調症 腹部氣脹、惡液質 瘦空模牀、外科虚脱、虚脱、充血譫妄 呼吸困難、齒牙發生性熱、衰弱性熱 カタル性熱、腐敗熱、稽留熱、消耗熱 粘液性熱、持續性高熱、消耗熱ニヨル衰弱 過高温、不明ノ器質的障碍 瀉瀉、浮腫、氣腫、發熱化膿 輸血法、チアノーゼ（初生兒ヲ除ク） 過勞、虛病	不明ノ診断 及不詳原因
		感冒	
		心臓麻痺	
		全身水腫、腹水張満	

## 第五編 保険料算定に関する研究

### 第一章 調定

保険料の徴収は原則として保険料額、納付すべき事業主、歳入科目、所屬年度、納付年月日、納付場所等を決定して個人に告知するに始まり之等一切を總稱して調定と云ふ。従つて調定は保険料徴収行為の前提要件であり事務の性質極めて重要と謂はなければならぬ。

殊に保険料額の計算に於ては絶対に正確を期さなければならず若し事務上の過失にて計算に誤りあり其の月に於て納付すべき保険料額より多額の金額を告知したる時は事業主に迷惑を及ぼすことゝなり又尠く告知したる時は追徴の手續をせねばならず事務的に極めて面倒な事實が起きてくる。

施行令第百條第二項によれば保険者が保険料納入の告知をしてから其の告知したる保険料額が納付義務者の納付すべき保険料額を超過することを知りたるときは其の超過部分に對しては今後納入すべき保険料に對し六月以内の期日に於て充當すべきことが出来る旨を規定してゐるが事務上の過失により超過したる金額を納付せしめて之を充當すべきことは、この事務を取扱ふものとして再考せねばならぬ。



超過の原因は種々擧げることが出来るが普通の場合には左の三點に基く場合が多い。

イ、納入告知書を發行してから納期日迄に納付せぬ爲めに収入官吏が出張して現金を徴收したる後事業主が其の納入告知書により納付して來たとき

ロ、其の月に於て保険料を控除すべき事實が発生しておつたけれども控除の届出が遅引したる爲め調定期に於ては判明せざりしとき

ハ、事務上の過失にして例へば保険料額を百圓十錢と調定すべきものを調つて百拾圓と調定したるとき、或は甲乙の金額を取違ひて調定したるとき

右のイの場合には事業主の不注意に基くものであり、ロの場合は調定期に於て判つておらなかつた結果で已むを得ない事であるが、ハの場合は事務上の誤謬であるからそれだけ責任を感じなければならぬ。

納入の告知をしてから其の告知額に相違あることを知つた場合は其の時期が納期限内であり且つ納入が納入しおらざるときは調定期を更正して更訂額に對する告知書を作製して前に發付のものと引替を爲すことが可能であるが納入が既に納付を了したる場合は更正を爲すことが出来ない譯であるから保険料額の不足の場合は追徴の手續をせねばならず、又超過するときは調定超過額として過誤納額整理簿に記入をして、充當の手續を取らなければならぬ様な頗る厄介千萬な事務の取扱を行ふことになる。

斯くの如く單なる間違へと思つたものが各方面に迷惑と事務の複雑性を加へて行くことを思ふときこの事務の研究は愈々眞劍味を痛感するものである。

保険料の算定方法としては既に社會保険局より指示せられたる方法によつて行つてゐる府縣が大多數を占めてゐると思ふが茲に解説を行はむとするものは保険料算定方法の新研究である。

保険料の算定は前述の如く絶対正確なるをモットーとすることを第一條件とせねばならない譯であるが調定事務の全般を一ヶ月に涉つて眺めたとき平常に於ては少しく閑散の場合が多い様であるが愈々調定期になると一度に多忙さが増加して納入告知書を發行してしまふ迄は目の廻る様な戰時状態が續くのを普通としてゐる。

調定事務の開始即ち保険料の算定に入る時期は各府縣千差萬別であらうが先づ其の月の十日若は十二日頃締切つて計算を開始して一週間内外で告知書を發行する段取りの様であるが此の締切を早くするか遅くするかは腕の相違と云つても差支あるまい。

早く締切れば計算の期間が長い譯であるから急かずにやれるだらうし遅く締切れば計算の日数が短かい譯であるから相當の多忙を極むることは判りきつた事柄であるが能ふ限り締切を遅らして最も短日の間に計算を了すことが出来れば最も正確に近い保険料の算出が出来て隨時保険料とか控除すべき



保険料の件数が少くて済む譯である。

若し調定事務はいつ開始することがよいかとの質問に答をすれば告知書發付の當日に於て計算に入るべきと答ふことが理想であると思ふ、然しこのことは事實不可能の事であるが調定事務擔當者の夢とすればこの理想が誰しもが抱く眞の叫びであつて欲しいものと思ふ。

さて締切の問題は暫く措くとして調定事務は閑繁の差が著しいことだけは明瞭である。

本研究は茲に重點を置き閑繁の差を少しでも少くして見たい點締切りの日を出來るだけ遅らして見たいことの二點にある。

左に計算の方法を説明する。

## 第二章 保険料算定方法

保険料の算定は保険料算定表と保険料端數計算表により行ふこと。

### 一、保険料算定表の計算方法

保険料算定表の計算の時期は納入告知書を發付したる翌日より開始するものとし「前月末現在人員」欄に前月分の「月末人員」を轉記し其の月に於て人員及等級に異動なきものとして保険料早見表(日數によらず人員にて計算)により一應の計算を行ふこと、この計算は約二日間にて終了す)

保険料端數計算表

昭和15年10月分

記號	新	工場	又	ハ	合名會社日本鐵工所				告知	5	6	7	8	9	本月分
					氏名	該當月日	控除日數	控除金額							
16	7	上原 敏雄	自10月31日	25	1000	15,10.7	取得	17	1,992	15,11.1	喪失	3	1		
17	10	大高 源吉	自10月31日	17	1,292	15,10.15	轉勤	5	2,600		取得	5	1		
5	6	狩野 鷹造	自9月9日	9	288		取得	11	352		取消	7	1		
4	5	砂山 高子	自9月19日	18	504		喪失	31	992		訂正	8	1		
13	4-5	海本日田男	自9月30日	11	044		等級	22	880		訂正	10	1		
"	"	"	自10月31日	31	124			24	576		出産	11			
10	8	山野 勝信	自10月31日	12	624		不該當					13			
計					387			計	434			14			
差引額	△	4	7	過課納額				差引増減	△	0	4	7	15		

備考 本表ハ前月ノ調定期ヨリ本月ノ調定期ノ間ニ異動ノ届出アリタル分ニ對スル計算ヲ示シタルデアリマス  
第五編 保険料算定に關する諸表



註 人員及等級に異動あるものは工場事業場全體の約三分の二にして残る三分の一は異動なきを以て異動ある部分に對して調定期に増減を行ふものとす。

## 二、保険料端數計算表

本表は保険料算定表の補助を爲すべき性質に屬し徴收保険料欄及控除保険料欄の二欄を設け原則として前月末以降の異動増減を記載整理し人員の増加又は等級の増高等に對しては徴收保険料欄に記載し之と反對に人員の減少又は等級の低下或は控除すべき保険料は控除保険料欄に記載し調定期に於て各欄の計算を行ひ差引額を計上し過誤納額整理簿に依り充當すべき保険料あるときは右差引額より控除又は加算し保険料算定表に於て既に其の月に於て異動なきものとして計算しある額に増減を行ひ告知額を決定すること

註 詳細は四六頁保険料の算定に關する事項参照のこと。

## 第六編 産業災害防止の研究

### 第一章 はしがき

災害の發生原因に就ては日本労働科學研究所長暉峻博士の一説に依れば「産業災害の大多數は外部的原因によるものではなく主として人間に原因があることが多いのである、即ち災害發生は少くとも一部分は従業員の責任に歸せられねばならぬ、併しかゝる事情があるからと云つて常に必ずしも従業員のみその責任があると云ふ譯のものではなく管理者、指導者も亦その責任を分たねばならぬものである。

今日までの災害發生に關する研究の結果を綜合して見ると各種各様の災害に共通なことは

- 一、細心に注意深く事物を處理しなかつたこと
- 二、粗略な不器用の處置をしたこと
- 三、災害をさける爲めに當然やらねばならぬ動作を怠つたこと

等が目立つてゐる事項である、即ち作業の遣り方仕事の仕方に正確さ正しさを欠いたことが主なる原因であると認められる然らば茲に問題となるのは何故に仕事の仕方に正確さと正當さが失はれたかの



點である、これが災害發生の原因のつかみどころである。

いろ／＼の資料や研究によるとそれは第一に仕事に對する不熟練と第二に仕事から來た疲勞によることが明瞭であり災害研究者の凡ての人の一致する見解である。

不熟練は仕事の正確さと正當さが無いが爲めに不慮の災害を起すものである、併し不熟練者だけが災害を起して熟練者は災害を起さないかと云ふと必ずしもそうではない。

熟練した従業員でも往々災害を起してゐる、その原因は業によく慣れてゐるが爲めにまゝ危険を馬鹿にしてかゝる爲めに得て災害を起すものである、そして自己を傷ひ同僚に危害を被らせる、こんなのは罪萬死に値すると云つても過言でない」と述べてゐる。

協調會常務理事の蒲生氏の安全運動の回顧の一説によれば「余は此の災害を未然に防止して従業員を悲惨なる運命から救ふのは管理者の責任であると感じた、偶々感電即死事件が発生した、けたまひしい電話の通知に急いで現場に行つた余は兎も角も遺族に人を走らせたのであつた、口から泡を吹き乍ら死んで行つた高壓電流が左手から心臟を貫き流れたのであつた未亡人が駆け付けて其の死骸に取縋つて泣くより外に言葉は無かつた、余は只々胸を打たれて自然に涙のじみ出るを禁じ得なかつた余の安全運動は此の涙から出たものと言ふことが出来る『そうだ！安全運動を猛然と起して彼等を助けよう』斯ふ言ふ心持ちであつた」と述べてゐる。

我々の日常取扱つて居る入院の承認申請書の内容をよく検討して見れば斯の種のものが指を屈するに違のないものがある、傷病手当金の調査にしても斯の種涙の禁じ能はざる悲話が數多く山積されてゐる。

災害の原因は暉峻博士の述ぶる如く其所には種々の原因が存する譯であるが「注意せよ」と云ふ語は既に慢性的の熟語であつて其の注意をせよと云ふ一步前に相當大きな原因が宿つてゐることに考を走らして見たい。

精神的に如何に緊張してゐても肉體的に耐いられない疲勞があつたとすれば人間の行動は必ずしも一致するものではない。

産業災害の原因調査に關してはいづれ日を改めて記述する考であるが要するに一つの災害が惹起すればその誘因を研究して再び其の種災害は其の工場からは發生させないと云ふ強い自信のもとに従業員一般に對する警告を發する必要があると思ふ。

よく傷病手当金等の調査に際し數日位の日數に査定を加へて満足してゐる調査員があるけれども問題は枝葉末節である、少くともその原因を把握して抜本的の方途に出でなければならぬ。

以下記述したものは現場に望んで實地に調査を行つたものを數種挙げたものであるが今後の參考として味つて戴きたい。



### 一、廻轉中の齒車上部に前屈の姿勢となりて絲屑に糊を付けんとして負傷したる實例

〇〇織布工場の機械工某女當二十二歳は織布の能率を増進せしめる一手段として縦絲に糊を付け其の乾燥を待つて作業するを常としておつたのであるがこのことは當工場内に於ける一般熟練工の間に於ける一つの秘法として行はれておつた事柄である。

當日午後零時三十分晝食後の始業前例の如く糊付けの秘法を行はむとして右手に絲屑を持ち隣室にある糊付機内の糊を其の絲屑に付ける爲め該機の横側に接近したのであるが、該糊付機の横側には其の機械の性能上現に何等要を爲さぬ直徑七寸餘の齒車あり、然も廻轉速度が毎分三十七回程度の遅々たるものであつた爲めさしたる危険性なきことを知り其の齒車の上部に前屈の姿勢となりて右手に持ちたる絲屑に糊をつけつゝありしがいつしか自己の着用せる「ジャケツ」の上衣の下腹部と其の遅々たる廻轉の齒車が接觸して「ジャケツ」の末端が捲き込まれてゐることに氣付かず絲屑に充分の糊を付け終り去らうとして立ち上らむとしたときに「ジャケツ」が齒車にシツカリ捲き込まれて引き放さんとしてもがきたるも既に時遅く上體の自由を失ひ止むなく大聲をあげて助を求めつゝありしが漸次右腕迄も捲き込まれ上膊部は無氣味な音と共に骨折し顔面蒼白となりて泣き叫ぶとき驚き慌てかけ寄りたる従業員の手により漸くモーターを停止して救助せられたのであるが右上膊部は骨折し皮膚面

には骨折部突出し右腕は支持力を失ひ遊離状態となりて四十二日間の長期入院の餘儀なきに至つた。

### 負傷誘發の原因

- 一、廻轉速度遅々たる齒車と雖も其の上部に腰をかゝめて糊付をせんとしたる點
- 二、織布の縦絲に糊付することを公然の秘密とされてゐたる點
- 三、糊付機の横側車軸に無用なる齒車を附し居りたる點

本件災害の因を求むれば右三點にあるを認められ而も能率増進の爲めにする從來の糊付の如き公然の秘密とせられ熟練工の各々が此の筆法を以て毎日の作業を行ひつゝあれば何時かは此の災害は免かれ得ざるものであり且又糊付することにより能率に影響あるものとすれば糊付其れ自體製品の質的に變化なき限り一般に之を認め特製の而も安全なる桶に糊を藏置して之より取らしむることが一般常識として考察せられる所である、其れ若し糊付することにより製品の質的惡化を招來するものとせば斷然之を禁止せしむることにより此等の災害を惹起せしめざりし事も想像し得らるゝ點にして此の間事業主としての監督及指導上に缺くる所あるは至み難き事柄に屬すものと認む。

又一面被保險者は當年二十二歳にして既に相當の考へを有する年輩にあり乍ら如何に齒車の廻轉遅き故を以て危険なしと思考しても廻轉中の物體の上部に前屈の姿勢となり糊付けを爲さむとしたるが如きは不注意のことは勿論餘りに其の考淺薄なるを歎ず。



## 負傷後に於ける彼女の動靜

療養の全きを得て幸にも骨折部は治癒したるも元に復せず從來の作業に充分なる活動を爲し得ず賃金の減少に伴ひ生活の不安を招き我が身の不幸を歎きつゝ勤務し居りしも家庭には老母一人を抱へ本人の収入によつて辛ふじて生計を維持する身の如何ともなし得ず何等かの方法により貧より脱せんとして道を選ぶ理性を失ひ遂女性として悲しむべき職業に足を轉じ薄幸なる身の上を悲しみつゝ錯綜せる世事に傷付ける心を抱きつゝ一切を犠牲として暗黒の生活を續けて居る。

## 二、熟練工の眞似をした見習工の負傷

○鐵工所は軍部指定の軍需品工場である、日夜業務繁劇を加へ従業員も事變前に比較して倍加して居る現状である當年十七歳になる某氏は一月七日に當工場の見習工として雇入れられたものであるが採用以來熟練工と共に毎日眼の廻りさうな繁忙裡に殆ど無我夢中に日を送つてゐる内に十日を経過した其の日の出來事である。

彼は見習工として毎日砲彈の測定を行ふことを業務としてゐた、この測定方法は一旦機械の運轉を停止して行ふことになつて居り指導者から最初充分の注意を受けてゐた譯である。

所が先輩たる熟練工の爲す所を見るに何れも運轉を停止せずに行つており而も其の方法が最も能率的であることを感じ段々熟練すればあんな風に美事にやれるのだと自分も思ひ又同僚からも聞かされ

た、よし自分も一つあんな風にやつて見たいものだと思へ先づ試に災害當日の二日前之を敢行した所案外容易にたやすく成功したので極めて意を強ふして當日も又測定を命ぜらるゝや運轉を停止せずに行はむとしてゲージを下した利那ゲージが測定すべき砲彈に取られると同時に左中指先端を挫断し骨露出したる負傷をしてしまつた、露出した骨は除去せられ漸次快方に向へるも二月中旬に至り創面不良となり漸く三月中旬全治するに至つたが此の間三ヶ月を醫療と休勞に要した譯である。

鵜の眞似する烏水に溺るの諺によく似た例であり前車の覆を見て後車の戒と爲したい。

其の後の彼は漸次技術も熟練して來たのであるがこの測定だけは必ず運轉を停止して行つてゐるとの事である。

## 三、熟練工が動力を停止し機械修理中見習工がスキッチを入れ

たるに起因し負傷したる實例

○緞織工場整綿工某氏は本年二十三歳にして熟練工の一人である。

當日場内見廻中「テリベクボックスゲージローラー」(スフを荷造り前に吸ひ集めるもの)に「スフ」が詰つて居るのを發見「カバー」を外してスフを浚へ殆ど終つたとき本人の下に見習工として働く本年十五歳の少年工が其所に見廻りに來たる所該機の運轉中止し居るに氣付き何故運轉を中止したるや訝りながら周囲を見廻して見たが人影を發見せざりし爲(この時熟練工たる某はカバーの陰にてスフ



を凌へつゝあり。

誰かおらぬかと聲を掛けたるも他機械運轉の騒音により其の聲徹底せざりし爲何等の答なきを以て何等かの故障の爲め運轉が自然に中止せられたるものと極めて單純に考へスキッチを入れて運轉の能否を試さむとしてスキッチを入れた所カバーの蔭にてスフ凌へに右手を差し伸べつゝありたる熟練工の該手は忽ち機械の廻轉に伴ひ「スポーク」の爲めに強打され鮮血入り深さ臍に達し腫張疼痛を伴ひ裂傷部位に對し縫合を行ふ程度の負傷を負へ入院の已むなきに至つた。

#### 負傷誘發の原因

- 一、機械の運轉を中止したることを何等かの方法により表示し居らざりし點  
(本工場に於ては運轉休止修理を爲す場合は「運轉休止」の赤札を「スキッチ」附近に掲げ置くを作業内規とせるも自然之が勵行を怠り大修理を爲すの外は赤札標示を爲さざる様自然惡慣習に染りつゝありたり)
- 二、スキッチを入れた少年工は未だ經驗淺く若し機械「運轉休止」の赤札の掲揚なきとしても熟練工に於ては跳ね上つた「カバー」を見たゞけにして修理中なることを判明し得るものを其の經驗を有せざりし點

本件災害の誘因は以上の二點にあるを認められ機械修理の標示を其の修理の大小に關係せず之を行

ふことにより此の災害より難を免かるゝことを得たであること、思考せねばならぬ。

更に何の爲めに運轉を中止せるやに疑問を生じて聲を掛けて問ひ訊したる迄の注意心は諒とせられる所なるも今一段細心の注意を拂つて見ればカバーの外しあるを發見したであらう。

朝な夕な同室に於て勤務し少年工の敬慕おく能はざる彼に一寸した不注意がこの災害を惹起しようとは神ならぬ身の知るよしもなかつたこと、思ふのであるが、責は兩者にあることを問はなければならぬ。

#### 四、落盤あることを豫想しつゝ負傷したる實例

〇〇鑛山に於て構内の見廻役を爲しつゝある某氏本年三十三歳は詰襟りの上衣に印絆天を着用しゲートルをつけた嚴重な服装にて彼の毎日行ふべき構内に於ける工夫の出勤狀況を調査の目的にて坑口約三百米奥の採掘所に歩を進めた、坑内は三個の安全燈により青白い光が岩間を流れる細長い構の水面を靜かに照してゐる。

坑内の高さ三尺に満たず、彼は右手をつき右脚を下に横匍の姿勢となり注意深くも若しや危険なる落盤なきやを確むる爲めに頭上を見上げたところ左右支柱間に支へられてゐる横木の周圍の岩石に割目あるを發見したるが横木によつて支へられてゐるから大丈夫であると心に念じ出勤狀態を記載せんとしてペンを右手に握つたソノ瞬間俄然天地の轉倒かと思ふ様な感に打たれたと思ふ利那横木の横



合から二、三十貫の岩石が彼の脊椎に落下した、彼は人事不省に陥りたるも採掘中の工夫の救助により危ふき生命を取り止めて坑外に搬出せられた、上を下への騒ぎの中に〇〇病院に移送せられたが第十胸椎より第二腰椎の部及び其の横側に手掌二個程度の腫張あり兩下肢運動不能にして全身壓迫骨折あり自然痛並に壓痛激しく長期入院治療の已むべきに至つた。

## 負傷の誘因と認むべきもの

一、坑内支柱の組み立て完全ならざる點（坑内に於ける支柱は横木に唐子を組むことを良とするも本鑛山の支柱は之を爲しおらず）

一、岩石に割目あるを知りつゝ其の下に於て出勤状態を記載せんとしたる點

本件災害の誘因は以上の二點に盡くるものと謂ふべく即ち完全なる支柱を以てせば落盤を防ぎ得るものありと思考せられ而も自己自身細心の注意を拂つて落盤なきやを確めたる程にして岩石に割目あることを知りつゝ横木に安心して其の下に居りしことは破れ舟に身を託して海上に出でたる如きものにしていつかは危険の迫り來ることは當初より豫想せらるゝ問題にして若し其の危険境より脱せんとせば四、五歩後退して出勤状態を記載しても其の任務は果し得べきものにして注意しつゝも此の災害を受けたることは餘りに大膽なりしと觀察せらるべく坑内稼働者の常として坑口入口當初に於ては充分なる注意を拂ひつゝあるも慣れるに従ひて危険の境を自然忘却して次第に大膽に變化して行く其

の心境にかくの如き結果を招きたるものと思考せらる。

坑内生活者の常に心掛くべき必要要件は最初の注意心は時の経過により大膽に變し行く其の心境である。

## 五、睡眠不足が原因して沸湯せるタンクの中に顛落死亡したる

## 實例

〇〇絹麻紡織會社勤務の某氏當年二十一歳は苛性曹達の煮沸液の充滿せるタンクの中にラミー樹枝（麻の原料）長さ二尺位一貫匁内外の束を靜かに煮熟することを日常の業務としてゐた。

該タンクの高さは五尺程であるが二尺の所に足場を設けてある爲め足場よりタンクの上部の周圍迄は約三尺である。

災害の惹起した時日は昭和十四年四月十五日午前十一時十分頃であつた、當日も例によつて其の業務に従事してゐたのであるが彼はいつの間にか煮沸せるタンクの中に落ち込んでゐたのである。

異様な叫びがタンクの中より發せられ彼の姿が見えなくなつたことを知つた友人は直ちに現場に走つたとき彼はタンクの椽を右手でシッカと握つてゐたが一人では如何ともなすことも出來ず、急を傳ひて一同を集合漸く救ひ出すことが出來たのであるが顔面頸部四肢軀幹は第三度の藥傷で既に言語さへ發することを得ず其の儘擔架により病院に移送せられ手厚い看護と醫師の熱心なる加療を受けたが



其の翌日遂に死亡するに至つた。

以上の経過よりすれば顛落の原因及動機が明瞭でない、即ち彼が業務に従事する足場にも何等の故障を發見し得ないのみならず足場より三尺も高いタンクの中に落ち込むとすれば其所に餘程大きな原因がなければならぬ。

タンク中に於て煮熟するラミールの重量は僅か一貫匁に過ぎぬ關係より推して其の重さに釣られて落ち込むやうなことは常識上判断せられぬ所である。

而も煮沸しつゝある溶液の中にラミールを静かに入れて作業することを常としてゐる關係上威勢よく動作を爲し得ないのであるから勢に釣られて落ち込むことも思考せられぬ所である。

其所で前夜の行動を調査して見ると工場よりの歸途友人と共に花見の宴を張り深更二時に至る迄各所を飲み歩き泥酔歸宅してゐることが判明した。

翌日は二日酔と睡眠不足の爲め頭内朦朧としておつたことは推定に難からざる所である。

加ふるに作業場は冬期尙七十度の氣温を維持しつゝある關係上暖氣と相俟て睡眠不足は遂彼をして居眠りの餘儀なきに至らしめ自己の眼前には沸湯せるタンクあるを忘れ前のめりの姿に於て這り込んだことが明瞭にされた。

遺族には多少の不動産もあり本人の死亡により物質的には影響を蒙つておらぬが齡漸く適齡に達し

前途有爲な青年を僅か一夜の不行跡により歸らぬ旅に立たしめたるは誠に遺憾である然も一人子を失つた實母は其れ以來病床に呻吟する身となり一家の悲嘆は眼を蔽はしむるものがある。

#### 六、迷信が禍して手首迄も挽ぎとられた實例

〇〇絹麻紡織工場の雜役夫、當年五十三歳の某氏の日常業務はラミールと稱する麻の原料樹枝の太さ三、四分より六、七分位迄長さ三尺許のものを剥皮機に掛ける事を常としてゐた。

當日も例の如くラミールを握り左手を前に右手を後にして其の先端を一分間五百回の廻轉をする剥皮機ロールに挿入した所ズル／＼とラミールを握つた儘右手を引込まれ掌より先をロールの齒のために滅茶々に碎かれて了つた。

何故ラミールと一緒に右手を引込まれたかが一寸想像し難い點である、該剥皮機ロールは「カバー」を以て蔽はれラミールの挿入口としては僅かに幅三厘の間隙があるばかりである。

この僅かな間隙に手を差入るとすれば餘程の力を要せねばならぬ、而も「ラミール」は「ロール」の廻轉に連れ自然に引込まれて行くのであるから手は該機に近付ける必要は全然認められない、従つてラミールの先端が押入れられれば同時に手は放しても差支ない状態に置かれてゐる、假に誤つて手を挿入口に持つて行つても握り緊めたまゝであれば握りこぶしの方が挿入口よりも大きいのでローラの所に手の入り様のない状態にあり従來當工場に於てはこの種の負傷は皆無であつた。



一般従業員もラミィを握つたまゝ、挿入口迄度々拳を打ちつけたことはあり本人も勿論この種の経験は幾回とも繰り返してゐたが災害を起したことは一度もなかつたのである。

では何故手首迄も挽ぎとられたか一種の疑問を抱かずにはおられない。

この解けきれぬ謎は次の如くである。

彼は齡既に五十を過ぎてゐるが無學文盲であり人一倍迷信深く且又一種の信仰にかたまつてゐた、丁度負傷の當日早朝佛前に上げた燈明がバツト消えた………と同時になんとなく陰鬱な気分が起つて來たカレンダーをめくつて見れば「三りんぼう」である、そこで今日はどうも面白くない何か起り相な餘感に打たれ靜かに家で休んでゐた方がよからうと考へたが本人の妻女は仲々氣丈夫であり大いに激勵された結果溢々家を出たがどうしても佛前の燈明と三りんぼうが氣にかゝり仕事をする氣になれず午後からは早退しようかと思ひつゝ至極落着かざる精神のもとに操業をしてゐたもので本人は當時を追想して次の如く語つてゐる、「私もあの機械で怪我をしようとは夢にも思つてゐなかつた、朝からフツツとした氣持で仕事をしてゐたがあのととき手を引かれると同時に了つたと思ひ今迄一度も慌てたことは無かつたのに當日に限つて大變慌てゝ自分の身體全體が機械に呑まれて終ひ相な感が一杯で一生懸命に手を引き放したのであとの事は無我夢中であつた」と云つてゐる。

又當時を目撃した者は次の様に語つてゐる「手を押し擴げて其の半を機械に噛まれながら右手で之を除かうともせず尙ラミィを固く握り緊めてゐるので私は側に駆け寄り他の一人は運轉を止めて漸く救つたのです」と謂つてゐる。

以上の経過より案ずるに本人は餘程ボンヤリとした精神で魂のぬけた人形が作業をしてゐたかの感を抱くものである。

直ちに入院防腐處置の爲め左前臍肘より二寸位の處で切斷の已むなきに至り生れもつかぬ不具者となつてしまつた。

傷の治癒後は從來の作業には堪へられず工場主の同情により巡視として引續き勤務することになつたが當時の記憶を追想しては鬱々として樂しまず遂に工場を退職して妻と共に小作農を爲し細々たる生計を營んでゐるが左手首のない結果は充分の働きを爲すことを得ず子も無く資産は無く悲慘の生活をしてゐることは誠に氣の毒に堪へないものがある。

迷信が高まりその日の吉凶を心にかけて自己自身の精神力を左右し不幸なる結果を招くなど馬鹿らしいことはあるまい。

若しその日の吉凶を左程迄に氣にかくるものありとすればその日は特に慎重を期し禍なきを欲するならばこの種の災害は充分に防止し得ることが出來よう。



## 附 録 被保險者の資格事務の研究

### 總 論

法第十三條の分類解釋——1、使用せらるゝ者の意義——2、健康保險の被保險者とす——強制被保險者たるべき者——強制被保險者たらざる者——届出遅延の者に對する措置——休職被保險者の資格——3、一年の報酬千二百圓を超える職員——職員の意義4、工場法第一條の規定に依り同法の適用を受ける工場——工場の意義——工場と認むべからざるもの——5、鑛業法の適用を受ける事業場又は工場——6、事業の意義——7、常時五人以上を使用するの意義——8、労働者の意義——9、物の製造、加工、選別、包装、修理、又は解體の事業——10、鑛物の探掘又は採取の事業——11、電氣の傳導又は動力の發生若は傳導の事業——12、地方鐵道法又は軌道法の適用を受ける事業——13、陸上に於て爲す貨物又は旅客の運送事業

### 施行令第九條の分類解釋

A臨時に使用せらるゝ者——B所定の期間の意義——C六十日以内の期間を定めて使用せらるゝ者——D勞務供給契約の意義——E試に使用せらるゝ者の意義——F日々雇入れらるゝ者の意義——G前各號に掲ぐるものゝ外内務大臣の定むるもの——季節的業務——他の法律の適用あるものと健康保險法との關係——資格取得の動機不純の場合

## 被保險者の資格事務の研究

### 總 論

被保險者として取扱ふべきものゝ範圍は法第十三條及令第九條に規定する所で此の條文をよく吟味



して取扱つて行けば別して疑問の如きものも生じて来ない譯であるが實際の取扱になると條文通の研究位では到底満足なる事務の執行が出来ない事は從來の經驗に徴して瞭である。

殊に昭和十年一月一日より法の範圍擴張によつて種々の業態が本法の運用を受ける様になつてから一層其の感を強ふるものである。

運送の事業に於ても強制被保険者として適用すべきものであるか、或は任包被保険者として處理して行くべきものであるか、決定に躊躇せざるを得ない場合が相當あり、然るに之が決定に對しては机上論にて可否を論ずる事の出来ない場合が多く、從て實際現場に臨んで其の會社又は商店の經濟資本關係或は總括的作業關係、雇傭關係等の種々なる方面を調査觀察の上でなければ確然たる決定が出来兼ねる事が屢々で事務は愈々複雑化して來てゐる。

各府縣からの伺出による本省の通牒も同一問題に關し、五、六種類に涉るものがあり、之を一纏にして解釋をせなければ全部を克く究明する事が出来ぬ場合が多い。

所が此の例規通牒は健康保險關係法規集に一部登載せられる外、健康保險時報に或は疑義事項集に轉載せられてゐる關係上之を取纏め總括的の意見と決定する迄には容易の術ではない。

之が爲めに相當の時間を要するのみならず遂に研究不足を生じ事務の取扱の正鵠を得ない場合も皆無とは申されない現状である。

この意味からしても之を一括取纏め大體の方針と決定方法に就き指針を與へ事務取扱者をして能率を増進せしむることは緊要の問題であると思ふ。本項は其の目的を以て大體例規通牒を基礎としてものしたものである。

本事務に精進せらるゝ者は熟讀再考以て其の深遠を究めむ事を衷心望んでやまぬ。

### 法第十三條の分類解釋

法第十三條を左の如く分類し通牒を蒐録したる上に便宜簡單なる説明を加へたり。

法第十三條 左ノ各號ノ一ニ該當スル工場、事業場又ハ事業ニ使用セラル、者ハ健康保險ノ被保險者トス、但シ臨時ニ使用セラル、者ニシテ勅令ヲ以テ指定スルモノ及一年ノ報酬千二百圓ヲ超エル職員ハ此ノ限ニ在ラズ

一、工場法第一條ノ規定ニ依リ同法ノ適用ヲ受クル工場

二、鑛業法ノ適用ヲ受クル事業場又ハ工場

三、左ニ掲グル事業ニシテ常時五人以上ノ労働者ヲ使用スルモノ

(イ) 物ノ製造、加工、選別包装、修理又ハ解體ノ事業

(ロ) 鑛物ノ採掘又ハ採取ノ事業

(ハ) 電氣ノ傳導又ハ動力ノ發生若ハ傳導ノ事業



(ニ) 地方鐵道法又ハ軌道法ノ適用ヲ受クル事業

(ホ) (ニ)ニ掲グルモノヲ除クノ外陸上ニ於テ爲ス貨物又ハ旅客ノ運送ノ事業ニシテ勅令ヲ以

テ指定スルモノ

1、使用せらるゝ者の意義

右第一號中に於て疑義とせられる點は「使用せらるゝ者」の意義であるが、此の解釋をするに先立ち其の使用せらるゝ者の資格を取得すべき日は法第十七條に規定する如く「其の業務に使用せらるゝに至りたる日」である。

其の業務に使用せらるゝに至りたる日とは(昭和三年七月三日 保發第四八〇號)の通牒によれば事業主と被保險者との間に法律上又は事實上の使用關係の發生したる日である旨を通牒せられてゐる、又熊谷氏著改正健康保險法精義によれば「必ずしも事業主との間に法律上の雇傭關係の存在を必要とせず事業上の使用關係があれば足る」と述べてゐる。

從而通牒の趣旨は法律上の雇傭關係があれば、それを以て業務に使用せらるゝに至りたる日と看做すことも支障なく、又法律上の雇傭關係の成立がなくとも事實上使用關係があれば、それでも差支ない旨を通牒せられてゐる譯である。

又熊谷氏の著者も右と解釋を同じうしてゐるのであるが、只以上の解釋を以て全般を率する譯にも

行かぬときがある。

即ち製絲女工の如く職工募集員が各地に至り雇傭契約を締結するが如きは、之際に民法上の雇傭契約は發生せしめたこととなるを以て前述の如く法律上の雇傭關係が成立したものととして其の契約の當日より資格を取得せしむべきが至當の如く一應は解釋も出来るのであるが、斯の如きは只形式上の契約に止まり、現實には勞務に服しをらざるを以て報酬支拂等の必要もなく、双方に於て入場の日迄は債權債務履行の要がない爲めに斯の如き場合は實際に工場に入場した日を以て資格取得せしむべきである。

保發第四八〇號

昭和三年七月三日

社會局保險部長

應府縣各組合宛

被保險者ノ資格得喪ニ關スル件

標記ノ件ニ關シ從來「現實ニ業務ニ使用セラル、状態ニ置カレタル日」ヲ以テ資格取得ノ日トシ又「現實ニ業務ニ使用セラレザル状態ニ置カレタル日」ヲ以テ資格喪失ノ日トシテ取扱居候處右ニ關シ伺出ノ次第モ有之ニ付テハ爾今健康保險法第十七條ノ「其ノ業務ニ使用セラル、ニ至リタル日」トアルハ事業主ト被保險者トノ間ニ法律上又ハ事實上ノ使用關係ノ發生シタル日又同法第十八條ノ



「其ノ業務ニ使用セラレサルニ至リタル日」トアルハ事業主ト被保險者トノ間ニ法律上モ事實上モ使用關係ノ存在セサルニ至リタル日ト解シ取扱相成度從ツテ被保險者カ療癒ノ爲勞務ニ服スルコト能ハサルコト、爲リ百八十日ヲ超ユルモ尙相當ノ期間内ニ治癒ノ見込ミ無キ場合又ハ長期間法第六十二條第一項各號ノ一ニ該當シタルカ如キ場合ニ於テ被保險者ノ資格ヲ喪失スルヤ否ヤモ一ニ上述ノ標準ニ依リ之ヲ判定スヘキ義ニ有之候條今後右ノ趣旨ニ依リ取扱相成度此段及通牒候也

改正健康保險法精義（拔萃）一二〇頁

### 三、使用せらるゝ者の意義

上記の工場事業場又は事業に「使用せらるゝ者」は被保險者である、使用せらるゝ者と規定せるを以て必ずしも事業主との間に法律上の雇傭關係の存在を必要としない、事業上の使用關係があれば足る。

又直接事業主との間に使用關係がなくも事業主に使用せらるゝ者と同様の状態に於て勞働する者は被保險者となる。

例へば事業主が其の所有する工場の作業を第三者に請負はしたる場合に於て職工と請負人との間に使用關係があつて事業主との間に使用關係のない場合に於ても被保險者である。

石炭山の斤先人（法律上は事業主ではない）に使用せらるゝ鑛夫も同様である。又職工が其の妻子を工場に伴ひ手傳として業務に従事せしむる場合は其の事業主は使用關係はないが工場に使用せらるゝ者として被保險者たる資格を有す。

保發第七五一號

昭和三年十一月十七日

社會局保險部長

製絲工場等ニ使用セラル、者ノ被保險者資格ニ關スル件

標記ノ件ニ付昭和三年七月三日附保發第四八〇號被保險者ノ資格得喪ニ關スル件ヲ以テ健康保險法

第十七條ノ「其ノ業務ニ使用セラル、ニ至リタル日」トアルハ事業主ト被保險者トノ間ニ法律上又ハ事實上ノ使用關係ノ發生シタル日ト解スヘキ旨通牒致置候處製絲業ノ如ク職工募集員カ各地ニ出張シ出張先ニ於テ職工ノ募集ニ應シタルモノト雇傭契約ノ交渉ヲ纏ムルカ如キ事情ニ在リテハ應募ニ依リ雇傭契約ハ成立スト雖所謂入場ノ日迄ハ職工及事業主ノ双方ニ於テ該契約ニ依リ勞務ノ提供或ハ報酬支拂ノ要ナク即チ双方共債務履行ノ要ナキヲ以テ事實上ハ勿論法律上モ未ダ使用關係發生セサルモノト認メラレ候條右ノ如キ事情ノ下ニ雇傭セラル、者ハ所謂入場ノ日ヨリ被保險者ノ資格ヲ取得スルモノト了知相成度又製絲業等ニ於テハ冬期相當長期間作業ヲ休止スルモ翌年ニ於ケル職工ノ募集ノ便宜上雇傭契約ヲ相當期間繼續スル向有之候處此ノ如キ場合ニ於テモ亦法律上モ事實上モ使用關係ナキモノトシテ退場ノ日ノ翌日ヨリ被保險者ノ資格ヲ喪失スルモノト了知相成度

## 2、健康保險の被保險者トす

附錄 被保險者の資格事務の研究